

◎議長（岩邊彌之助君）御説は御尤であります、それは議長の権限にあります、

◎六十五番（川島肇君）議長横暴。

◎議長（岩邊彌之助君）菊地敏治君。

◎六十四番（菊地敏治君）懲罰委員に就きまして、只今川島君から動議が出ました、少数黨よりこれを出せと云ふことに就て私は賛成するものであります、懲罰委員なるものは議事の進行を妨げ種々議會に不都合を企てる者に就しこれを懲罰するものであります、此懲罰委員たるものは眞に公平に處罰し得るや否やといふことは、彼帝國議會に於ける有様を見ても甚だ疑はしいものであると思ふものであります、何故とならば此懲罰委員は各政黨におきまして、自己の政黨の主張する所に反對をする者を壓迫するが爲に懲罰委員を出しまして、自己の政黨の利益のあることならば懲罰しない、不利益のあることならば懲罰する、此懲罰委員の権限を多數黨の掌中に納めて少數黨を壓迫する機關となつて居ります、斯の如き不公平を爲す懲罰委員は多數黨より選出せられましたる者に限るものであります、これを少數黨よりも選出し多數黨よりも選出し、公平に選出したならば必ずや不公平なる問題を惹起しないものであると私は信ずる、斯かる故に民友青年議會は帝國議會の模倣議會に非らずして、理想を行はんとす

る純眞なる青年に依つて組織されたものであります、少數黨否一人黨の議員たりと雖も只今の川島君の動議に私は賛成して此無所屬の中より懲罰委員を選出することを賢明なる議員諸君に賛成を求めらるものであります、若し之れに賛成しない様な議員は此民友青年議會議員の資格が無い様に私は思はれます。

◎議長（岩邊彌之助君）懲罰委員は御異議がある様ですから後で申上げますが御異議はありませぬか。

（異議なしと呼ぶ者多し）

◎議長（岩邊彌之助君）異議ないと認めます、懲罰委員は追つて指名致します。夕食の時間ですから暫時休憩致します。

午後六時四十五分休憩

午後七時開會

◎議長（岩邊彌之助君）休憩前に引續開會致します、昨日より起りました、國政黨の方が通告順が非常に違つてゐるといひましたけれども、彼は議長に於ても非常に注意しまして遣りましたけれども、茲に於て皆さんの諒解を得る爲に國政黨諸君に辯明し

ておきます、次に先程休憩前に於てありました所の労働大臣武藤七郎君に對する質問を許します。

(質問なしと呼ぶ者あり)

◎議長(岩邊彌之助君) 質問がなければ次の日程に移ります、本案を審査すべき委員の選舉は如何にしませうか。

◎議長(岩邊彌之助君) 小川富士太郎君。

◎十五番(小川富士太郎君) 議長指名九名の委員を選出せられんことを提出致します。

◎議長(岩邊彌之助君) 議長指名九名の委員に御異議はありませぬか。

(異議なしと呼ぶ者多し)

◎議長(岩邊彌之助君) それでは異議ないと認めます、委員は後刻申し上げます、小澤慶一君其他の議員より建議案が出て居ります、先以て小澤君の蠶業振興に關する建議案の説明を求めます。

◎三番(小澤慶一君) 本員は茲に蠶業振興に關する建議案を提出したことを光榮とする所であり、所謂此蠶業振興なるものを此議會に提出したといふことは、最も諸君の國民の輿論の結晶が茲に集つたものであり、且つ農民の輿論が集つたものであら

うと思ひます、我國の蠶糸業の振興を期するは我國の蠶業政策と國民經濟上に極めて緊要なことと思ひます、而して世界の産額八百萬貫に對して、本邦の額は幾らであらうか、この數は五百萬貫に達して居るのであります、而しまして世界の覇權を握つてゐるのであります、是れ所謂養蠶戸數百八十六萬二千戸を有し、此原料は全國に散亂してゐる所の約三千の製糸工場と、數十萬人に上る所の従業員に依つて年産額七億萬圓に達してゐるのであります、此生糸の産出をするその製産の關係上且又此蠶糸業を双互的に健全に發達して、而しまして優良に且又豊富なる原料の産出製品の統一其改良及び取引に至る連絡統整を行はなければならぬのであります、而しましてこの第一要件としまして、茲に所謂絹糸局といふものを設ける必要が起つて來るのであらうと思ひます、當然歸着する所がこれが國民の輿論であらうと思ひます、而して現在の政府にはこの絹糸局といふものが設置して無いのであります、これは蠶業政策上誠に遺憾に堪えない次第であります、而しまして其次は何であるか、養蠶組合法の制定であります、養蠶組合法の制定は今やその組合員の數が養蠶組合の制度であつて、此一萬九千七百五十七の養蠶組合が組織されて居るのであります、其養蠶家の戸數は是れ所謂八十萬戸以上あるのであります、之は單なる唯だその部落的を以て組織されて居

るものが多くて、且つ此組織の方法が非常に不徹底になつて居るのであります、これが爲に尠ならずこの組合が離合集散が甚だ多いのであつて、健全なる所のこれが組合に成つて居らないといふのは甚だ當業者に取つて悲惨の運命に陥つて居るのであります、現在政府が執り來つて居る所の最も帝國の重要な所の、然も前に申したる所の如く産業の政策と國民經濟上最も必要な所の養蠶業に重きをおかないといふのは、吾々農民として吾々當業者として非常に悲憤に堪えないのであります、こゝに於て本員は諸君の輿論に訴へ且つ斯ういふ政策を施さぬといふことは農政問題に非常な缺陷があると思ひまして、茲に諸君の満腔の賛成を得まして、本案の通過あらむことを切に希望致しまして降壇する次第であります。

○議長（岩邊彌之助君）御質問はありませぬか……（質問なし）……質問がなければ此賛否の御意見を問ひます。

○議長（岩邊彌之助君）川島肇君。

○六十五番（川島肇君）委員付托に願ひます、委員の数は議長に一任します。

○議長（岩邊彌之助君）川島肇君の動議の如く委員付托に御異議はありませぬか……（異議なし）……御異議がないと認めます、委員は後日指名致します、次に族籍廢止案

を議題に供します、望月はつ子君御説明を願ひます。

（拍手起る、謹聴といふものあり）

○二十番（望月はつ子君）明治維新の際大名の制度は今日の様な縣と成りました、而して其大名は華族と成り、武士は士族と成りましたが人類平等を唱へる今日同じ日本の内に今猶戸籍上に迄階級を設けて置くといふことは不合理のことゝ存じます、斯の如きことは小事の様であります、差別上の階級を廢せむとする第一歩であると考えるのであります、依つて速に華族並に士族を廢止せられる様建議をした次第であります、どうぞ皆さんの御賛成を得まして此議案を提出した理由であります、満場の皆さんの御審議を願ひまして此案の通過を願ふ次第であります。

（拍手起る）

○議長（岩邊彌之助君）これに對して御質問はありませぬか、川島肇君。

○六十五番（川島肇君）諸君、婦人代議士が壇場に立つたからとてさう興奮することはないか、これは最も慎重に眞摯な態度を採らなければならぬ彌次があるのならば堂々と彌次り給へ、本員川島肇は只今望月はつ子女史の提案になりましたところの、建議案族籍廢止に私は賛成するのであります、今や我國に於ける

所の階級闘争は何んであるか、所謂階級的觀念が纏ては小なるものをいじめ、大なるものが横行跋扈するのである、牧野伸顯子が人種的差別案を國際會議に出されましたけれども何うでありましたでせうか、否決されたではありませんか、牧野大使の道理ある所の人種的差別案に對して反對をされたではないか其反對論の一説に日本國內に於ては何うであるか、有ゆる點に於て差別的待遇を與へる、或は階級的に於て然り、斯ういふことを前提として否決された此御意見は御尤で、日本が階級的思想を破壊しなければ到底吾々は賛成出来ないといつたではないか……故に族籍廢止に關する建議案には私は賛成であります、議員諸君も滿腔のこれに賛成あらむことを希望するものであります。

○議長（岩邊彌之助君）菊地敏治君。

○六十四番（菊地敏治君）本員は議席より川島はつ子女史の提案に賛成致します、……（滿場に哄笑起る）……只今の川島はつ子女史は間違ひました望月はつ子女史でありますから訂正致します。

○議長（岩邊彌之助君）本案に對して賛否の意見を問ひます。
（賛成々々と呼ぶ者多し）

○議長（岩邊彌之助君）小澤慶一君。

○三番（小澤慶一君）議席より申し上げます、多數賛成の方がありますから讀會省略可決確定を願ひます。

○議長（岩邊彌之助君）小澤君のお説に御異議はありませぬか……（異議なし）……御異議のないものと認めます。

○議長（岩邊彌之助君）望月傳次郎君。

○四十五番（望月傳次郎君）建議案の讀會何んぞといふことがありますか。

○議長（岩邊彌之助君）此議會の規則にはさうなつて居ります、本案は可決致しました、次に國立育兒院並に教育院設立に關する建議案、これを議題に供します、提出者友部慎一君の御説明を願ひます。

○二十五番（友部慎一君）至つて小さいのであります、只今議長からお話のあつたのは能く分りませぬから問題だけを申し上げます、私の提案するのは國立育兒院並に教育院設立の件であります、本員は昨日現内閣諸大臣よりのお話を承ります所が社會問題並に思想問題に就て大に研究をし、實際問題として努力すべき御聲明があつたに拘らず斯ういふ問題の無いのを甚だ遺憾として居る次第であつたのであります、所が本日

武藤労働大臣より労働組合法案並に治安警察法中改正法律案の出たのを心強く思ふ所であります、私の建議案は吾々同志三名の賛成を得まして、茲に上程することが出来たのは非常に本員の光榮とする所であり、近時物質文明の進歩と共に私共中産以下に於ける國民は酷く物質文明に脅されました、生活権は資本階級の爲に奪はれまして、生活苦の爲に今や人生の目的たる所の道義觀念を忘れ徒に鬭争是れ事とする様に成つたのは私の甚だ遺憾とする所であります、鑛山労働争議、小作争議、工場労働争議の如き又自殺、殺人、放火、強盜、脅迫等幾多憂ふべき社會現象が頻々新聞紙上を色彩する、是等の記事の絶えざることとは均しく是れ經濟的生活苦に基因せざるもので何んでありませうか、政府は小作調停法を作り、又治安維持法を作つてこれに備へ、無産者階級は無産者政黨を組織して昨日の新聞にもあつた通りこれが結黨式を致しました通り何れも是等の事實に依つて現るゝのであります、仍つて私は茲に考へる所があつて本建議案を提出したのであります、此建議の主とする所は生活苦に在る所の吾々中産階級以下の孤貧兒の哺育並にこれが教育を目的とする、國立育兒院並に教育院を設立致しまして、一つは經濟的生活の安定を圖り、一つは貧困者の子弟に教育の機會均等を與へまして、以て社會政策の完璧を期せむとするのであります……(拍手、善い)

議案だ大いに賛成するぞ……國立育兒院並に教育院は只今申上げました如く、自ら養育教養する能はざる家庭の子女をこれに收容致しまして、養育教養をなし各個獨特の特性を發揮せしめまして、長ずるに及んで或は官吏と成り、或は軍人或は教育家とし又は労働者等適性に従つて其の職を與へまして、國家的各種事業に従事せしめむとするのであります、斯の如き施設は獨り中産階級以下の家庭より生ずる所の幾多の經濟的悲劇を防止することが出来る、而已ならず經濟的苦境より生ずる所の不幸を救済致しまして、進んではその天賦の資性發揚に努めまして、豫て第二國民の發達を遺憾なからしめ國民生活苦に伴ふ思想の悪化を救ひまして、同時に國民的生活の向上發展を期し得べきは平生明かなるものがあるといふことを確信致します、けれども此國立育兒院並に教育院の設備に若干の國費の支出を要するのであります、けれども之れに依つて國民の生活の實を擧げ經濟的不安より生ずる所の犯罪其他違法不道德の行爲に依る犯罪を少くせしめまして、現在の國家的の諸設備即ち刑務所であるとか、警察司法裁判所等の整理縮小に依る經費の大半を節約する事が出来るであらうと思ひます、斯う云ふ點から生ずる所の費用を以てこれを償ふに餘りありと信する次第であります、甚だ聲が嘎れまして失禮であります、以上を述べて建議案の提出理由と致します。

◎議長（岩邊彌之助君）建議案に對する質問はありませぬか。

◎議長（岩邊彌之助君）望月傳次郎君。

◎四十五番（望月傳次郎君）友部議員の國立育兒院並に教育院設置の建議案は、其精神に於て中産以下の生活苦を救済するのがその主眼に成つて居ります、これは私から精しい説明をする必要はないと思ふのでありまして、悉く其精神は喜ぶべきものにして而して總て實行しなければならぬものであらうと思ひます、故に私は其お説に共鳴し以て我民友青年議會議員諸君悉く之に賛成あらむ事を希望するものであります。

（賛成々々と呼ぶ者多し）

◎議長（岩邊彌之助君）小澤慶一君。

◎三番（小澤慶一君）只今友部議員より提出された所の、國立育兒院并に教育院に對して本員は賛成するのであります、併し只今望月議員より大體に於て賛成の演説がありました、私は友部議員に對してこれが質問を發せむと欲するものであります、併し反對せむが爲めの反對に非らずして賛成であります、けれども其内容に於て友部議員の説明中所謂國費の點であります、此國費の經費……が何の位要るのであるか、其要領を擱んだ所の經費の説明を希望するものである……（ひやく）……

◎議長（岩邊彌之助君）友部慎一君。

◎二十五番（友部慎一君）只今小澤議員からの御質問がありました様ですが、經費でありますか或は設置の方法でありますか伺ひます……（三番小澤慶一君、經費であります）……經費に就きましては調査致しました所が、議會の招集が非常に早かつた爲に色々の議事多忙の爲に未だ正確なる調査は致しませぬのであります、若しさう云ふ御必要がありましたら何れ文書を以て調査して御回答を致します。

（拍手起る）

◎議長（岩邊彌之助君）川島肇君。

◎六十五番（川島肇君）本員は友部慎一君の意見に賛成致します。

◎議長（岩邊彌之助君）小澤慶一君。

◎三番（小澤慶一君）此案は最も重要な案でありますから、委員付托の動議を提出致します、さうして委員は議長指名で九名の委員に願ひます。

◎議長（岩邊彌之助君）小澤君のお説に賛成でありますか。

（異議なし、賛成と呼ぶ者多し）

◎議長（岩邊彌之助君）御異議がないと認めます、委員は後日發表致します、次に保

健省の設立并に小學校教員俸給國庫全額負擔に關する建議案を附議致します、佐故嘉運君の説明を願ひます。

◎四十九番（佐故嘉運君）本員は最も理想とする本議會にこの大臣の居らないことを誠に遺憾とするのであります、何んとなればこれは未だ未設省に屬しますものでもあります、私の茲に述べむとしますのは國民の保健即ち皆さんの命を護る所の政府の設備機關であることであり、國民保健、衛生はこれを一日も等閑に付すことの出来ないことは皆さんも能く御承知のことではありますが、併し我國の現狀は如何でありませうか、實に寒心すべきものがあるではありませんか、皆様此内に何んにも體の不足の無いと云ふ人がありますか……（ありません）……且又皆さんが皆さんの實の内でも大切な皆様の後継ぎのことを考へましても、之が完全に生れてさうして完全に發育するかと云ふことが、日本の現在の統計で見ますと云ふとこれも實に情けない數字を示してゐるのであります、これは何んとなれば現代の我國の制度が最も不備なるが爲に斯う云ふことが今現在の時代に於て等閑に付せられて居ると云ふことは、吾々國民全體が最も遺憾とする所であり……（ひや／＼眞理じや）……殊に此農村に於きまして色々病氣に罹りまして、これを治療する瘡所設備の無い所が澤山にあ

ります、日本全國に於て醫者の無い村や病院の無い町が在る所も多々あります、尙ほこの日本では結核とか又トラホームとか、其他恐るべき傳染病が年々殖えて此……（要領を得た）……患者の數のみにても世界一と云ふも何等恥ぢざるを得ない、最も恥ぢることであり、此點に於きまして日本は富士の山許りが日本一ではないです、世界一でもないであります、これは甚だ吾々國民が考へねばならぬ問題であります、軍艦を拵へるの必要であります、國防を完全にすることも必要であります、けれども何は扱て置き國民の命、吾々が働く原動力、此肉體と云ふものを完全に保つことが出来なかつたら何を目論んでも無意味な事と信するのであります、此爲に私は保健省の設立を叫ぶものであります、尙ほ今一項これは教育問題に屬するものであります、我國は現在國際上の立場に於きても、且又國內の糧食問題の立場に於ても實にその窮乏はどん底と云つても宜い位な状態であります、これは日本人の主食物たる所の米の不足であります……（本年は豊年だよ）……豊年と云つて毎年澤山食ひ過ぎて居るのであります、吾々は現在日本で出来まする所の米の産額は大概五千五萬石位なものださうであります、これに於て日本の人口は約五千五萬萬人の食糧として七千萬石を要するのであります、此内三百萬石以上は皆さんの嗜好飲料に成つて居ります所のお

酒になつて居るのであります、此爲に年々不足する所の米は約三千二百萬石位になります、この有ゆる方面に行詰つた問題を最も理想的に最も合理的に開發して行くことと考へるのが吾々國民としての義務であり、又務めであると考へるのであります、先づ此點に就きましては吾々は國民教育の充實と云ふ事に最も留意して、此根本から説き起して此解決に當らねばならぬと考へます、丁抹の如きは今から幾年前でありましたか、日本の確か元治元年だつたと考へるのであります、プロシヤとの戦の後には非常に戦敗に戦敗を重ねまして、さうして日本の現在の状態の如くにその食糧若くは財政に有ゆる方面に於て殆ど窮乏に窮乏を重ねたのであります、此時に至つて國民は擧つて自覺して子弟教育と云ふことに最も留意し、最も合理的なる方法を考へまして茲に農村に於きても、一定にこの農村振興農村の發展普及の奨励と云ふことに於きまして、現在に於ては八拾億以上も年々支出する程の國になりましたのは之は何んであるかと云ひますと、皆國民の心掛が善かつた爲めであり、此故を持ちまして私はこの我國の小學校教員の俸給と云ふものをこれを全部政府で負擔して頂きたいと云ふのが諸君に願ひする主眼なのです、皆さんにおかれましてはこれを慎重御審議あらむことを願ひ致す次第であります。

(解つた〜と云ふ者あり)

◎議長(岩邊彌之助君)名倉君。

◎六十番(名倉三郎君)私は議事の進行に就て一言申し上げたいと思ひます、此の場面は最も神聖な場面でありまして、吾々純真な青年がこの政治の研究の爲に全力を費して居る所であります、さうして傍聴者諸君は此純真の叫びを聴かむが爲に拾錢拂つて來たのであります……(拾錢拂つて來た)……然るに低級なる少數の彌次の爲に最も眞面目なる多數の傍聴者諸君が、此純真の青年の叫びを聴かないと云ふことは誠に吾々の憤慨して措かない所である、私は此意味に於きまして傍聴者心得に在る此會議に妨碍を加へると云ふ様な人はどし〜つまみ出して頂きたいと思ひます、これは議長の處置に委しておきます。

◎議長(岩邊彌之助君)原田君。

◎五十三番(原田丑藏君)斯の如く重大なる所の議案を議するに當りまして、總理大臣の出席のないことを遺憾とするものであります……(ひや〜)……總理大臣は昨日の議場に於きまして逐條的に簡單に説明されました、けれ共施政方針に對する何等の御演説の無かつたのみならず、特に閉會が明日に迫つて居るにも拘らず顔を此處に出

さないと云ふのは、誠に我青年議會を否定するものではないかと云ふことを憂ふるものであります、私は此點に就て政府當局の明快なる答辯を求めらるるものであります……（政府を劾彈して仕舞へ）……衛生保健省の問題に對し佐故議員に對しましてお伺ひしたいと思ひます、佐故議員の説明されました所の保健省の獨立は、保健衛生の完備を圖る上に於て最も必要なるものであると私も共鳴する一員であります……（同感）……併し乍ら佐故議員の説明されたる點は大體に於て主旨であります、保健衛生省を獨立せしめると云ふことに對する主旨に亘つて居りまして、其内容が如何なる方法に依つて之れを設立するか、今や國家に於ける所の經濟は行詰つて居ります、此行詰つて居る所の國家經濟よりして斯の如き保健衛生省の如き重大なる所の經費を捻出せしむると云ふことは極めて現在の狀態から行きまして不可能のことではないかと思ひます此點に就て答辯を願ひます。

◎議長（岩邊彌之助君）佐故嘉運君。

◎四十九番（佐故嘉運君）只今原田議員からの御質問に對して一言お答へ致します、保健省を新設しますに就きまして、増大な費用が要ると云ふ事は勿論であります、費用が要らないことであればとつて出來たかも知れませぬが、相當費用が掛かるです。

が、何れも重大問題であります、併し吾々の生命に關する問題でありますから私は何等かの方法に依りまして、之れは各省大臣方の最も明晰なる頭に依りまして此費用の御捻出方を願ひまして、さうして成るべく早く此實現せられむことを望む次第であります。

◎議長（岩邊彌之助君）傍聽者は靜肅に願ひます、川島肇君。

◎六十五番（川島肇君）只今佐故嘉運君からの建議になりました所の保健省の新設に就て、此財源を何れから捻出するかと云ふに就て、大分原田議員から猛烈なる御質問であります、熟と惟るにこの捻出法を以て云はしむれば、建議案を提出した所の佐故嘉運君に代つて一言申したいのであります、保健省の新設は慥に刻下の急務であります、さうして私共の生命を保持する上に於ては、最も緊要なる所の手段であります、最も必要なる所のものである、川島一個の觀念を以て云はしむれば資本税を高率に課するを以て初めて莫大なる費用を捻出することが出來る、それに就ては今日ブルジョアに對する所の資本税なるものは未だ要するに資本家の走狗である所の官權に屈托する所の所謂實際の現政府はそれを遣つて居らぬ、けれ共之は社會の進化の狀勢に伴ひまして無産階級者が大半を占めることは最も矛盾したものでありますまいか、諸

君、軍閥が一度剣を抜放てば労働者が彼西伯利亞の廣原に行くではないか、黒龍の地で彼時に於て六拾有餘萬圓捻出したことは何んであつたか、諸君、軍閥が刀を一旦抜けば何時でも捻出するではないか……故に資本税を高率に課すことをこの川島肇は絶叫して設立することを希望して止まないであります、原田議員に向つて一矢を酬ひて降壇するのであります。

○議長（岩邊彌之助君）本建議案に對して反對の御意見も無い様でありますから、可決して御異議はありませぬか。

（異議なしと云ふ者多し）

○議長（岩邊彌之助君）御異議が無いと認めます、讀會を省略して可決確定致します次に留保しておきました所の大藏大臣に對する質問を之れより許します、安間半彌君。○三十二番（安間半彌君）只今議長の言には大藏大臣に對する質問であります、私は内務大臣に對する質問であります、即ち普通選舉法問題に關し、内務大臣の説明中には公私の救濟を受くる者にも選舉權を與へると云ふことであります、私の見る所で見ましたならば、人間と云ふものは苟も自分で生活すべきものである、他人の救助を得て初めて生活する様なものに若しも選舉權を與へたならば益々我帝國臣民をして

遊惰に流れるものと信するのであります、若し斯の如き法案が通過するならば私は現内閣にして初めて日本の國是と云ふものを誤るものと解釋してよろしいと信するのであります、宜しく内務大臣の答辯を望む次第であります。

○議長（岩邊彌之助君）内務大臣松本君平君。

○内務大臣（松本君平君）只今安間君より御質問になりましたる、選舉改正法律案に就ての最も重要な點であります、貧困を欲格條件とすることに就ての御質問は、私が説明せむと欲して未だ説明せざる點であります、幸に此機會に於て本大臣の抱負及經倫を諸君に述べたいと思ふのであります……（大きいぞ）……第五十議會に於て普選案の通過する時にその最も吾々が好ましがらざる所の一つの條件は何んであつたか、即ち貴族院が衆議院より提出したる所の普選案に就て一つの大きいあしかせたか、與へたものは何んであるかと云ふと、此貧困の救助に依る人に對する選舉權を剝奪したことであります、只今安間議員の質問になつた點は生活も出来ない様な者貧、困なる者には選舉權を與へることは甚だ不都合ではないかと、斯様なることをすることは國家の體面を傷付け基礎を危ふすると云ふ様な精神でお話があつたやうであります、左程貧困と云ふことを卑しむ、之れが封建思想であります、資本家の思想であると思

ふのであります、成程貧乏はお互ひに好ましからざることであり、併し乍ら不幸にして現代の生活に於て多くの人が貧乏であると云ふことを告白しなければならぬのであります、此貧乏は何んに依つて起つたか、何んに依つて此貧困なるものが社會に生じて來たか、此貧困の起つて來る原因に色々あります、色々ありますけれどもこの經濟的どん底に陥つて來る貧困は多くは政治上經濟上の組織の缺陷より生じて來た者が多いと云はなければならぬのであります、而してこの經濟の根本に關する所のこの問題を解決するのは何んに依つて解決するか、即ち吾々純真なる政治を理想とする所の者は如何にして多數の民衆をして幸福ならしむるか、如何にして多數の民衆をして物質的に満足を得せしむるか、言葉を換えて云つたならば人民の内より民衆の内より貧困と云ふことを取去ると云ふことが政治の最大眼目でなければならぬのであります、若し貧困と云ふものを之を放任して之を自然の成行にしたならば、天下何んの時に於てか世界何れの地に於てかこの民衆の安定生活の安定生命の安固を得ることが出來ませうか、政治の眞の眼目は此哀れなる多くの人を貧困の内より救つて、之れに幸福なる生活を與へると云ふことが政治の理想であつたならば、此政治の理想を達せむが爲に吾々は普通選舉を要求するのであります、普通選舉を行ふのである、此貧

乏を取去らむが爲に總ての民衆をして幸福にして安全に且つ富、且つ榮える生活を與へるが爲に吾々は今日の政治をして居るのである、然るにこの貧困なる者に選舉權を與へない、貧困なるが故に選舉權を與へぬと云ふことであつたならば、政治の眼目を無視するものと云はねばならぬのではありませぬか、普通選舉法を布いて正しき政治と幸福なる政治を社會民衆に與へむが爲にするのは、貧困それ自身を以て缺格を條件として選舉權を與へむと云ふならば、この貧困の今日生じて來る原因は即ち政治の缺陷で斯の如く多くの貧乏人が生じて來たのである、此貧乏人を救ふことが政治の目的である以上は、貧乏であると云ふことで此者に選舉權を與へぬと云ふことは自家撞着であります、吾々が多年主張して普選をして多くの民衆に幸福を得せしめ様とする時に於て、貧困を以て其理由に於て選舉權を與へぬと云ふことは之れは決して正しい又民衆の幸福を圖つたる政治とは云はないのであります、故に政府は此貧困の文字を貧困にして救助に依ると云ふこの哀れなる人にも選舉權を與へて幸福の世界を建設せむが爲に此案を出したのであります。

◎議長（岩邊彌之助君）安間半彌君。

◎三十二番（安間半彌君）只今内務大臣の説明を聽いて見れば、吾々は曩に質問した

る所が貧困者を卑しめる……決して吾々は貧困者を卑しめるものではないです、如何となれば毎日本人の門に立つて一文二文乞ふ者にも選舉權を與へる、許すと云ふことである、併し乍ら諸君、乞食風情に落ぶれた者に果して選舉權を與へるが正當でありませうか、私は此壇上に於て松本内相の乞食に迄與へると云ふことは憤慨せざるを得ぬのであります、此點に於て内相は宜しく御答辯を願ひます。

○議長（岩邊彌之助君）内務大臣松本君平君。

○内務大臣（松本君平君）只今御質問になりました點は何故に乞食に迄も選舉權を與へるかと云ひますが、乞食も吾々の同胞であると考えるのであります、乞食も人類の一人であると考えます……（盗人もさうだ）……其何人と雖も哀れなる状況に陥つて居る者を救ふことに於て吾々は躊躇しないのであります、その乞食なるが故に……貧が何の原因に依つて起つたかは暫く之れを論じませぬ、併し乍ら幸福にして乞食に陥つた人も澤山あります、故に此不幸なるが故に貧乏をせなければならぬ、貧乏なるが故に乞食をせなければならぬ、極端に云へば此乞食にさえも政治の參政權を與へる投票權を與へると云ふことは人類博愛の意味があると思ひます、私は決して乞食を人類以外のものと見て居りませぬ。

○議長（岩邊彌之助君）安間半彌君。

○三十二番（安間半彌君）只今松本内相の答辯に依りまして、私は尙ほ之れ以上云はむとする所が大にあります、けれども只今内務大臣に對する質疑でありますから他日に譲ります、只だ意見の相違として此儘にしておきます。

○議長（岩邊彌之助君）鈴木劍之輔君。

○八番（鈴木劍之輔君）大藏大臣の出席を願ひます、私は昨日大藏大臣の財政の方針に對することに就て質問を發せむとするものであります、何んとなれば昨日大藏大臣は施政方針を遣るべく此演壇に來るべき時に、現内閣は何日に成立したことを知らずと云ひましたが、初めに十一月二十五日に成立したと云ふことを言明してあります、苟も大藏大臣たるものが自分が何日に任命されたことを知らず此議會に臨むなどといふことは吾々議員を侮辱したるも甚だしいのであります、仍つて吾々議員は青年議會に臨むに就ては最も慎重に最も眞劍に議事を進行致したのであります、苟も内閣の重要な位置に在る所の大藏大臣が其等の責任を感ぜざるのは如何なることでありませうか、之れに對する私は大藏大臣の最も明確なる所の答辯を願ふのであります、

○議長（岩邊彌之助君）大藏大臣小泉策太郎君。

◎大藏大臣（小泉策太郎君）極めて簡単でありますから、此席で御答辯することをお許しを願ひたい。

◎議長（岩邊彌之助君）宜しうございます。

◎大藏大臣（小泉策太郎君）内閣成立の時日を大藏大臣が知らなかつたといふことは大藏大臣は苟も民國政府の大藏大臣を拜命致しましたことでありますから、其内閣の成立の日は十分に知つて居ります、而して自分が任命されたことも明かに承知して居ります、之れを知らなかつたといふことは申しませぬ、岡崎君と私語したことは何か議員諸君のお間違ひではなからうかと思ひます。

◎議長（岩邊彌之助君）鈴木劍之輔君。

◎八番（鈴木劍之助君）只今の大藏大臣の御答辯は私の最も遺憾とする處であります何となれば大藏大臣は十一月二十五日に於て任命せられたといふことを此席上に言明したるにも拘らず、新聞紙に發表する所を見ると、十一月三十日の現内閣の顔觸れが發表されたのである、吾々議員は十一月二十五日が開票でありまして、二十六日は當選確實となつたのである、三十日が協議會で昨日より議會を開くことになりまして、僅四日間の期間に於て政府の提出したる所の議案に對して、何等審議研究するだけの

餘裕がないといふことは、遺憾に思つて居る所であります、然るに大藏大臣は二十五日に任命されたことを言明されたにも拘らず、主催者として三十日に發表するのは如何なる理由でありますか、之れに對しては無任所大臣より最も明確なる御答辯を願ひたいのであります。

◎議長（岩邊彌之助君）只今無任所大臣と申しましたが、無任所大臣は今不在だから後から申し上げます。

（黒田君代れと云ふ者あり）

◎議長（岩邊彌之助君）杉山徳次郎君。

◎六十一番（杉山徳次郎君）本員は昨日大藏大臣に質問しました、けれども少しく其質問に對するお答へが徹底しませぬと共に、尙現内閣の労働大臣并に内務大臣等が極力民衆の喝采を博する様な所の施政方針を述べて居りますが、一方此大藏大臣に對する所の質問のお答へは甚だ矛盾して居る、私から見ると現内閣の統一がついて居らぬといふことであります……（ひやく）……其理由は即ち現内閣は營業、地租兩税を撤廢してさうして所得稅單一主義であるといふことを標榜したのであります、さうしてこの兩税の廢止に依るところの缺陥壹億參千萬圓をこの所得稅のみに依つて徴收せむ

とすお答へでありました……(さうだ)税制の破壊だ現内閣は……併し之れだけならば兩税廢止論を稱へた所の一員でありますから賛成しますが、之れに依つて現行法即ち現在行つて居る免稅點の如何を質問致しましたならば、之れは大藏大臣と致しましては全然現行法を無視して悉く勞働に依つて得た所の所得に迄此課税をする演說の様に承りました、甚だ此點が分らぬ、現内閣は婦人女性に迄參政權を與へるといふことを論議し、一方中央政府に無いところの勞働大臣を設置して在りながら、比較的の下層民に兩税を廢止したところの金額を所得に掛けるといふことは如何なる方針であるか、甚だ本員は遺憾とする所であり、このことに就て何か大藏當局に所謂無產者階級の今日税金に苦んで居る點を補ふ點があるならばお聽かせを願ひたいです、只だ單に所得稅單一主義であるからといふて吾々兩税の廢止を叫ぶ人々なりと雖も、簡單に其主義に賛する事は出來ないです、多數國民を基礎として選出された吾々代議士は事實に於て實際の廢止に依つて國民の利益と成る所でなければ賛成することは出來ませぬから、此點を明かに御答辯を得たいのであります、尤も昨日私は小泉大藏大臣に向ひまして、甚だ御老人の様に見ましたからお氣の毒だが御説明を願ひたいといつたら若いから幾らでも遣るといふ意味に於て、皮肉なことを申されたことを請

つて、私は此壇を下るのであります。

◎議長(岩邊彌之助君)大藏大臣小泉策太郎君。

(老人だ轉ぶなよといふ者あり)

◎大藏大臣(小泉策太郎君)只今の御質問にお答へ致します、詰り免稅點を如何にするかといふことでありますが、此民國青年議會が活動をして而して此民國青年政府が成立をし、總ての政治上の理想を實行するといふ場合には國民は總て自己の生活及び自己の人格を向上并にこの共同生活の國家を支持する所の税金を負擔する能力が總て在るものであると斯う政府は信じて居るのであります、さういふ理想の行はれる時代即ち此民國議會のことが實行される如き時代には國民には悉く此免稅點を希望するが如き卑屈な國民は無いと、斯ういふ前提の下に此議會は勞働法とは矛盾をして居らぬのである、勞働法といふものは勞働者の能率を總て向上せしむるものに出來て居る、勞働法はさういふ様に出來て居る、勞働法に依つて勞働者の能率が向上するから總ての勞働者の生活が安定をして、國家の免稅點などといふことは不必要である、斯ういふことである、それから又私を頻りに老體であるからお勸り下されるでございますが之れは誠に老人を敬ふといふことは國の美風であります、感謝致しますが、併し乍

ら若し諸君に其の道徳がお有りでありましたれば、私以上の松本内務大臣を全く度々演壇に立たせないことをお願ひ致します。

○議長（岩邊彌之助君）杉山徳次郎君。

○六十一番（杉山徳次郎君）只今小泉大藏大臣は年寄だから勦る様にといふお言葉です、けれども吾々の質問に對して若いから幾らでも質問して下さいといふ意見を述べましたにも拘らず、只今此處から簡單だからお答へするといつたが薩張り何が何んだか分りませぬ。

○議長（岩邊彌之助君）菊地小太郎君。

○四十四番（菊地小太郎君）内閣不信任案の動議を提出致します……（ひや／＼内閣總辭職）……議長に希望があります、事内閣の信任に關することでありますから總理大臣以下各省大臣の出場を願ひます。

○議長（岩邊彌之助君）菊地君に伺ひますけれども、總理大臣並に各省大臣中には今旅行中の方もありますが、尤も明日は皆参ります。

○四十四番（菊地小太郎君）總理大臣が居らぬでも彈劾を遣つておきます、吾々同志は茲に遺憾乍ら現民友内閣に對し不信任の意を表せざるを得ないを遺憾とするのであ

ります、議員諸君は一般に冷靜に願ひまして、不信任の第一點は現内閣は政策に於て不統一であるといふ事實であります、昨日同志の問ひに對しまして小泉大藏大臣は現内閣は營業稅地租の廢止は所得稅單一主義を以て遺るといふ様な意味を申されました而して其所得に對しては免稅點を認めないのであります、然るに無任所大臣たる松城大臣は同じ同志の問ひに對して免稅點を認めて居るのであります、是れ明かに内閣諸公に於て意見の不一致であるといふことを表明するではありませぬか、此小泉松城兩大臣の意見の相違の點より致しまして、現内閣は政府の議案を提出するに當つて一回たりとも閣議を開かなかつたといふ事を示すものであります、果して然らば諸君現内閣は立憲内閣であると雖も益々本員は現内閣を指さして法衣を着た清盛入道内閣なりといはざるを得ないことを悲しむものであります、如何に上下に裝つて居りましても法衣の影から鎧が見えるのを如何にすべきか、立憲内閣を裝ふと雖も現内閣の閣員は如何に既に不一致ではありませぬか、只だ遺憾に思ふのは總理大臣の缺席することを遺憾に思ふのであります、鵜澤總理大臣は本員の問ひに對しまして、軍備に關する説明が出来ないならば辭職せよといふならば辭職するといふことを放言したのであります、諸君、組閣の大命を奉じまして内閣を組織した所の首相が一代議士の言に依つて

陛下の大命を輕んずるといふことは、之れは立憲政治の主張として果して忠なるものでありませうか、私は若し眞に鶴澤總理大臣が政治的良心ありとすれば、本日の會議に先だつて必ずや昨日の失言を取消して深謝するだらうと思ひます、然るに諸君、此議場にも見えずして旅行中とは何たることであるか、その次は此民友議會なるものは青年の政治的智識を啓發すると共に、此議會に於て議せられた所の議案は之れを廣く天下に實行し得るといふ意義とその使命とを持つて居るのであります、斯の如く純眞なる青年の叫びをして誘導するのは茲に見える所の諸大臣の責任であります、然るに諸君茲に各大臣が幾人居りませうか、是れ果して大臣が自分の責任議會の品位を解して居るか何うかと云ふことを諒解するに苦むものであります、此諸點を持ちまして現内閣は大いに彈劾し得るものと信ずるものであります、願くば此不信任案に對して純眞なる青年は賛成あらむことを願ひます。

◎議長（岩邊彌之助君）菊地小太郎君から内閣に對する不信任案が出ました、之れに對して總理大臣は今旅行中でありませう、故に之れに代つて無任所大臣岡崎伊勢藏君より説明を願ひます、奥村重吉君。

◎四番（奥村重吉君）本員は菊地小太郎君の提出に掛る内閣不信任案に賛成する一人

であります、如何となれば吾黨は全議員中から與黨の如く見られました絶対多數なるが爲に與黨の如く見られました、併し純眞なる青年の叫びは黨の如何を問ひませぬ茲に或大臣の態度が憐れない、總理大臣は旅行中である、非立憲である、夫れ故宜しく不信任案を提出した菊地小太郎君のお説に私は賛成して、さうして此内閣の改造を望みます。

◎議長（岩邊彌之助君）川島肇君。

◎六十五番（川島肇君）御靜聽を願ひます、聲が非常に低い方でありませうから御靜聽を願ひます、只今菊地小太郎代議士より發言された所の不信任です、不信任案と云ふより寧ろ現内閣不信任に就て私は斷々乎として反對するものであります、諸君言論は自由であると共に尊重して下さい、私は無所屬であります、僅か數名に足らないものものであるから少數黨を擁護する雅量を以て各員は御靜聽あらむことを希望するものであります……（靜聽の要なし）……諸君、營業税と云ひますけれども或は免稅點とか或は地租並に營業税を全廢し免稅點を云々せず所得税に依る、要するに收入を以て之れに税金を課せることを大藏大臣はその經濟體系として居ります、諸君、然らば營業税は何んに依つて我國は採用され來つたか其根本を諸君は知れるや……（侮辱するな）

……侮辱ではない、之れは即ち明治三十七、八年戦役當時所謂國庫が足らずして之れを國民に臨時に課税した所の惡税であつたのである、現内閣大藏大臣が今や茲に全廢することは當然であつて、收入に依る所の課税は是亦當然のこと、云はなければならぬ、免税點に關する各員の意見の相違に就て直に不信任案を上程するに就ては、私は斷々乎として反對しなければならぬです、諸君靜かに聽いて下さい、要するに現内閣は組閣に當りまして確に近々の間に成立したものであります、然らば現内閣に向ふ銚先を轉じて諸君の民政黨と云ふものは一夜に出來た糠味噲的のものではありませぬか吾々は無産政黨を成立すべく新聞紙に公表し、所謂天下の公表機關を以て堂々と發表したのではないか、諸君は一遍も公表せず開會間際になつて一夜に黨員を籠絡して諸君は要するに既成政黨と云ふものを作つたのではありませぬか、諸君、暗中飛躍に依つて或目的を以て烏合したものに何の主義があるか、現在の既成政黨は只だ議會に向つての主張の爲めではなく利益を中心にして、只だ主義を同じうせずして、地理的關係から團結したことを私は斷言します、諸君、靜かに考えて呉れ給へ、敵を破るには先づ自ら顧みてそれが合法的ならば、私は斷乎として賛成するが何等諸君の不信任案は價値は無い、吾々は静岡新報の如きあゝ云ふ醜態はよしたい、さうして斷々乎として

て反對するのである。

◎議長（岩邊彌之助君）神田繁雄君。

◎十八番（神田繁雄君）本員は只今の川島君の説に反對であります、と同時に菊地君の内閣不信任の説に賛成の意を表するものであります、今回の此民友内閣なるものは民衆の内閣である、國利民福を圖ることを以て其主義政策であるとして昨日鶴澤總理大臣は施政方針の演説の後に於て之れを言明されたです、苟も總理大臣がこの議會の劈頭に於て行ふべき施政方針の演説の中に之れを含まずして、議員の追窮に依つて初めて苦し紛れに此説を述べたと云ふことは吾々議員として信任することは出來ないのである、然るに尙ほ又この吾々に國利民福を圖ることの大抱負大經倫を持つと云はれた、總理大臣が國民の多數である吾々農村のこの疲弊困憊の状態に在ることを御存ないのであるか、何等言及しなかつたことは何う云ふ譯であるか、如何に國利民福を標榜し大抱負大經倫ありと叫ぶも、之れは假面を裝ひたる空虚なる内閣であると思ふのである、故に不信任に賛成するものである。

◎議長（岩邊彌之助君）望月榮子君。

◎四十三番（望月榮子君）私は川島肇さんの説に賛成するものでございます。

◎議長（岩邊彌之助君）無任所大臣岡崎伊勢藏君。

◎無任所大臣（岡崎伊勢藏君）鵜澤内閣總理大臣に代りまして、只今提案になりまして所の内閣不信任の動議に對しまして、私より意見を述べる光榮を有するのであります、先づ第一に斷定を申しますが、現内閣は最も純眞なる政策の下に國利民福を圖るべき成案の下に、各種の法律案及び豫算案を提出して、諸君に御協賛を請ふて居るのであります、組閣以來一日と雖も吾々閣員は國利民福と云ふことに就て念頭を離れたことはないでございます、此事を先以て諸君に言明致す次第であります、菊地君から御説明になりました内閣不信任の第一の理由は、閣員の意見が不統一であるが故に内閣は不信任であると云ふ御意見でございます、其不統一であると云ふ根拠をお示しになる一端として、藏相が免稅點を認めて居らぬと云ふことを云ふたに拘らず、松城大臣は認めると云ふ言明をした、即ち兩閣員に於て意見の不統一があるのである、カルが故に現内閣は不統一なる内閣であるが故に信任が出来ないのであると第一の理由にせられたのである、併し乍ら小泉藏相は此席に於て昨日諸君に言明して曰く、只今議員の質問に對してお答えするのは之れは所得稅の地租の廢止案と營業稅の廢止案に對する所の説明を致すのである、で之れが免稅を致しますに就ては財政上の缺陷

が約壹億參千萬圓程を生ずるのであるが、之れに就きましては所得稅法の改正を致しまして、さうして此缺陷を補ふ積りであると云ふことを、言明したのであります、而して免稅點に就ては能く考慮致しまして、明日か明後日に此所得稅法改正法律案を提出する場合に於て、之れを説明すると云ふことを此席に於て言明したのであります、果して然りと致しますれば藏相としまして其法律案を提出する場合に於て免稅點の説明をすると云ふことを申したのであります、免稅點を認めむと云ふ事柄は一つも申さないのではありません……（ノー）……さう致しますると之れは藏相の言明が少しも矛盾して居らぬのみならず未だ所得稅法改正法律案と云ふものが本議會に現はれて居らぬのであります、其の論議の場合に於きまして藏相が左様な言明を致したとすれば、其時こそ初めて此議論が成立つだらうと思ひます、此序に申し述べておきますが素より所得稅法の改正法律案を提出致します場合に於ては、現内閣と致しましては尠くとも免稅點を參千圓位に致したいと云ふ希望を持つて居るのでございます、現制度に於ては免稅點を僅か八百圓位に認めて居るのであります、現在の政府に於ては之れをもう少し高め様と云ふ様な政策を考へて居る様であります、けれども八百圓に致しました所で之れは未だ以て無産階級を救ふに足らぬと云ふ現内閣は考へを

持つて居るのであります、尠くとも免税點は參千圓を程度とする位に覺悟を持つて居る次第であります、此點をお序に明かにしておきます、不信任案第二の理由と致しましては、閣議を開かぬのであらうと云ふ理由であるが、現民友内閣は先月の二十五日に大命を拜しまして直に鶴澤總理が組閣に着手致しまして成立致しましたる内閣でございますので、昨日より數時間に亘りまして閣議を開きさ、うして諸君のお手許に法律案及び豫算案を取敢ず提出して置く次第でありまして、閣議を開かずとの御議論は之れは甚だ迷惑する次第であります、閣議は此閣議室に於て毎日の如く開いて居ります、此點は決して御心配なく御信用あつて然るべきものと思ふのであります、第三の理由としてお述べになりました事柄は、現内閣が提出して居る所の法律案及び豫算案は何れも實行し得ぬものであらう、これは甚だ現内閣と致しましては迷惑を致すお言葉であると思ふのであります、現内閣は國利民福を基調と致しまして、法律案及び豫算案を提出した次第であります、國利民福を基調と致しまして政策を實行する覺悟を以て日夜奮勵を致して居る次第でございます、閣員より説明致しました如く今日の我國の状態を考へて見ますると云ふと、内政に於ましても、又外交の方面におきましても國民の多數の意思を考慮する政策が行はれて居らぬのであります、現内閣の政策

は所得税を持ちまして増税の基本體系と致し、即ち収入に應じて収入の多いものから成るべく税を徴收致しまして、無産階級及び下層階級よりは成るべく税金を取らない様に致して、即ち國民全體の共同生活の脅威を除きまして、さうして國利の發展を期したいと云ふ考へを持ちまして、各種の法律案を提出して居る次第であります……(分つた)……右様の次第であります、不信任三點は何れも理由なきものと私は信ずるのでございもす、奥村議員より閣員の態度が甚だ不親切である、態度が甚だ宜しからぬと云ふ不信任の理由を承りましたが、閣員は諸君の前へ對しまして誠心誠意答辯をし、應答をし總て従來の内閣の態度を變じまして、詳細なる説明をし、詳細なる應酬を致して居る次第でございます、決して吾々は國事に對して不謹慎な態度を持つて居らぬことを茲に言明する次第でございます……(能く分つた)……尙ほ一つ賛成の議員として神田君が鶴澤大臣は議員の追及に依つて國利民福を圖ると云ふことを言明したのであるから、最初より左様な考へを持つて居なかつたであらうと云ふ理由の説明がございました、素より鶴澤大臣としては日夜國事の爲に奔走を致して居るので議員の追窮在るとあらざるとに拘らず只だ我帝國の國利民福を圖ると云ふことを原則と致しまして終夜奔走して居る次第であります、此點も私より代つて言明しておきます、猶ほ

同氏より賛成理由として農村救済に言及して居ないのは甚だ不都合である、斯う云ふ御議論でございました、此點は克く諸君が議案の全體を玩味して戴きたいのであります、即ち地租を廢すると云ふことが何よりも農村救済の根本でございます、從來の内閣諸君、諸君の戴かれた所の從來の内閣が果して此地租を廢すると云ふ議案を出したものがありませんか、地租を廢すると云ふことが即ち農村の救済であります、從來の制度及び政府の政策は農村救済を唱へ若くは漁村の救済を唱へて居りました、けれ共其根源を成す所の地租廢止案と云ふのは今迄提出したのを聴かぬのであります、併し我民友内閣は斷然として此法律案を提出し、而して此地租の廢止に依りまして、又營業税の廢止に依りまして、生すべき欲陷は多數に富豪が得べき所得税に累加せむとして居るのであります、累加所得税を收入せむとして欲陷を補はむとして居るのであります、右様な次第でありますから現内閣は諸君より今日の程度に於て不信任を叫ばるゝ理由は少しもないと思ふのであります、一書辯明しておきます。

◎議長（岩邊彌之助君） 杉山徳次郎君。

◎六十一番（杉山徳次郎君） 只今本員の少數黨である所の吾黨、即ち此内閣に向つて彈劾の緊急動議を出しました、それに對して民政並に國政の多數黨の其黨首が賛成演

説をせられましたことに就て深く感謝する次第であります、それから只今無任所岡崎大臣から纏御答辯がありました、只今のお話を承りますと閣議も度々開いたのである、必ず内閣も不統一ではない、而已ならず免稅點は參千圓と云ふことを他日出さうと、然るに昨日賛成の質問の時にもこの岡崎無任所大臣は列席して居つたのであります、然らば昨日の内にさう云ふことを答辯せむければならないことであると私は斷言するのであります、併し今吾黨から不信任案を提出して僅か三十分内外の間に免稅點を云々と云ふことは如何なる理由でありますか、之れを院の内外に向つて諮るのであります。

◎議長（岩邊彌之助君） 菊地敏治君。

◎六十四番（菊地敏治君） 私は本案に對して或點迄認めるものであります、併し此案は非常に重大なことでありまして、各議員の意見の統一を圖りたいと思ひます、現内閣の不統一を叫ぶ上に於ては吾々議員の統一も亦圖らなければならぬと思ひます、暫く休憩を望むものであります。

（賛成異議なしといふ者多し）

◎議長（岩邊彌之助君） 御賛成の者は御起立を願ひます。

(起立者多数)

◎議長(岩邊彌之助君)多数、それでは一時休憩致します。

午後九時三十五分休憩

午後九時五十分開會

◎議長(岩邊彌之助君)休憩前に引續き會議を開きます、無任所大臣松城兵作君。

◎無任所大臣(松城兵作君)休憩前に於まして、内閣不統一の爲に彈劾をすると云ふ内閣不信任の彈劾案が提出されたのであります、内閣不統一と云ふことに就ては大藏大臣欲席の當時無任所大臣の私が大藏大臣に代つてした、其答辯が矛盾して居ると云ふことが内閣不統一の原因になつた様に考へて居りますが、私共の考へに依りましては内閣は不統一でない、又答辯に於ても矛盾不備不徹底のことはないと思つて居るのでございます、此點は先程岡崎無任所大臣から申上げました通り、税制の根本を所得税におくと云ふことが此税制整理の上から税制體系を所得に置くと云ふことが發案に成つて居ります、而して此所得税法案如何にして此所得税と云ふものを細密にして徴收するかと云ふのが所得税の法案であります、之れが追つて發案すると云ふことは

昨日も申上げましたことも亦免稅點と云ふことであります、現在の現行法で八百圓であります、只今岡崎君が申上げました通り參千圓が此内閣の理想であります、昨日も申上げました通り凡そ免稅點を極めることは物價の關係、貨幣の價值といふことに對して非常に差が出來て來るのでありますから、其時の時代に適合したる所の免稅點を考へなければならぬ、此免稅點と云ふのは歸着する所が生活標準であります、亞米利加、歐羅巴方面に於てその生活標準と云ふことは、言葉を換えて申せば如何なる收入があつたら吾々は生きて行かれるかと云ふ生活標準、スタンタートライニング、此スタンタートライニングから出發して免稅點を極めることが最も必要のことであるといふことから之れは非常なる考慮を要し慎重に審議をしなければならぬといふことになつて居ります、故に大藏大臣と無任所大臣とが矛盾して居らなかつたことを茲に釋明しておきます、而して總理大臣が旅行中で不親切であるとか色々議論がありました、之れは總理大臣として人間である以上は病氣のこともありません、種々支障も起ることもありませんと思ひますから、之れを以て直に不信任とすることは少しく考慮を要する點があらうと思ひます、勿論現内閣に於ても諸君の輿望を擔ふべき立派な内閣では無いかも知れませぬが、凡そ内閣を彈劾するとしても其内閣に對する確なる失策若

くは不統一といふことが現はれない以上は、不誠意である態度が甚だ能くないといふのは一種の外部に見たる抽象的感情から起るのであらうと思ひます、十分に諸君の御再考を煩はしたい、尙ほ又諸君の意見に依りまして、不信任といふことが御決議になる以上は吾々が連決連帯に於て總辭職をするか、然らずんば議員諸君の再考を促す爲に停會若くは解散といふ様なことになるか、之れは第三者に於て爲すだらうと思ひます、宜しく慎重に御審議を願ひたいと考へて居ります。

◎議長（岩邊彌之助君）神田繁雄君。

◎十八番（神田繁雄君）簡單でありますから本席から申上げます、議院内に内閣弾劾気分が満ちまして、七千萬の國民はその風雲如何を氣づこふて居ります、此時に當て内閣の諸公が色々と辯明された所が最早議論の餘地ないと思ひます、本員は茲に採決の動議を提出致します。

（賛成々々と呼ぶ者多し）

◎議長（岩邊彌之助君）只今政府から通知がありました、此通知書を朗讀致しますからどうか満場議員諸君の御起立を願ひます。

（全員總起立）

◎議長（岩邊彌之助君）（起立）民友青年議會規則第十條に據り十二月三日午後二時民友青年議會の停會を命ず。

午後十時散會

民友青年議會速記録

第三日 目

拾貳月參日午後參時拾五分開會

出席議員六十五名

○議長（岩邊彌之助君）議事日程により之れより開會致します、總理大臣松本君平君。
○内閣總理大臣（松本君平君）諸君、昨日當青年議會より政府に對する不信任の決議が提出されました、遂に停會となりました、直に閣議を開かれまして、其結果前内閣は其責任を感じまして辭職を致しました、直に大命を拜して不肖私が首相の地位に立つことになりました、内閣を組織致しました、組閣早々の際でありまして、政府の主義方針若くは豫算等に就は、之を新たに當議會へ提出するの時日を有せないのであります、従つて當内閣の政策は前内閣の政策を襲踏して、之を當議會にお諮致りたいと思ふのであります、尙ほ次の議會に於ては政府は更に豫算を編成し、更に新内閣の政策を諸君に訴え様と思ふのであります、當議會も當に會期切迫の際であります、

國事多端の際、誠に内閣が屢ば更迭することは甚だ國家に對する不詳事であり、當内閣は努めて民意を尊重し、議會の意思に添はんことを希望して居るのであります。本日政府は茲に婦人及び労働保護に關する法律案、發明獎勵法案、國家教育法案、相続税法中改正法律案、所得税法中改正法律案、小學校令中改正法律案、是等の重要な最も必要な施設に就て、當議會の協賛を得たく思ひまして、茲に諸案を提出致しました。是等の諸案に就は各所轄の大臣より之れを説明致すことになつて居ります。どうぞ諸君は會期當に切迫の際に於て、國事甚だ多端の際御奮勵を願ひまして、諸案の議會を通過されむことを切に希望するのであります。諸君の御勉勵を謝すと同時に當々局の赤誠を披瀝して茲に當議會の協賛を求め次第であります。

○議長（岩邊彌之助君）昨日々程におきまして、懲罰委員を保留しておきましたが、茲に於て議長が指名致します、奥村重吉君、清水兵一郎君、今井源純君、矢部孝次君、田島興一君、大場亦一君、望月はつ子君、佐故嘉連君、坂下胸治君、此九名のお方で御異議はありませんか。

（異議なし／＼と呼ぶ者多し）

○議長（岩邊彌之助君）次に政府提出に係かる電力國營法案を附議致します、遞信大

臣庄司良朗君。

○遞信大臣（庄司良朗君）親任の光榮を得たる本大臣は、電力國營法案を提出するに當りまして、就職の御挨拶を兼ねて、發案の要旨を簡單に説明したいと思ひます、本大臣は只今迄靜岡縣會議員と致しまして、縣豫算の審議の議席に列席中でありました……（急に大きいな）……圖らざりき、民友青年議會の遞信大臣の要職を茲に帶ることを得ましたことは、私の光榮であると共に、其職責の重大なることを感ずるのであります、更に本職が在野の當時に於きまして、電力問題に就て聊か研究と自己に抱負を懷いたのであります、圖らざりき、只今民友青年議會の遞信大臣を拜命致しましたるに就まして、在野の當時絶叫し、在野の當時攻究したる所の、この抱負を直に實行すると云ふことは、本職の本懐である而已ならず、本職の平素に於ける所の理想を實現する上に於て最も欣快とする所であり……（拍手）……此法案の提出理由に就まして、其主なる要旨の二點を申し上げます、其一是電力事業の性質上より之れを國營に移さざるべからざることであり、他の一は國家經濟上の理由に依りて是非共國營にせざるべからざるの急務に接して居ることの點にあるのであります、先づ第一の點より説明致しまするのは、凡そ世界の文化は最近十九世紀の始め迄は、先づ

蒸汽力に依つて一大進歩をしたのであります、當時は諸工業の進歩と共に國民の生活状態も亦蒸汽力の發明に依つて進歩したのであります、然るに十九世紀の中世より、先づ火力電氣の電力の發明を興し、更に水力電氣に依つて、此電力の事業が大成せられつゝあるのであります、茲におきまして、總ての諸工業と共に、各國民の生活状態は一大進歩の域に達したのであります、極く最近迄は總て地球上に於ける物體の要素は先づ原子を以て最小限度の單位と致されました、此原子の配合に依つて、總ての文化が實現致しましたのであります、既に今や原子なるものが、原子より更に離れたる最小限度としてあります、總ての物體の要素となり、是等の組織配合に依つて、總ての物體的文化が誘導されるに至つたのであります、斯の如き意味に於ける所の、此電力なるものが只今迄は總ての文化を導く所の、最大要原の第一と成つて居るのであります、而も諸君が總ての事業をなす上に於ても、家庭に於て燈を取る上に於ても、總てこの眼に見えざる所の不可思議なる力に依つて、我日本の國の生活状態、並に文化と云ふものは之れの利用如何に依つて左右せられるのであります、然るに斯の如き文化を導くので、國民の生活に直接關係すべき所の事業を一營利會社の事業に委して其利益の貪婪に依つて、大いなる所の國民生活を脅される原因を生ずると云ふことは、即

ち吾々在野の當時に於て深く憂ひて居つたのであります、是等の意味に於まして、先づ民間事業より此事業を離し、之れを國營と致しまして、その經濟的事業の經營に依りまして、極て安い所の動力を以て事業家に供給し、最も安き賃銀を以て各國民の需用に供せんとするのであります、之れが事業そのものが專業を離して、國營に致すべき第一要件であります、第二は國家經濟上より見まして、又事業經營上の經濟的に立脚致しまして、國營に移さざるべからざる必要があるのであります、諸君、此静岡縣に於ても、その電力を起す上に於ては、水利の使用に於ても、各目論見者は互ひに競争して縣其他國會に出願致しました、而して之れを獨占として、專業に移す上に於ては、是等の建設費に於ては、運動費其他に多大の雜費を負擔する結果として、之れを事業實現の場合に於て、其損失を取返さんとして、之れが澤山の利益を生む上に於て即ち國民の生活と云ふものは脅され、事業家と云ふものは大いに損失を蒙つて居るのであります、而も静岡縣に依つて、幾多の會社が互ひに相競つて、是等のものを經營して居るものであります、現に東京電燈あり、静岡電力あり、其他早川、車邦電力と云ふ様な色々の會社が在る様に思つて居りますが、是等が獨立してその發電池を作り、是等の發電池を各方面に送る爲に、多くの送電線を使ひ、又配電線と云ふものを

使つて居るものであります、是等に要する電柱、是等に要する所の電線と云ふものが無意味に各方面に恰も網の如き形を成して居るのであります、諸君、電力は一線に依つて、何萬里の遠方迄も一線にして電力を導くことが出来るのでありますからして是等の總てに要する所の電線、電柱と云ふ様なものは、其半分の所の經費を以て作り建設することが出来ると私は考えます、是等の經濟が出来たならば、第一木材の拂底を告げて居る、我日本は外材を仰ぐ意味において非常に緩和を致します、第二は銅鐵と云ふ物を外國から仰ぎます、是等の經費は多大であります、是等が爲め輸入超過を來す第一原因と成つて居ります、是等の經濟に依りまして、總てが統一されましたならば、國家經濟に於て多大の利益ありと考えまして、之れが事業經營上に於ける經濟上に立脚したる發案の要旨であります、此二つの要旨を簡單に申し述べまして、本發案の理由と致しまして、其他各條項に於ける條文の意味に就ては、各諸君の御質問に就てお答え致すことに致します。

◎議長（岩邊彌之助君）本案に對する各員の質疑を許します。

◎議長（岩邊彌之助君）菊地君。

◎四十四番（菊地小太郎君）逓信大臣に對して御質疑を致します、質疑に先立ちまし

て、現内閣は組閣早々に拘らず、非常に民衆的氣分の在ると云ふ點におきまして、非常に好感を以て迎へられて居ると云ふことを、本員は諸君にお告げするの光榮を有するのであります、電力國營法案に就て、簡單に二點程質疑して見たいのであります、第一點は現時存在して居ります營利會社に對して、如何にして國家は之れを買收せんとするのであるか、買收價格は如何にして捻出するか、第二點は其會社に勤めて居る所の各會社員は、或は之れを官を以て任命せんとするか、如何なる方法を以て之れを任命するか、其次は營利會社に於ける、現時の場合之れを國營とした場合に於ける國家の料金は何うであるか此二點であります、我立憲新政黨に於て、現に調査しつゝある所に依れば、今十燭光を七拾錢と致しますれば、國費にするならば、之れを參拾五錢を以て十分に其一部の利益があると云ふことを、現に吾民政黨調査會に於ては調査しつゝあるのであります、此二點に就て當該大臣の御答辯を煩はします。

◎議長（岩邊彌之助君）逓信大臣庄司良朗君。

◎逓信大臣（庄司良朗君）御質問にお答えをいたします、御質問の要旨は御尤もの事柄であります、第一の點に就て御答えいたしますが、之れは國家の財源と、事業の振興と云ふことに關係することゝ考えます、御質問の要旨は只今の日本の如き財源に

豊ならざる國に於て、之れを一時に買揚て以て國營とする場合には、如何に其財源を捻出すべき、其財源に就て確信ありやと云ふ様な御質問の要旨と考えます、總て國家の事業は之れを發起致しまして、直に急進的に行ふと云ふことは困難であります、鐵道が國有にさるべき必要を感じました時に、鐵道國有論が起り、之れを議會に於て採擇致しました、當時に於てもその現在に於ける所の、國有鐵道を直に之れを取つて國營と致すことの方針には致しました、けれども之れが買揚に對する代金の支拂方法に就ては、之れを漸進的に致したのであります、多くそれは公債に依つて辨じたのであります、本大臣は就職早々のことでありますからして、具體的な詳細な説明は致し兼ねますけれども、大體に於て買揚上に就ては漸進主義を執り、他の財源又國の生活準備に、相順應したる限度に於て、公債を以て支辨する考えであります、又是等の價格を極めるとか、是等の買收を行ふとかと云ふ評價上に對する、而して買收實行上に對する方法は、如何なる方法を以てするかと云ふ様なお尋ねもありましたが、是等は總て國民中で最も此事業に經驗あり、又此事業に智識がある、經驗と智識を有する方面の人の中より、最も優秀なる人を選びまして、審査委員を作る積りであります、素より其任免方法は、官途に依ると云ふことは今の所新内閣に於ては少しも考慮して

居りませぬ、總て民衆に立脚して、電力國營が一日も速く、進行すべき必要なる程度に於て、委員を任命する考えであります、又之れを國有にしたる場合は、只今各電氣會社に於て、供給するその電燈が國有になれば一割安く成つて、參拾五錢に成るかと云ふ様な御調査もありましたが、本職の考える所に依れば、其れ以上安くなることを確信して居ります、以上を以てお答え致します。

◎議長（岩邊彌之助君）田口君。

◎三十一番（田口義孝君）私は逓信大臣に質問を簡單に致したいと思つて居ります、先刻菊地代議士より、一割參拾五錢と云ふお話がありました、電力國營法に對しては私は賛成であります、私は此電力營利會社が、如何なる暴利を貪つて居るかと云ふことは、痛切に感じて居るものであります……（ひや／＼）……十燭の電氣が五燈でも十燈の料金を拂ふと云ふことを營利會社ではして居ります、諸君、考えて下さい、若し一升五拾錢の米を買ひに行くに、五拾錢の銀貨を抛つて米一升を買つて來て、其時に一升の米が一升なかつたならば、其時は諸君は黙つて持つて歸へるか、決して黙つて持つて歸りますまい、所が電氣は十燭のものが五燭でも十燭の料金を拂つて居ります、併し法律と云ふものは盜電すれば盜電の刑法に依つて、犯罪の刑を受けなくちやなら

ないことに成つて居ります、併しそれでも營利會社と云ふものは十燭の電氣に對して十燭の料金を拂つてゐなければならぬと成つてゐる、けれども十燭の電燈を點けておいても五燭の光力しか無い物をよこして、それで十燭の電力の料金を取ると云ふことが、私は甚だ遺憾に思つて居るのであります、諸君も之れに對しては同感だらうと思つて居ります、之れに對して如何なる方法を以て遣りますか。

○議長（岩邊彌之助君）田口君のは今のは意見でありますから質問を願ひます。

○三十一番（田口義孝君）ですから政府では其の場合に於ては、何う云ふ風な方法を致しますかと云ふことを逓信大臣に質問するものであります。

○議長（岩邊彌之助君）逓信大臣庄司良朗君。

○逓信大臣（庄司良朗君）お答え致します、只今の質問の要旨は之れを考へ様によりましては、電力國營論に對する御賛意を十分に表したものと見て質問者の精神を感謝致します、只今之れを會社の事業に委して居りまする現下に於て、若し其定められたる燭光で果して無いに拘らずその規定の料金を取ると云ふことは違法ではないか、併し乍ら多くの場合に於て之れが取締上此違法と云ふことが動もすれば閑却せられる場合に於ては、これが需用者は常に損失を蒙つて居るのではないか、而して會社は不當

利得を得ておるのではないか、これに對して現内閣の取締方法如何と云ふ御要旨と考へます、是等の場合吾々は甚だ遺憾に思つておるのであります、本大臣就職に就ては是等取締を致しまして、只今の法律に於て取締に不備であるとしたならば色々な形式を持ちまして、出来るだけ可成的御希望に副ふ様に取締の法律をも出したいと思つております、左様御承知を願ひます。

○議長（岩邊彌之助君）望月梅塘君。

○十一番（望月梅塘君）本員は逓信大臣に對しまして質問を發する一人であります、只今逓信大臣より電力國營法案に就て懇切なる御説明がございました、本員は同法第五條末項に參りまして、告示價格の五分の三を超えざるものとしてあります、之れが算出の根據を伺ひたいのである。

○議長（岩邊彌之助君）逓信大臣庄司良朗君。

○逓信大臣（庄司良朗君）御質問にお答え致します、只今の御質問の要旨は事計算に關するのであります、第一讀會に於て御説明申すことは却つて不便を感ずると考へますから、第二讀會の場合に詳細御説明致します。

○議長（岩邊彌之助君）小澤慶一君。

○三番（小澤慶一君）本案は五名の委員に附托せられむことの動議を提出致します。

○議長（岩邊彌之助君）小澤君の動議に御異議はありませぬか。

（異議なしと呼ぶ者多し）

○議長（岩邊彌之助君）それでは御異議のないものと認めまして決します、委員は後日議長より指名致します。

○六十五番（川島肇君）緊急動議があります。

○議長（岩邊彌之助君）川島肇君。

（由比正雪と呼ぶ者あり）

○六十五番（川島肇君）本員の質問せんとするものは、労働大臣並に農林大臣に向つて巨弾を發するものであります、労働大臣の法案なる所の各條項に就て詳細に研究して見ます所が、労働大臣自身は横暴を逞うする者に對する巨弾であり、労働者に對する味方であると云ひますが、諸君、如何せん法案はブルジャを代表する所の法案であることを吾々は悲しむのであります、昨日本員がこの壇上に於て労働大臣に説明を求めた時に於て、各條項に就ては該博なる御智識を以て丁寧なる御説明を得ました、けれども最底賃銀に對して眞に労働組合の結束が出来ようか、第二は小作労働者

をして何々組合員としないか、第三項に於ては同盟休業をして労働者の眞の團結権利にするには、治安警察法の第三十條並に第十七條、これがある以上は眞に労働者の同盟休業の権利は、如何に労働大臣が饒舌つても認められないものである、而して私の論調を進めるならば、農林大臣に對する今一つの質問である、それは農村救済農村振興問題の聲は天下に囂々と叫ばれておつても、小作労働問題に對しては別に法案がないではないか、工場労働者は如何、今や日本國津々浦々に亘る赤い所の労働者の恩惠的法案はあつても、小作農の眞の労働法案の無いのを悲しむものであります、此點に於て農林大臣は如何にして農林の振興を期するか、明快なる御返答を願ひたい。

○議長（岩邊彌之助君）農林大臣山本勝次君。

○農林大臣（山本勝次君）只今労働法案に對する御質問の中に、小作者をなぜ此労働法の中に認めないかと云ふ點を私から御答辯申し上げます、今日の状態におきましては小作者に對しましては、別に小作組合法を設けまして、これに依つて小作者の地位を高め又これを保護すると云ふ方針を以て居るのであります、それ以上は意見の相異でありますから深くは申しませぬ。

○議長（岩邊彌之助君）これは打切りまして、次は議事日程にあります、移民保護法

中改正法律案を附議致します、拓殖大臣永田善三郎君の御説明を願ひます。

◎拓殖大臣(永田善三郎君)本大臣は新任早々でありまして、昨夜の閣議にも列席致しませぬ、此席に出まして初めて任命を受けたことを承知した様な譯であります、従つて前内閣以來この移民保護法中改正法律案が、本議場に提出されておることすら實は承知し致さなかつたのである、従つて議員諸君の満足を得られる様な、御説明は極めて困難でありますが……(さうです)……大體の案の御説明を申し上げます、それ以上細かい點に就ては總理大臣並に外務大臣より御説明を願ふことに致します。

全體今日行はれております移民法には、茲に改正を致さうと云ふ點許りの缺點ではないのであります、若しも此の立案に本大臣が參與致して居りましたならば、斯様な不徹底なことで此重大なる移民の問題の解決を致すと云ふ様なことは出来ないのであります、今日此案に皆さんの御賛成を得まして、法律案と成りこれを施行致しました後におきまして、政府は來議會に於て更に十分なる研究を致しまして、もう少し徹底した改正案を提出する考へでありますことを此機會に於て申上げて置く次第であります、全體我國の今日の立場から移民法と申しますれば、我國民を海外に移殖するのであります、年々歳々六十萬、七十萬と云ふ人口が殖えておる、此日本の過剰せる人

口を只だ漠然とその行きたい所に行かする、伸びたい所に伸ばしておく、斯う云ふことでは到底此過剰の人口を處分をすることは出来ないであります、日本の政治が諸君の御承知の如く永い間國內に窒息を致して居りました、其空氣が明治の維新に破れました、さうして我國の國力の進展と共に漸次外國に殖民をする様に成つたのであります、當時の新政府はこれに續いて立憲政治を布きました、明治二十二、三年以後日本の先輩政治家は、日本をして世界の日本たらしめようと云ふ政治に非常に熱心であつたのである、さうして内を顧みることを忘れて居つたのであります、これは非難すれば非難も出来ませんが、又當時の我國の狀態として私は此行き方が適當であつたらうと思ふ、徳川幕府のこの政治の世界の文明に遅れ列國の交際場裡に遅れておりました、日本を世界の舞臺に出してその役者の一人たらしむるには、何うしても日本は世界の日本に成ると云ふことをするより外仕方がない、其處で吾々は此短い期間におきまして、世界の日本たる爲には軍備の擴張を年々致しました、總ての法律制度を急速に改めまして、日清、日露の兩役を経てさうして初めて茲に日本の世界に於ける地位を獲得したのであります、従つてこの二、三十ヶ年に於ましては國內の各階級の人は其負擔の上に於て非常に重い苦痛を拂つたのであります、併し幸にしまして此明治の

先輩の樹てた世界の日本たるべき政策は今日に於て稍や完成を致しましたが、國內を顧みますると云ふと如何でありませうか、各方面に於て負擔の過重を訴へて居る、地方に於ける各種の事業は起きない、これが今日我國に於まして各種の弊害の起る基いである、頭許り大きくなつて足が小さく成つちやつた、頭が重過るから歩けなく、これが今日總ての制度の上に不徹底を免れない所以であります、而して此移民法に就ては此足に成つておる所の國民、此日本帝國の國民をして其足をして太からしむる其一つとして此案を提出し、又諸君の協賛を求め次第であります、本改正法律案に依りますれば、中華民國以外其他の方面へ出ます所の移民には特別の保護をする、支那は日本と誠に近い場所にあります、制度文物人情習慣其他に就ても國民は能く承知をしております、故に此方面に參ります移民には其れ程の特殊なる便宜を與へなくても十分に移植が出来る、又非常に此方面には日本を勞働者として送ると云ふことは甚だ好ましくないのであります、成るべく商工業に従事致す人とか、或は教育、軍事、政治其他に關する智識を支那人に移植すると、斯う云ふ仕事に従事致す人達を成るべく澤山に送りたい、勞働のみを目的とする人を送ると云ふことは甚だ面白くない、又行つて見ても到底あの安い給料を以て生活をして居ります支那人と、其勞働力を争ふこ

とは六ヶ敷い、斯様に政府は信じますが故に本法の適用を中華民國以外と定めたのは斯様な理由であります、又第三條二項の救済の問題、これは母國を離れまして、さうして海外に於て活動を致して居ります人達、此人達が一朝誤りまして自ら招かすして得た所のこの不幸の病氣、この病氣に罹つた場合、遠くに於ける友人知己に向つてその救済を求めこれは人情の當然であります、併し乍ら人事必ずしも完全に運ばない、自分が國を立つ時には財産家であつた所の自分の親戚古舊も數年を過ぎた後には色々な變動を受けて非常な貧困の立場に居る、斯う云ふ事が世間往々にしてあるのであります、故に親戚古舊に委しておくこととは決して移民を奨励する所以ではないのである、故にこの場合に於ては政府に於て相當なる支出を致して、海外に殖民を致しました人達に安心して事業の成功を圖らしめると云ふ考へから致しまして、此案を提出した次第であります、何うぞ審議の上政府の意のある所をお酌取り下さいまして、御賛成下さるならば誠に幸福と思ひます。

◎議長（岩邊彌之助君）本案に對する質疑を許します、小澤慶一君。

◎三番（小澤慶一君）本員は只今永田拓殖大臣の演說中質問を試みんとする一人であります、只今永田拓殖大臣の論旨は極めて原案に近いものだけを擱んで云つて、一大

臣の施政方針たる所の提案の要旨だけを述べると云ふのは甚だ遺憾に堪えないのであります……(其通り)……所謂一拓殖大臣ともあるべきものが、吾々に原案の一部を演説すると云ふのは甚だ遺憾に堪えないのであります、近時我國の經濟及び列國の經濟發達に伴ひまして、我國の人口は増加し其趨勢に鑑みて、帝國の將來執るべき所の對策を講じなければならぬのであります、殊に拓殖事業の保護獎勵、移民及び朝鮮、滿洲、關東洲、南滿洲等の如き開拓地の發展を如所にすべきかと云ふ方面迄論據を進めて頂きたいと思ひます、斯様な論旨は内外と共に社會の親密を圖る關係上重大であらうと思ひます、且又拓殖事業は吾々の最も叫んでおる所の思想問題なり、及び商工問題總ての問題で直接間接に關係が深いのであります、此點に就て現大臣は論及しないのは甚だ遺憾であります、政府が現在執りつゝある所の方針を述べて頂きたいと思ふのであります、仍つて質問せんとするのであります。

◎議長(岩邊彌之助君) 拓殖大臣永田善三郎君。

◎拓殖大臣(永田善三郎君) 本大臣に對しまする只今小澤代議士の御質問にお答へ致します、拓殖大臣が本案を提出するに當つて、政府の拓殖に對する方針を述べないのは極めて不徹底である、法案に關する説明のみをしたのは不都合であると云ふお話で

ありますが、之れは少し質問をなさる方が違つておる様に思ひます、此議會は帝國議會の眞似をして、さうしてお互ひにその方式を研究して見ようといふことが本政府の方針であります、従つて此議會におきましても、成るべく帝國議會の遣り方に眞似をして行く、斯ういふことが議員諸君の御希望でもあり政府の考へも勿論其處にあります、斯様に信じておるので私は甚だ不備ながら大體斯様な意味で説明致しましたのであります、法律案を提出するに當りましては成るべく法律案に對する要旨を述べる、施政方針に對する演説は又別の機會に致す、之れが大體の法式であります、併しそれはそれと致しまして、此際拓殖方面に關する政府の意見を述べるとおつしやるならば一時間二時間敢て辭する次第ではありませぬ、私は臺灣にも生活を致しました、關東洲にも生活を致しましたし、支那にも居り従つて朝鮮にも居りました、大體の事には通じておりますが、此短い時間で永田拓殖大臣が一人時間を取ると云ふことは皆さんに對して甚だお氣の毒である故に茲に私の演説を終つておきます。

(拍手起る)

◎議長(岩邊彌之助君) 望月傳次郎君。

(簡單〜と呼ぶ者あり)

◎四十五番(望月傳次郎君) 僕は十分いひます、重大問題を議したいですから十分にいつて見ます……(要を得て簡單)……我民友青年議會鶴澤第一次内閣は、遂に責を負ふて總辭職されたのであります……(解つてゐる知つてゐる)……而して新に設けられたる松本第二次内閣は頗る立憲的に組織されたといふことは、本員の認める所でありませぬ、然れども組閣未だ日淺し、而して主義並に一般政府提出案に對しては、之れを引繼いで總てを審議して行くといふお話でございます、故に本員は先づ之れに對する現内閣々僚全部に質問をして見たいと思ふのであります、第一に於きましては現内閣は衆議院議員選舉法改正法律案中、其第五條に年齢を二十五年に制限してございませぬ、之れは頗る民友青年議會の主旨に反しはしないかといふことが本員の質問を發する第一矢であります……(辯士脱線)……能く聴きなさい、本員は斯の如き制限の存するのは即ち民友議會の立憲的政治を論ずるに於て、其趣旨に反することを茲に質問致しまして、而して政治の實際から論じますと、本員は改正衆議院議員選舉法律案なるものは絶対に否認するものであります、而して其次に府縣制中改正法律案が出ております其七十五條には知事を公選するといふことがあります。

◎議長(岩邊彌之助君) 望月君それは問題外です。

◎四十五番(望月傳次郎君) 脱線にあらず、内閣の閣僚が御政治の御演説に不熱心であるから、本員は之れを立派に證明させなければならぬのが責任であります。

◎議長(岩邊彌之助君) 望月君、鳥渡問題が違つておりますから降壇を願ひます。

(ひや〜拍手起る)

◎四十五番(望月傳次郎君) 降壇しませぬ、之れが土臺に成つて現内閣に質問致し……(議長岩邊彌之助君降壇しなさい)……降壇しませぬ、今や現内閣は羊頭を掲げて狗肉を賣ると云ふ様な政策を採つて居るのであります……

◎議長(岩邊彌之助君) 議長の命令に服しなれば懲罰に付します、神田君。

◎十八番(神田繁雄君) 望月議員は議長が降壇すべしといふたにも拘らず尙ほ發言を續けるといふことは、議長の命に服従しないと思ひまして、本員は懲罰に付する動議を提出致します。

(四十五番「望月傳次郎君」降壇す)

◎議長(岩邊彌之助君) 懲罰委員に付托致します、川島肇君。

◎六十五番(川島肇君) 只今望月代議士の御演説中に於まして、閣員に對する質問は昨日に於て既に可決したものを再びこれに持出すといふのは不都合であります、併し

乍ら直にこれを懲罰に付するといふことに就ては慎重なる審議を要するのである、何故ならば議員の言論は脱線しようが自由である、議長の命令に服せず彼が壇上に立つことはこれは懲罰に付して可なり、私は懲罰の動議に賛成する一人であります。

◎議長（岩邊彌之助君）静かに願ひます、今望月議員の問題に關しては懲罰委員は別室にて會議を願ひます、續いて移民法中改正法律案の質疑を致します、小澤君。

◎三番（小澤慶一君）質疑なきものと認めて委員付托の動議を提出致します。

◎議長（岩邊彌之助君）小澤君の動議に異議ありませんか、

（異議なしと呼ぶ者あり）

◎議長（岩邊彌之助君）本案は小澤君の動議に對して異議ないと認めます、次に特別會計法中改正法律案を付議致します、文部大臣三橋四郎次君御説明を願ひます。

◎文部大臣（三橋四郎次君）お手元に配付してあります大學特別會計法中改正法律案及び國家教育法案これは便宜上一括して御説明申し上げたいと思ひます、此議案は提案の方法が稍や空莫であります、それが爲に一つは當内閣が有ゆる教育の根本方針を少し擧ぐれば、それがこの兩案提案の理由に成ると信するのであります、以下簡單に當内閣の有する教育の方針に就て申上げて見たいと思ふのであります。

御承知の如く國家の隆盛が教育の消長に關する牛耳であるといふことはいふ迄もありません、而して我日本が現在に於て、世界の五大強國であるとか、或は三大強國であるといふ様なことは其理由は澤山ありますけれども、其主なる原因の一として此日本國が果して教育と云ふものを能く行渡らしめてはゐないか、云ひ換へれば普通教育と云ふものが、國民全體に對して純然たる機會均等主義であると云ふことが主なる原因の一つであると云ふことも多く云ふ必要も無いことであります、吾々は現在教育は能く爲しておりますから、餘り現在の教育に對して疑議或は不思議を感じませんのであります、併し乍らこれを外國の教育制度に比較して見ますと、日本の現在の普通教育は非常に異つたものがあるのを發見するのであります、今から三十年前私が未だ小學校に居りました時分に、議員諸君の多數は或は生れておらなかつたかも知れませぬ、或は生れても極く幼少であつた時分であります、私が此静岡の師範學校の附屬の小學校に居りました時代に於て、徳川慶喜公の第何男でありましたか、現在の勝家を嗣いでおられる厚伯爵、又現在何の宮家に行かれたお姫様二人此方々と平民である私がお机を並べて勉強する、或は校庭に於て遊戯したと云ふ様なことが日本のこの普通教育が其當時如何に國民化してゐる、能く徹底したと云ふことの宜い例であります、我

國は政治の範を英國に執りますが、其英國に於ける小學校と日本の小學校とは全然違ひます、日本でこれを意譯しましたならば平民學校とも云ふべきものであると私は聽いております、英國に於ける普通教育は富豪或は貴族の方々は家庭教師を以て普通教育を未だに多く行つて居つて、普通教育が日本の如く華族であらうと何んであらうと机を並べて遣ふことは他國に遅れないと聽いております、只だこれ有るは北米合衆國が日本と同じだと聽いております、斯う云ふ風に普通教育と云ふものが能く行亘つておるといふことが日本の現在を築上上げたといふ事の大なる原因であります、もう一つはどうも總體に國防の鍵は武士が持つておつた、武士に非らざれば是れ人に非らずといつて居つた、然るに明治維新後國防といふ事も徳川時代に於ては、虫蟻蛄より劣つておると申された平民の手に國防といふものを移して、この平民の殊に實質に於ては多く農からして行はれておる、其點に依つて日清の戰爭續いて日露戰爭日獨戰爭を経て今日日本の國威を發揚し、日本の基礎を造る大なる力であつたと云ふことは否む能はざることである、農民の子へ機會均等を與へた主義を適用したと云ふことは、今日日本を濟さしめた主なる原因の全部ではありませんか、主なる分であると云ふことが出来るのであります、併し乍ら歐洲戰爭後世界的に世の中は精神的にも、或は物質

的にも經濟組織に於ても一變したことも之れは申す迄もありません、日本も世界の風潮の外に立つことは出来ないであります、故に此日本も新らしき世界の風潮に順應する爲にはです、矢張り茲に新らしき教育主義と云ふものを樹てむければならぬと思ふのであります、成程維新以來六十年間に現在の日本を築くに於ては、今迄の教育方針と云ふものが非常に善かつたかしのない、けれども今の新らしき日本、云ひ換えれば改造されたる歐米諸國と云ふものに對立するには、茲に矢張り新らしき方針を以て新らしく國民と云ふものを教育しなければならぬ、之れは當然の歸結です、斯様な有様でありますから近時教育尊重或は教育第一、斯う云ふことが非常に世間に稱えらるると云ふことも之れは當然のことである、去る五十議會に於て教育に關する議論が非常に澤山ありました、之れは議會開會以來初めてのことだと聽いております、是等と云ふものは明かに今の時代と云ふものが現代の教育と云ふものには缺陷が多くて、改革を要求すると云ふもの、明かなる世間の要求の之れが證明であると考へるのであります、然らば本大臣の主張する新教育主義と云ふものはどんなものであるかと云ふと詰めて申しますと斯う云ふことに成ります。

一つが教育の法律化といふことが第一であります、第二は教育の實際化、此二つのこ

とが私の主張する教育の新方針と私は主張したいと思ふのであります、以下之れに就て簡単に申し上げます。

現時我國の普通教育は之れは何ういふ組織に成つておるかといふと、原則としては其費用は全部之れを市町村に於て負擔せなければならぬ、而して一面に於て此教育は行政教育である、必ず教育を受けなければならぬと斯ういふことを申しておいて、他方に於ては其費用は汝自身之れを負擔せよ、と斯ういふことが今の普通教育の立て前でも此費用といふものは各町村に於て町村の全経費の半以上を負擔する所が澤山あるのであります、之れ有るが爲に地方は此教育費負擔の爲め何れだけ苦んでおるか知れないのであります、之れ有るが爲め現代に於て各政黨共地方教育費の國庫補助増額といふことに對して非常に絶叫して居ることも實際の状況であります、併し乍ら茲に疑問に感ずることは、地方の方々が其膏血を搾つて其子弟の教育に營々として居る、而も其負擔に堪えずして而して國家の補助と云ふものを得たいと云ふことを熱望して居る、又學生等も之れに對して共鳴して居る、而してこの國費増加に就ては、日本全國一人も異議者が無いと云ふ現状であります、併し乍ら我子弟は現代小學校に於て、現代に合ふ如く能く教育されて居るか否かといふことと云ふ教育の本旨に關しては餘り考へら

れておらぬ様に考へられる、それが證據には吾々の實にも代へ難き玉にも代へ難き子弟と云ふもの、教育の方法政策と云ふものは、文部省で一片の省令で出来ておるのであります、金は非常に八釜敷云ふ、併し乍ら大事な子供を育てる方法に就ては一つの文部省の教育技術者の手に委して知らぬ顔をしておると云ふのは何たることである、餘り物質に囚れ世人の云ふことを顧みざる現在の思想が、各方面に反映するであらうと思ふならば非常に寂寞を感じざるを得ないのである、此意味に於て私は今の小學校令と云ふものは、是れ必ず法律化せむければならぬ、云ひ換えれば外廓と云ふものはこれは議會に於てこれは極めべきものである、これは詰り教育の法律化と云ふものである、勿論小さい細節に至りてはこれは教育の専門家に託せんければならぬのであります、けれども大體方針に就てはこれは何うしても、之は法律は議會で以て決すべきものと私は信するのであります、少しく學校の教育を見ればどなたでも之は能く氣が付いておる事でありませぬ、普選に直面して現在我國の普通教育の實際は果して教へる先生に於て、眞に普選の意味といふものが解つてゐるや否や、いひ換えれば進んだる都市に於ては斯ういふ事は無いかも知れませぬ、けれども田舎の方に行きますと古い／＼干枯らびた標本で未だに何もかも教へて居る、單に博物、礦物さういふ形

而下のもの許りでなく、倫理教育に於ても、倫理教育の古きものから出發して、此邊から考へますと矢張り教育といふ様なものゝ外廓アウトラインは素人が之れを極めてよからうと思ひます、過般も私が用がありましたとして鐵道省に参りました時に、或る局長が面白いことをいひました、それは私が鐵道に關する新らしき發明者を鐵道省に紹介したのであります、其時に鐵道省の或る局長さんが私に斯う云ふことを云ふた、之れは實に面白い案である、鐵道省では鐵道の權威を以て任ずる博士が澤山ある、併し乍ら斯う云つた様な發明とか意匠と云ふものは之れは鐵道省では起らない、矢張り斯う云ふ考へは素人に依つて多く出来るものである、其出來たものを之れを實際に應用し實際使ふ場合に於ては、それは博士で澤山だ、其前は矢張り素人でなければいかぬ、斯う云ふことを云はれた、此意味であります、教育其ものを始めから仕舞ひ迄之れを教育技術者の手に委せると、彼等は之れを理屈に考へ形式に考へ日本のこの生徒と云ふものを現代に合ふ如く形を造り得ることは、却々彼等の手に委せたら困難の場合が多いのであります、未だ國家の組織が單なる場合に於てはよかつたのでありますけれども、複雑せる歐洲の現代それに相對するには教育といふものも複雑にせんければならぬのである、併し乍ら議會に於ては諸君は新進氣鋭の諸君であるから、教育の

ことに關して皆深き造詣を持つて居るとは信じますけれども、併しこれを政府自身が新らしき法律案を手盛りにするのは危険であります、又これを議會に直ぐ諮るといふのもこれ亦必ずしも安全なる方法ではない、兎に角これに依つて新らしき日本を構成する前には慎重審議せんければならぬ、これが爲に私は今の文政審議會の云ふ様に型に倣つたものでなくて、日本の各方面の人を集める會議を起し、其會議に諮つて日本の現代に順應する小學校令といふものゝ草案を作る、而して其出來たる草案を以て次の議會に發案し、而して諸君の協賛を得むとする、斯ういふ歸結に私は達せんとするのであります、尙ほ教育の實際化も結論は其處に行くです、今の教育といふものが實際を離れておるといふことも多く申上げる必要も無いと思ひますが、一言これを付け加へて置きます。

極く單純な例を引きますと今の實業學校を出ました或は工科の方面に於ても、或は農科の方面に於ても、或は更に高等の學校を出た方面に於ても、矢張り學校を出たならば直ぐそれと實際と相一致するかといふと却々一致しない、而して學校から出た者は工場に行くといふ一種の丁稚奉公見習をせむければ役に立たぬといふことは何ういふことであるかといふと、實際と學理と相一致しないといふ方法を執つて居る例を一

番近い所に採るのが解り易いが、帝國議會らしく無いかも知れませぬが、静岡縣の例を採つて見ませう、静岡の名前をいふことは遠慮しませうが、或る農學校に私が視察に行つたことがあります、さうすると其學校附近の特殊栽培の植物は何であるかといふたら、其附近は茶と桑だと云ひました、然らば學校に於てはです、植物の研究をなす時には茶の葉を用ゐる或は桑の葉を用ゐると斯ういふことを云ふた、所が矢張りさういふものは鳥渡も用ゐて居ない、ポイントが無い、プリンスソシタが無い、ロカルカが無い、只だ日本の實業學校は日本全體何處の學校も同じ様に遣る、九州の學校の卒業生が矢張り静岡に使へる、静岡の實業學校を出た者が九州へ行つて使へる、併し使へるといふだけで餘り宜い活動は出來ないのである、故に之れも經費に勿論關係あることでもありますから、これも實際化する爲にこれは一例であります、其他中學校の現在は其本質が普通教育であります、實際は豫備學校に成つて仕舞つておる、斯ういふ狀況もある、又女子教育の方面に於ても纔か高等教育は高等師範を出た者が或る大學に僅かに行くといふ様な狀況にも成つておりました、矢張り一面に於て女子の參政權を認めるといふ一面に於て、女子も矢張り男子と同様教育の機會均等主義を徹底せしめなければならぬ、而も日本の今の教育制度に其用意ありや、少しも無いのであ

ります、又大學に於てこれを見ると何うである、現在の大學は老朽多くして一面に於て年齢といふものを極めてさうしてこれを排斥せんければならぬ、古い奴を出さないといふ組織が一體何處にある……(文部大臣の責任である)……それを爲すが故に茲に大學特別法案を改正したのもそれである、詰りこれは何んであるかといへば、大學といふものは特別會計にして、大學といふ別天地を造るのである、故に特別會計といふものを離して仕舞つて、これを文部省所屬に文部省の會計の内に入れて仕舞つたならば、この大學に關する議論も議會に於て實際に接觸せしめるといふのが即ちこれが改正の趣旨であります、現在の大學に於て何うである、九州醫科大學の如き不味い者を出して甚だ恐縮である、而して今いふ……(當局の怠慢である)……大學の教授が單に俸給であるとか、官等であるとかいふ様なものを何うも欲しがらる様であります、學者として甚だ遺憾千萬の様な傾向のともすれば在ることを遺憾とするのであります、カールが故に現在の講座といふものを改めて一つの講座に講師を置くといふことを止めて併行式に遣る憲法なら憲法、經濟といふものに就ては經濟といふ講座を置く、これを稱して併行講座といふ、併行講座に教授を幾人も採用する、斯ういふ學制に依つて自由にして學生に撰定せしめる、而して其月謝といふものは講座に對して納める、而して講

師といふ者に對して月謝を受取らしむる、斯ういふ風にして一面には先生の収入も殖える茲に於て安定も出来る、斯ういふ制度も遣つて見たいと思ふのであります、兎に角斯かる方針に於て教育の新進、いひ換えれば現在の教育といふものが餘り昔の型にはまり過ております、新らしき日本に適應するが爲に現代の劃一主義之れを打破し生活にびつたり合ふ一つの教育方針といふものを定めたい、これが爲に日本の各方面に於ける總ての智識といふものを打つて一丸とし、これに依つて新らしき法案の基礎を得て、これを以て來る議會に諸君の協賛を得むとする斯ういふことが本大臣の趣旨であります、この二案の發案はそれでありますから單に一面を現はすに過なかつたのであります、議會開會の日も尠かつたのでありますから其邊の用意といふものも甚だ缺ておりますから、其點は惡からず御諒承を願ひたいのであります。

◎議長（岩邊彌之助君）本問題は重大なるものでありますから十分に質問を願ひます川島肇君に質問を許します。

◎六十五番（川島肇君）只今賢明なる所の文部大臣の最も社會進化の情勢に伴ふ所の詳細なる御説明のあつたのを吾々議員一同として感謝するのであります、然れどもこれは眞に社會進化の文部大臣の施政方針であるかといふと、これは一つの羊頭狗肉的

のものであつてこれを最も吾々として弾劾せざるを得ないと同時に、吾々の質問に對して最も御明答あらんことを期すのであります、第一に求めんとするは大藏大臣が今日免稅點參千圓以下としました、免稅點參千圓以下とするならば將に進化したる勞資對等の二對立の社會相であります、故に免稅點參千圓以下の者に對して教育の機會均等を何故に文部大臣は叫ばないのであるか、第二は文部當局は大學に壓迫を加へて學生に對する學問の獨立を蹂躪したことは何故であるか、第三はこの學問の獨立を最も尊重し科學的思想發達を基調とする學問を陸海軍閥がこれを蹂躪して、學生に軍事教育を徹底するのは最も不都合であると思ふ、第四項に於て女子教育を機會均等に致しまして、賢明なる所の文部大臣が一言御説明あつた様であります、何が故に文部大臣は女子に向つて高等教育機關を設置する意見が無いのか、只だ單に奈良とお茶の水高等師範學校を卒業した者は單に大學の聽講生として這入るのが現代の状態だ、斯かる状態に於て學問的に虐げられておる所の女子に向つて參政権の必要ありや否や、文部大臣に於て人類平等の立場から普通選舉法は男女共二十五歳の者に與へられる、此女子に於て未だ教育の不平等を叫ぶのは何が故だ、諸君、所謂彼等はブルジャの走狗であるといはざるを得ないのである、私はこの意味に於て文部大臣の明快なる所の御

返答を望んで降壇する次第であります。

◎議長（岩邊彌之助君）文部大臣三橋四郎次君。

◎文部大臣（三橋四郎次君）川島議員にお答へ致します、第一問の御要旨は所得税であります、参千圓以下の者は免税すると昨日大藏大臣が説明したと、其参千圓以下の庶民階級に對する教育の機會均等主義を、文部大臣は閣却して居はしないか……（ひや／＼其通り）……斯ういふ意味の御質問の要旨と心得ております、文部大臣は庶民階級の教育といふものを決して閣却して居るものではございませぬ、現代に於て御承知の如く小學校の教育といふものは前回申上げました如く、王公と雖も亦勞働者の子弟と雖も少しも區分致しませぬです、此點が日本の美點であります、今日の日本を大きくせしめたるものゝ大なるものであるといふことは前段申上げました通りであります然らば中等學校以上に於ける無産階級の就學の便宜は如何にするか、茲が恐らく川島議員の御質問の點だらうと思ひます、之れは事經費に關することでありまして、若し出來得たならば國家全體が其性質に依つて或る者は假令ブルジャであらうと、或はプロレタリアであらうと其本質に向つて行くべき道に教育するといふのが理想であります、併し乍ら之れを見分けることが非常に困難であると同時に國費の莫大なることで

あるから、却々之れは大藏大臣が承知して呉れないだらうと思ひます、併し乍ら原則として他方面に勞働團體の存立を認め、之れが伸張發達といふことを勞働省に於て或は其他の省に於て十分指導することであらうと思ひます、而してさういふことは其組合員の努力と相俟つて漸進主義を執つて、假令學資の乏しい者と雖も其素質が良ければ高等教育を受ける機會を與へるといふことは着々考へて居るのでございませぬ、現に各府縣に於て斯ういふ方面に私費を投じ或は團體を以て例へば學資の無い者であつても十分ではありませぬけれども、教育を受ける機會を與へておろことは賢明なる川島議員の御承知の如くであります、此點に於て今の政府が庶民階級の教育機會均等主義といふことが没却して居らないといふことを茲に聲明して置きます、それから其次に學生の社會學研究といふ様なものに對して政府が壓迫を加へたといふ様なことは甚だ怪からんではないか、三橋文部大臣はそれを知らぬ顔をして居るのは怪からぬといふ御質問の要旨の様に聞えたが、前内閣の時代にも斯ういふことはあつたかも知れませぬが、三橋が文部大臣をして居る限りは決してさういふことはありませぬ、研究は勿論之れは自由であります、併し乍ら之れを實行に現はす點に於ては之れは國體其他を參酌せむければならぬ、これは改めて申す迄もありません、第三問のなぜ文部省は此

軍事教育を認めるかといふお話でありましたが、之れは本大臣も認めて居ります、併し乍ら軍事教育は今日本に於ては始まりです、従つて遣り方に就ては非常に研究を要することだと思ひます、併し乍ら大體に於て日本といふものゝ現代の世相は人間一種のこの訓練といふものを、この國民に與へるといふことが是非私は必要だらうと思ふのであります、或る意味に於て教育エジケーションであると屢ばいはれております、之れは一つは日本が東洋に孤立してゐた爲に所謂國難といふ様なものがあつても、之れを歐洲の國難に比べると其程度といふものが私は自ら違つておりはしなかつたかと思ふものであります、故に國が生るか全民族が没するかといふ様な日本が國難に度々際會したといふに過なかつた、併し非常に國難の來つた場合も神風が一度吹けば之れで濟んだ場合がある、此點に就て日本國民の訓練が足りない、昔は海といふものを隔つておる場合は宜いが現代に於てはさうはいかない、何うしても諸外國と相對立して行くには國民の訓練が絶對に必要であります、勿論今の軍事教育を以てこれを解決しようといふのではありませぬが、矢張りこの軍事教育は陸軍省と文部省と相俟つて之れを遣るのだ……(軍閥の走狗である)……斯く信ずるのである、第三の女子の機會均等の主義の御非難があつた様であります、現代の組織に於ては遺憾ながら不十分で

あります、其點は文部大臣も甚だ遺憾に感じております、併し乍らこれは矢張り別に提出します、大學の特別會計改正法案は又能くこの點は研究したいと思ひます、云ひ換えれば大學の組織を改め、而してこれに入學する豫備校、此點に對しては女子といふものに機會均等を與へしむるかといふことは私も相當研究して居ります、これは寧ろ委員會に於て申すべきものである、主義として機會均等主義を批判する迄もなく川島君と同様で最も女子も男子同様に教育の機會均等主義を男子と共に與へるものであるといふことを聲明して壇を降ります。

◎議長(岩邊彌之助君) 佐故嘉運君。

◎四十九番(佐故嘉運君) 本員は文部大臣に一言質問したいと思ひます、現在我國におきまして小學校教員俸給の内約三分の一四千萬圓許りは政府に於て支出されておりますが、此點に就ては昨日本員が建議致しましたる後の三分の二、八千萬圓を政府に於て全部此教員俸給を負擔さるゝ御意思ありや否に就て御説明を願ひたいと思ひます、

◎議長(岩邊彌之助君) 文部大臣三橋四郎次君。

◎文部大臣(三橋四郎次君) お答へ致します、普通教育の國庫補助を現在の四千萬圓をもつと殖やして、現在に於ける教員俸給の全額を國庫補助にする意思はなきかとい

ふ御質問の要旨と承ります、實は本大臣も主義としては是非この俸給をです、國庫に於て負擔したい而して其他の費用は地方に於て負擔せしめたい、齊しく之れ國民教育であります、而してこれを強制する以上は俸給といふものは國家が遣る、其他の諸設備に就ては父兄は又親戚が持つ、兩々相俟つて國民教育を完成したいと考へております而してこれは事豫算に關します、本大臣は左様考へますけれども國家の財政上一時にこれが實行を見るや否やといふことは、今日に於ては明言は出來ませぬ、併し乍ら主義としては本大臣は賛成するものであります。

◎議長（岩邊彌之助君）友部慎一君。

◎二十五番（友部慎一君）私は賢明なる文部大臣に質問を致す一人であります、文部大臣は非常に教育に對して抱負を持たれておりまして、教育に對する大抱負並に經倫は能く解りまして非常に感謝する次第であります、併しこの國家教育法案を出された趣意を見ますと、秀才拔擢の方に向つて何等の御説明のないのを遺憾とするのである先程川島議員から御質問のあつた通り、中産階級以下の貧困兒童に對する教育に就ての御質問に對して、大藏省は財政の關係上云々といふ答辯をされたのであります、然るに前大藏大臣は本大藏省は經費が非常に豊富であるから何んでも社會政策問題に就

て要求を容れる、斯ういふことを云はれたのであります、然らば現大藏大臣に於ても亦お引繼を受けたこと、信するので、斯ういふ方面に於て私は昨日建議案を出した通り、この中産階級以下の貧困者に對して教育を國家が遣つて、さうして秀才拔擢の意味に於て、第二の國民の健全なる發達を圖らうといふ建議案を出した次第であります此點に就て聊か文部大臣に質問を致したいと思ひます。

◎議長（岩邊彌之助君）文部大臣三橋四郎次君、議員諸君に一寸注意致します、各大臣の御説明中に於て彌次も非常にありました、餘り議事の進行上に妨げになることはお控えを願ひます。

（文部大臣顔色なし、進退之れ谷れり）

◎文部大臣（三橋四郎次君）友部議員にお答へ致します、質問の要旨は先般何番議員でありましたか御質問のあつた様に、庶民階級の教育に關して文部大臣が餘り考へて居らぬのは怪からんぢやないかと、斯う云ふ様な御質問の要旨に承知しております、而して大藏大臣が過般大藏省は經費が幾らも在るからさういふ方面には幾ら金を出しても宜いとさういふ風にいふたさうであります、恐らくそれは前内閣の大藏大臣のいふたことで此内閣になりましては稍や緊縮方針に出づる考へであります、尙ほこの

庶民階級の専門教育に關する費用の出し方は、之れは政府だけの考へではいかぬのであります、之れは労働大臣が今見えませぬが、之れは労働組合と相一致して遣るべきものである、これは社會政策として別に考ふべきものである、政府が全體するのは考ふべきものであると信するのであります、併し乍ら前段申上りましたこの大きな會議を起して、其場合に於て是等は諸君の御意思に成るべく副ふ様な案を其審議會に提出する考へを持つております、左様御承知を願ひます。

◎議長（岩邊彌之助君）小澤慶一君。

◎三番（小澤慶一君）本員は文部大臣に質問を發せんとする一員であります、只今賢明なる所の文部大臣の方針を聴きました所、吾々農民を代表したる所の論迄論旨が徹底しないことを甚だ遺憾に堪えない次第であります、農民の立場より現在の政治を眺めたならば如何に都會偏重の政治が行はれておるといふことを遺憾に堪えないのであります、政治は實際の政治でなくてはならないと思ひます、露西亞革命獨逸革命は何であつたか、これは所謂政治と實際とが合致しない點から起つたものであると思ふのであります、所謂吾々は農民をして眞に農民たらしめんと欲するには、農民の教育をしなければなるまいと思ひます、今や農村振興策を叫ばれる今日賢明なる所の文部大

臣が農民に對する、所謂實業補習學校の教育……（簡單）……振興に關する所の論旨迄徹底しないことは、吾々國民一般の文化と思想の安定と産業の進展を圖る上に最も急務なる故を以て、現文部大臣に對して實業補助教育に關する件に就て質問せんとするものであります。

◎議長（岩邊彌之助君）文部大臣三橋四郎次君。

◎文部大臣（三橋四郎次君）小澤議員にお答へ致します、文部省は補習學校に對して如何なる考へを以ておられるかと、いひ換えれば農民教育に對して如何なる考へを以ておられるかと、斯う云ふ風なお問ひの様に聽いて居ります、補習學校の現在が甚だ振はないことを頗る遺憾に考へて居ります、カルが故に補習學校はです、師範學校の改善又は補習學校の教師に適當なる別に教育を施して、而して補習學校と云ふものをヨリ善くしたいと云ふことを考へて居るのであります、併し乍らこの補習學校と云ふものは單に政府が補助するとか或は之れを勸めると云ふことだけでは、この補習學校の成績と云ふものは擧らないのであります、補習學校に於て最も良く成績を擧げておる獨逸の状況を見ますと、補習學校と云ふものを學校に託して置かないのであります、云ひ換えれば補習學校は農村全體が力を入れてゐるのであります、現代日本の補

習學校の振はないのは設備にもあり、先生も不足であります、けれども農村自體が補習學校に對しての諒解が無い、云ひ換えれば學校の方で如何に世話をやいても生徒を出してやらない、補習學校の先生には老農なり其他の専任の先生でなくても、補習學校の講師ならば喜んでこれに應ずる、自分の家業を後にしても補習學校ならば行く云ふ様諒解を農村其他に於て持つにあらざれば、補習學校の眞の發展を期せられないのであります、當文部大臣は十分考慮して農村に於ては今の農民の生活の道に合ふ様に、又町に於ては商工に對する所の實際の生活に合ふ如き教育、即ち政治、即ち教育即ち生活、此意味は何處迄も一貫したいと思ふのであります。

◎議長（岩邊彌之助君）川島肇君。

◎六十五番（川島肇君）本員は文部大臣のなせる所の詳細なる御説明を感謝致しますが、今一步を進めまして海軍大臣、陸軍大臣が軍事教育の徹底を期するに於ては、其間に於て意思の疏通があるべきであります、未だ其現實に思想の合一點を見ないのを遺憾と思ふのであります、諸君軍事教育は必ずしも學生に施すを以て最もとするか、我國には法律に依つて滿二十一才の男子は徴兵制度に依つて入營又は入團して軍隊教育を受けるではないか、學校なるものは學問の獨立を以てしなければならぬのであり

ます、而して我國は海國でありながら陸軍のみの軍備を以て海軍を放任するは陸軍大臣に對する所の海軍大臣が餘りに意思薄弱ではないか、又此岡を開かずして之れを操縦する所の海軍大臣が昨日此演壇に於て堂々と米國及び歐洲に於ける列強の海軍の比率を以て臨んだのに、軍事は陸軍のみを以て海軍を放任するのは、海國男子を代表する所の海軍大臣としては餘りに意氣地が無いではありませんか、併し乍ら吾々は斯かる意味ではなくして學問の獨立を軍閥の蹂躪に委するは遺憾である、學問は何處迄も機會均等である、人類は平等の協調味がなければならぬ、之れが人間を殺すべき陸軍に依つて蹂躪され、陸軍大臣の發案に依つて文部大臣が動くのは意思薄弱である、矢張り狸の尻尾が見えておるのであると私は斷言するのである。

◎議長（岩邊彌之助君）之れで一吋各員に申し上げます、先程望月傳次郎君に對する懲罰事犯は懲罰委員に付托しまして、同委員は別室に於て懲罰委員會を開きました結果茲に謝罪文を朗讀することに決定しました、只今望月傳次郎君に朗讀させます。

◎四十五番（望月傳次郎君）敢て私が朗讀するに差支ない文句でありますから、茲に朗讀致します。

私儀拓殖大臣に對する質問演說中議長より降壇を命ぜられたるも應ぜざる爲め民友

青年議會規則第三十五條により茲に謝罪の意を表す、民友新聞青年議會議員望月傳次郎。

(拍手起る)

◎議長(岩邊彌之助君) 小澤慶一君。

◎三番(小澤慶一君) 只今の大學特別會計法中改正法律案は委員付托として、其委員の数は五名とし議長の指名あらんことを緊急動議として提出致します。

◎議長(岩邊彌之助君) 小澤君の緊急動議に對して異議ありませぬか。

(異議なし)と呼ぶ者多し)

◎議長(岩邊彌之助君) それではさう致します、委員は後で指名致します、次の日程に移りまして、陪審法中改正法律案を付議致します、先づ以て司法大臣井上剛一君に説明を願ひます。

◎司法大臣(井上剛一君) 只今上程されました、陪審法中改正法律案の理由を簡単に御説明申し上げたいと思ひます、陪審法は御承知の通り第四十五帝國議會におきまして貴衆兩院を通過し、而して樞密院の御諮詢を経て只今は法律となつた、而してこの實施は大正十七年度より施行する所の國民生活の上に於て最も密接且つ重大なる法律で

あります、現内閣は此陪審法に對しまして改正案を提出致しました次第は、この現行法は先進國たる英、佛、獨、澳等の法律を斟酌し我國情に見て立案せられたのであります、従つて其適用致しますのは刑事事件のみです、此陪審の議に付して事實の判斷をすることに成つておるのであります、此點に於て改正法律案の第一は民事事件にも陪審法の評決に付して事實の判斷を求めると云ふことに改正を致したのであります、第二には判事は辯護士中から之れを選任致しまして、さうして所謂民間各方面の事相に曉通し常識の圓滿なる發達を得て適當なる裁判をすると云ふことがよからうと云ふので、本案を提出したのであります、又第三には現行法に於てはこの刑事事件に於て此陪審に付する範圍が極めて縮小されておるのであります、故に之れを擴張致しまして適當なる事實の判斷を陪審委員に求めると云ふことが機宜の改正方法なりと信じて本案を提出致しました次第で、何れ詳細の儀に亘りましては特別委員會に於きまして御答辯を申し上げます、速に御協賛あらむことを望みます。

◎議長(岩邊彌之助君) 望月傳次郎君。

◎四十五番(望月傳次郎君) 司法大臣は陪審法は憲法違反にあらずと云ふ御精神でありますか、一寸お伺ひ致します。

◎議長（岩邊彌之助君）司法大臣井上剛一君。

◎司法大臣（井上剛一君）只今お尋ねの問題は從來朝野法曹界におきまして、又各般の學者間に於て重大なる問題と相成つたのであります、其起りは申す迄もなく憲法第五十七條に於て「司法權は天皇の名に於て法律に依り裁判所之を行ふ」と云ふことから憲法違反にあらずとの議論が起るのでありますが、私の信じます所に依れば陪審員は事實の判断をなすのであります、事實の判断は 天皇の御名に於て裁判をなすのではないのである、陪審員は事件の評決に参加し、而して事實は斯々なりと断定致しまして其事實の判断に基きまして法律を適用して裁判をなすのは、即ち裁判所之れを行ふのであります、故にこの點に於て憲法違反にあらずと政府は確信するのであります。

◎議長（岩邊彌之助君）小澤慶一君。

◎三番（小澤慶一君）自分は司法大臣に一言質問するものであります、其質問の要綱は提案でなくして司法權の運用に就てであります、我國民と司法官憲の關係は親密でなくてはならないと思ひます、之れ即ち立憲の根本本義をなしておると思ひます、而して司法權の權威と云ふものは非常に高いもので、司法權は獨特の權能であつて、國民の保護の爲めの國權を行使しておるのであります、然るに現内閣は之れに根據しな

いと云ふことは甚だ遺憾であります、所謂司法權は獨特のものであつて之れを施行して而して眞に政治をなさなければならぬと思ひます、現政府は所謂司法權の運用に就て民衆化しておるか何うか、此點に就て質問したいと思ひます、即ち司法權の運用を今後に於て現内閣は民衆化してゆくかと云ふ要點を質問して降壇致します。

◎議長（岩邊彌之助君）司法大臣井上剛一君。

◎司法大臣（井上剛一君）只今の御質問は本大臣は國民代表に向つて大に其事情を申し述べる機會を得むことを望んでおつたものであります、嘗ては司法大臣を務めて居つた方に、司法官は化石であると云ふ暴言をされたこと、新聞に出まして、當時自分も質問すべき機會を得て居つた一人であつたから、此問題に就てお尋ねをした場合もありましたが、それは新聞の報道は間違つておるものと云ふ釋明に依つて事無きを得たのであります、現在の司法官は常に事務を執る上に於ても亦平素の我の行動に於ても民衆に接觸し、民衆の一般狀況を理解せんと欲することに於て實に深甚の注意を拂つておるのであります、例へば一つの民事事件を取扱ふ上に於ても、その當事者の生活を思量し事件の内容を調査し而して適當なる和解の勸告を試み、さうして各當事者の失費なからしめむことに努め、而してそれに依つて生活を脅威せられざ

ることに留意し、深甚なる注意を拂つて居るのは現在の模様であります、殊に司法官憲と民衆との間の聯絡を密接ならしめむが爲には、この陪審法の施行がその機會を得るに便なるものである、此點に於て本案に益々改正を加へて、さうして一般民衆との接觸を繁からしめむとするにも、矢張り一つの媒介物であると云ふことにも御諒解を願ひたいのであります、此點に就て御質問に對する大體を盡したと信じて疑はないのであります。

◎議長（岩邊彌之助君）望月傳次郎君。

◎四十五番（望月傳次郎君）民友青年議會司法大臣に對して私は質問をしたのである、現民友青年議會の政府提出案の陪審制度を認めることに成つておりますけれども人民の生命身體財産に關する各法を立憲的に行はんとするならば、本員は一步を進めて陪審制度にしなければならぬと信するのであります、司法大臣は勅令に依つて憲法を改正し、以て陪審制度を布くお考へありやなしやと云ふことを伺ふのであります。

◎議長（岩邊彌之助君）司法大臣井上剛一君。

◎司法大臣（井上剛一君）只今のお尋ねは裁判所の構成員に、素人並の人と法律を解せざる人、否或は學ばざる人と申しませうか、簡単に申せば素人を加へて裁判を行ふ

と云ふ制度であります、成程それは獨逸の如きはさう云ふ制度があつたのであります併し乍らそれは或は失敗に終つておることであらうと思ふ、而して我國に於きまして裁判所の構成は、憲法附則の重要法典たる裁判所構成法に於て夫々規定をしておるのであります、陪審制度は我帝國の憲法に違反するものと認め、現内閣は只今御質問の如き構成法は採用しないのであります、左様御承知を願ひます。

◎議長（岩邊彌之助君）小澤慶一君。

◎三番（小澤慶一君）陪審法中改正法律案は委員付托とし、その委員は五名で議長の御指名とする動議を提出致します。

（異議なしと呼ぶ者あり）

◎議長（岩邊彌之助君）小澤君の動議には御異議がない様でありますからさう致します、委員は追つて議長より指名致します。

◎三番（小澤慶一君）緊急動議として、一時休憩を宣告せんことを希望します。

（異議なしと呼ぶ者あり）

◎議長（岩邊彌之助君）小澤君の動議に對して異議なきものと認めまして、一時休憩致します。

午後五時十分休憩

二六六

同日午後六時十分開會

◎議長（岩邊彌之助君）休憩前に引續いて之より會議を開きます、昨日議長に一任された役員に就き只今議長より指名致します、先づ以て請願委員長に杉山徳次郎君を指名致します……（異議なし）……御異議がないと認めます、それから懲罰委員長に奥村重吉君を指名致します、資格審査委員長に神田繁雄君を指名致します……（異議なし）……御異議がないと認めます、次に議事日程に入ります、陸軍省の航空隊の擴張案並に海軍省に關する補助艦艇補充計畫案、之れを付議致します、先づ以て陸軍大臣大藤直一君に御説明を願ひます。

◎陸軍大臣（大藤直一君）……（鐵血大臣）……提案の理由の説明に關聯を致しまして先づ一言申したいと思ひます、一昨日來現代に超越したる理想的の議會たる、この青年議會の議場内に於きまして、私の毫も豫想せざりし軍閥である、軍國主義であると云ふ様な聲を、某議員から屢々聽くことを甚だ悲しむものであります……（ひや／＼）……過し十九世紀の軍隊には或は軍閥の如き、或は軍國主義のものがあつたでありま

せう、去りながら私の統率する所の現代を超越したる、所謂この議會を國民の基礎とする軍隊には斯の如きものはない……（拍手）……従つて國防は陸軍の國防では無い、國防は海軍の國防では無い、國防は國民の國防であります……（ひや／＼）其通り國家の國防だ……國民自らが自己の國家を防衛するのが國防であります、従つて國民を離れて陸軍なく、國民を離れて艦隊無し、我軍隊は陸軍の軍隊ではない、我軍隊は實に我國民の軍隊であります、而して畏くも 大元帥陛下の軍隊であります……（拍手）……我艦隊は獨り海軍の艦隊ではない、我 大元帥陛下の艦隊で而して國民の艦隊であることを承知せられたい、而も其陸軍は誰が造りますか、國民自らが造るより外に造り手はない、何處に軍閥があり、何處に軍國主義がありますか、國民の軍隊より外にはこの超越したる所の青年議會を基礎とする軍隊はない、昨日以來軍國主義である、軍閥であると云ふ聲を屢々聽くことを甚だ悲んで之れを辯ずる爲に只今の言をなしたのである……（ひや／＼）尤も……提案の第一航空隊の増設、之れは殆ど理由の説明を要しないと思ひます、理由の説明を要せずして賢明なる議員諸君の協賛を得ることゝ信じて居つたのであります、圖らずも一昨日或議員の質問要綱の中に航空隊なんぞ増設するのは何事ぞ、とぼけた大臣はやめ給へと云ふ御質問があつた、解り切つたこと

二六七

を殆ど理由を説明するを要せぬのでありますが、さう云ふ様な譯でありますから、解り切つたことを尠く辯じさせて頂きたい。

近代の戦場に於て吾等並に吾等の國民は、陸軍と海軍を以て戦争の運命を支配し、我陸海軍は唇齒輔車の如く、我陸海軍は鳥の双翼の如く考へて居つたのは過し時代の夢であつた、今日戦場の運命を支配するものは獨り陸海軍のみならず、陸軍、海軍、空軍この三者が恰も鼎の足の如く、恰も立體線の如き形を以て戦場を支配するのである……(ノ)國民だぞ……即ち航空隊の増設と云ふことは、最早それだけで理由を要せぬと思ひます、而してもう少しとおつしやるならば、我陸軍の國民は國民の海軍は既に産聲を揚げて以來五十有餘年に成つておる、所が我國民の航空軍は産聲を揚げて以來未だ十年、此幼けなき航空軍を引張り之れを盛り立てると云ふ上に於て、國民に異議のあらう筈はないと私は信ずる、如何に精銳なる軍隊も、如何に精銳なる艦隊も今日の戦場に於て飛行機無くして戦はんとするのは恰も眼無き所の盲目が道を行く如きものであります、一度航空權を制せられた所の我艦隊、我軍隊は、絶えず敵の低空飛行の爲に甚だ脅威を受けるのであります、恰も鷹に狙はれた鶩の如く、恰も隼に狙はれた雀の如く、或は爆彈投下に依り、或は低空飛行に依つて殆ど軍隊は、我艦隊

はなす所を知らぬのであります、若しそれ航空權を制せられた所の我帝國は敵の爆撃飛行機の襲來に依つて、其帝都たる東京は先づ以て彼の大震災以來の非常に大損害を蒙るのであります、而して帝都に亞ぐ所の大都市には、殊に大阪の如き、或は京都の如き、若くは名古屋の如き、若くは此静岡の如き、悉く彼等の爆彈投下に依つてこの木で出來た所の杉篋の様な家は悉く燒盡されるだらう、而も戦ひに要する所の我兵器製造工廠は、戦ひに要する所の我爆彈工場若くは火藥庫は悉く彼れの爆彈に蹂躪される、何を以て我艦隊が、我軍隊が懸軍萬里のもとに戦ふことが出來ませうか、之れだけ申上げましたならば無い袖は振れないではない、無い袖は振つても如何に豫算が増加しても、如何に國民が膏を搾つても、この航空軍を増加して置かなければ國家其もの、國民其ものがなくなると云ふことに及んだならば、賢明なる議員諸君の熱誠なる御審議に依つて進んで御協賛あらむことを本大臣は切に希望するものであります……(解りました。賢明)……(賛成)……(簡單)……次は現役兵在營年限の短縮と云ふ問題であります、此問題は今や廟堂の議に上つておる、却々重大な問題でありまして、而して國民の利害休戚と直接に關係を持つ所の問題であります、賢明なる議員諸君も男子側の諸君は近き過去に於て、一度は此徵兵検査所に臨まれた經驗がございます、

實に國民の利害休戚と直接に關係を持つておる問題であります、此問題を解決致しませる爲には、先づ以て精兵多兵主義と云ふことを前提とし、次には國民の訓練と云ふものを前提とし、次には我徵兵令の一部に改正箇條を加へることに依つて此問題を解決せむければならぬと考へるのであります……(時間は未だあるよ悠りやれ)……精兵主義、軍隊の立場のみから、吾々の立場のみから國家を完全に防衛する爲には、極めて精銳なる軍隊を持つと云ふことが吾れ人共に疑はない所の原理であります、極めて精銳なる軍隊は努めて長く兵營に生活をせしめて、努めて長く之れを訓練すると云ふことに依つて得らるゝのであります……(軍閥の走狗)……彼の過にし日露戦役に於て如何に精銳なる軍隊が適切に戦場の運命を支配するかと云ふことを痛切に感じたものであります、即ち日露戦役に滿洲の戦場に於て、三年は二年より、二年は一年より、一年は、二ヶ月教育の補充兵よりも實に戦場の運命を支配する所の主人公であつた、進んで三年現役兵を終つた第一次若くは第二次の此老練なる豫備兵に至つては、實に戦場の支配權を握つてゐたことは、實に日露戦役の戦場に行つた者の疑はない所のことであつたのであります……(得意滿面)……斯の如き精兵を得るのには僅か半歳や僅か二年僅か三年を以て足れりとせず多々益々辯ずるのであります、而して又一面には

多兵と云ふことが必要に成つて參りました、今や我帝國は國民の絶大なる力は、陛下の御稜威を背景として世界の五大強國の一とも云ひ、若くは三大強國の一と呼ばれおる、一昨日平和は永遠には續かぬと云ふことを私は此席上で斷言致しました、果して平和が破れる事があつたならば、對手は必ず世界の一等國でありませう……(其時は腹を切れ)……大關の對手は大關横綱の對手は横綱である、彼れが五百師團を以てすれば、吾れ亦五百師團を並べ、彼れが三百師團を並べ、吾れ亦三百師團を以て之れと對しなければならぬ、數年前に諸君の眼前に現はれましたあの歐洲の大戦に於て、獨、佛兩國の國境には如何なることが現出致しましたか、獨塊同盟軍は實に二百八十師團と云ふ軍隊、否國民を以て獨、佛戦場に並べたのであります、而して之れに對する聯合軍は三百四十師團と云ふ大軍をライン河畔に並べた、其軍隊は悉く英、佛の國民である……(御提案の説明は何うなつた)……斯の如き軍隊を集中し國と家の輸贏を争ふたのは、近き過去に於て諸君が目撃せられた所ではないか、吾々は最早世界の強國であり、世界の一等國である以上は、却々日清、日露の戦役の如きものを以て今後の戦は終局すると思つたら大間違ひ、之れに備ふるのには精銳に多兵を要する……(君一人に依つて百萬の貔貅に匹敵するぞ)……偕て訓練された澤山の兵を造るの

には同じ人員を平生に於て訓練致しますとするならば、在營年限を短縮すると云ふことに依つて得なくてはならぬ、先きの精兵とは矛盾した現象になります、此處を能くお聽きを願ひたい……(聽きます)……なぜさうなるかと申しますと、例へば三年在營兵に於て十五萬人を養成すると假定致しますならば、一年の壯丁からとる所の在營させる兵員は五萬人、之れを若し二年在營制にして而も十五萬人を得んとするならば、一年の壯丁からとる所の在營兵員は七萬五千人、更に之れを一年在營制と致しますならば、一年の壯丁からとる所の兵員は十五萬人であります、果して然らば此在營兵員の年限を三年よりも二年、二年よりも一年に短縮することに依つて、我親愛なる在郷軍人の數を非常に増加する様になります……(拍手)……之れが即ち今議員の云はるゝ如き國民皆兵である、他人の國を護るのではない、御自分の國を護るのであると云ふことを能く御考へを願ひたい、それでありますから精銳なる軍隊を造る爲には成るべく在營年限を欲し、同じ經費を以て澤山の兵員を得たい爲には、在營年限を或程度迄短縮するの餘儀ないと云ふことが茲に起ることを御承知を願ひたい、併し國家の經濟には限りがある、國費は實に多端であります、而も戦争は獨り鐵砲を並べる許りでは出來ない、其背後に絶大なる軍資金が要るのである、即ち殖産興業を國

家が進めて他日の考慮を成して置く必要がある、それでありますから餘儀無く在營年限を或程度迄短縮せねばならぬと云ふことが起つて來ると云ふことを先づ前提致します……(大藏大臣に譲るべし)……(議長無能)……次には訓練された國民を以て造る所の國防軍でなくちやならぬと云ふことを前提します、何をか訓練された國民と申すか、各方面から申したら色々ありませう、國防上に於て訓練された國民、先づ以て至誠忠君愛國の至誠に富んでおる所の國民でなくてはならぬ、崇高なる犠牲的精神を以て訓練された國民でなくてはならぬ、而も自己の國防は國民自ら立つて國民全部が戈を持つて、自分の國家を護ると云ふことを明かに自覺したる所の國民でなくてはならぬ、もう一つは極めて誤解し易い問題であります、近世の戦闘に於て戰場に於て絶對服従と云ふことを、國民の自由意思に依つて諒解し得たる所の國民でなくては戦争の用に立たぬ、絶對服従と云ふことを國民が戦争と云ふものを理解した自由意思に依つて發露した所の絶對服従と云ふものを自覺して居る國民でなくてはいかぬ、更に言葉を換えて申しますと今や戰場は敵の機關銃の丸が雨霰の如く飛んで來る、今一步進めば倒れると云ふその瞬間に進めと云ふ所に實に悲惨なる號令は降るのであります、此際三步前に出て身命を國家に捧げる所の國民は、實に戰場で絶對服従と

云ふものを自分の自由意思に依つて自覺したる所の、國防軍でなければならぬと云ふことを御承知を願ひたい……(拍手)……(名論愚説)……斯の如く國民が訓練せられ、而も現在廟議に依つて實施されつゝある、彼の青少年訓練の立派なる結果を修め、尙ほ進んで方今の廟議にも現はれておりまする在校青年團の訓練、之れも立派なる訓練を修めた所の國民でなければならぬと私は考へるのであります、餘り時間を長く費して甚だ恐れ入りますが、曩程川島議員でありましたか、青少年の訓練は何をたばけてゐるか云ふ意味の様な御質問があつた様であります、

◎議長(岩邊彌之助君)陸軍大臣に一寸注意致します、大分長くなりました、簡単に御趣旨の御説明だけを願ひます。

(拍手。議長公平旨いぞ、時間に制限があるぞ)

◎陸軍大臣(大藤直一君)訓練された國民と云ふことをこれに於て説明を止めます、次には徴兵令の一部改正と申しましたが、今我國で現在遣つておりますのは、甲種合格者を抽籤に依つて兵營に入れることを主としております……(國民皆兵主義だ)……併し乍ら現代國民の状態は遺憾ながら體の極めて優良なる即ち甲種合格者の大部分は筋肉の勞働する所の階級の人に極めて多いのであります、頭を使つて仕事をする階級

の人には比較的優良の人は少ないのは事實であります、それであるから比較的體の優良なる者を得ようとすると、何うしても資産の少ない人、若くは筋肉勞働をする人から多くとるやうになります……(嘘をつけ)……所が現代に於ける戦争は兵機は益々精銳になりました、却々以て無智識の者では扱へないのであります、或は輕機關銃の如き、又は射撃砲の如き、或は毒瓦斯の如き却々以て非常に智識を要します、而も戰闘法式は軍の戰闘法と云ふものが採用せられまして、兵卒の獨斷能力と云ふものを非常に要求するのであります、而して敵を欺く爲にあの楠正成の用ゐた藁人形を用ゐる、若くは土を積んだ所に兵を置くと先方が盛んに押寄せられる様な近代戰闘の法式にある、此場合に非常な智識階級の人が出て来て、この戰場の運命を支配すると云ふことが大變に必要である、此意味に於て甲種、乙種、兩種から抽籤に依つて在營兵をとると云ふことに改正を致したいものである、もう一つは軍隊に於て雜役に使ふ所の兵卒が極めてございます、此兵卒を今の甲種、乙種から抽籤で抜いた者、及び五尺以上で而も短尺の爲に現役兵にとれない其の者から抽籤に依つて雜役兵をとります、甲、乙兩種からとつた所の現役在營兵に、一意専心戰闘訓練に従事させると云ふことに就て在營年限を短縮したのであります、即ち繰返して申しますと云ふと、精兵多兵國民

訓練の上から徴兵令の一部の改正を前提とする所の、在營年限の短縮と云ふことを提案したのであります、賢明なる議員諸君、何うぞ御同感の下に御協賛あらむことを切望して止まぬのであります、言葉が足りないが何うぞ御考慮を願ひたいと思ひます。

(拍手)

◎議長(岩邊彌之助君) 海軍大臣栗原祐治君、傍聴者に本議長から一言申上げます、吾々青年は政治教育の爲に各地から此處に名士が集まりに成つて、眞面目にこの政治を研究するのであるから、此意を體しまして御静聴あらんことを切に希望致します、尙ほ又議員諸君には自ら發奮せられて、自重あらんことを切望するのであります。

◎海軍大臣(栗原祐治君) 補助艦艇補充計畫法案提出の理由は一昨日本議會におきまして、川島議員より目下軍備制限、而も財政逼迫の今日何が故に斯の如き尨大なる計畫をして、國費を濫用するかと云ふ様な御趣意がありましたので、其當時勢ひ本案提出の已むを得ざる理由を縷陳いたしました、故に此處に改めて御説明申上げることが省略致します、只だ簡單に重複せざる點のみを申し述べること致します、本案はこの讀んで字の如く補充計畫案でありまして、擴張案と云ふ意味ではないのであります、併し乍ら此補充の内容は單に一艘軍艦が廢艦になるから其代りの同じものを造ると云

ふのではなくして、現勢力維持と云ふことが含まれておるのであります、現勢力を維持する爲に之れだけのものを要すると云ふ意味であるのであります、本案は大正十五年から二十年に至る六ヶ年間の繼續事業でありまして、其間建造すべき艦船は巡洋艦四隻、一等驅逐艦十三隻、二等驅逐艦十五隻、潜水艦十隻、工作船一隻、救助船一隻、特務艦一隻、之れに要する費用參億貳千萬圓、之れの年度割は此處に書いてある通りでありますから省略致します、本案を計畫致しました主なる理由は、主力艦は既に各位の御承知の通り華盛頓會議に於きまして制限をされております、英米の十に對して日本は六割と云ふことに制定されておるのであります、而して其隻數は十隻約三十萬噸、此主力艦十隻を基幹と致しまして、之れを最も有効に使ふ爲に必要な艦隊の編成と云ふことが起つて來るのであります、之れは單に艦隊編成の目的は單に主力艦十隻のみならず、四隻戰闘艦並に豫想敵國の軍艦の種類、此艦隊編成と云ふものが起つて來るのであります、其方を考慮致しまして、何うしても十隻の主力艦を最も有効にする爲には常工務船、手足に成る所の船が勢ひ必要になつて來るです、何うしても之れだけなければ完全なる戰闘を交えることは出來ない、所謂十隻の戰闘艦の實力を發揮することは出來ないのであります、同時に此方面を考慮致しまして、同時に財政狀

態を考慮致しまして、同時に又來るべき第二次軍縮會議、之れは恐らく本大臣は近き將來に於て實現せられるであらうと考へて居るのであります、この場合におきまして矢張り相當の軍備を備へて置きませんと何うしても無事長久に成りがちであります、場合に依つては現在の艦艇を基礎として會議を進められることもあるのであります、之れに應ずる爲に何うしても相當の軍備を備へて置く必要があると云ふ考へから、是等の諸點を考へまして本案を提案した次第であります、海軍の豫算は何れも非常に多額を要することでありますが、併し乍ら之れは已むを得ないのであります……(解つたよ)……此の間も一寸申しました如く制限されました海軍におきましても、其噸數は約八十萬噸に達するのであります、軍艦の生命は約二十年と致しますと、一年に四萬噸と云ふものを何うしても造らなければ現勢力は維持することは出来ないのであります、一ヶ年に四萬噸とすると、假りに一噸貳千圓と假定致しますと、約壹億圓近き費用を艦艇の補充だけに何うしても要することになるのであります、大變巨額の費用を喰ひ込む様でありますけれども、さう云ふ譯でありますから、何うぞ皆さん慎重御研究なさいまして、本案御通過に御賛成を願ひます。

○議長(岩邊彌之助君) 本案は二つありますから、先づ以て陸軍大臣の御説明に對す

る趣旨から質問を許します、宮下君。

○十六番(宮下勝平君) 國防の充實も必要でありますけれども、現在我國に於ける實狀は何うであるか、不景氣は其の極であつて、農業は實に疲弊困憊にある際、斯かる龐大なる豫算を提出するは、實に國狀の何んたるを知らざる盲目大臣である、本員は此豫算の半減を提議するものであります、如何に國防の充實を期しても産業の發展せざるに於ては、斯かる豫算を支出することが出来ないと思ひます。

○議長(岩邊彌之助君) 陸軍大臣大藤直一君。

○陸軍大臣(大藤直一君) 先程も申し上げました如く、非常な經費を要することでありますから國家經濟の許す範圍に於て是非御通過を願ひたいのであります、而して國家が國防の爲に亡びたらば生産も何もなくなると云ふことを、先づ前提にお考へを願ひたい。

○議長(岩邊彌之助君) 菊地小太郎君。

○四十四番(菊地小太郎君) 熱血陸相に對して質問があります、如何に陸相が滔々百萬言を費されると雖も、由來國防の本義は自衛であらねばならぬ、果して然らば陸相が提案致しました豫算の何處を以て假裝敵國とするのでありますか、若し國防と云へ

ば生命財産を抛つても厭はないと云ふ、日本人のこの感奮性に付込んでの、假裝敵國も無きにあらず敢て之れを造らんとする、所謂第三階級の吾々を壓迫せんとする煽動政策である、明確なる敵國を敢て陸相に問ふのであります。

◎議長（岩邊彌之助君）陸軍大臣大藤直一君。

◎陸軍大臣（大藤直一君）本大臣は現下に於ける國際政局の危機は、若し一事を起したならば世界の包圍攻撃を受けるであらうと云ふ事を豫想して居るものであります。

◎議長（岩邊彌之助君）安間半彌君。

◎三十二番（安間半彌君）先程陸軍大臣の演説を聴きまして、私は不可解に思ふ所を二、三質問せんとするものであります、陸軍大臣は航空軍の擴張を以て國防の第一となす、然らば國防は航空軍の擴張に依つて果して真正なるものであるかと云ふことが一つの問題、其次に精兵主義と云ふ話に於て、日露戰役當時現役兵豫備兵より以上に後備兵の活動が非常に多かつた、若し今日の兵隊を三年の在營になさば一年に四萬人の人にて足る、二年にしたならば七萬五千、一年にしたならば十五萬人、さう云ふお話でありましたが、年限が長く掛つた割に國防上非常に有利であるならば、何んの爲に一年在營を主張なされるか、若し三年兵が果して國家に有用であるならば一年兵を

とる必要はなし、何等の爲に今日在營年限の短縮をされるか、曩の話と甚だ矛盾であると私は思ふのであります……（陸軍大臣顔色なし）……願くば此點に於て明確なる理由を大藤陸相に問はんとする所であります。

◎議長（岩邊彌之助君）陸軍大臣大藤直一君。

◎陸軍大臣（大藤直一君）謹んで安間君の賢明なるお説にお答へ致します、日露戰爭當時の例を引いたのは、稍や古臭いと云ふ仰であつたかの如く思ひます、私は敢て外國に例を引かぬでも日本自らが遣つた過去の經驗であるから、此例が一番貴方々にお解り易いと思つて此例を引きましたが、安間君のお考へが御満足でなければ、歐洲戰爭に於て四年戰場で運命を支配して連戰連勝を續けた所の、彼の獨逸軍、彼の獨逸國民軍を諸君に御紹介致します……（拍手）……而して在營年限を多兵と精兵主義が意見が反對する爲に適當でないと云ふ仰でございますが、遺憾ながら精兵は生産的のものではございませぬ、在營年限が長ければ長いだけ、國民は不生産的の爲に親愛なる壯丁を長く止めなくちやならんから、在營年限を縮めればこの親愛なる壯丁は、社會に活動して我國家の生産能率を彌が上にも増すと云ふことを御承知を願ひたい。

◎議長（岩邊彌之助君）川島肇君。

◎六十五番（川島肇君）只今最も熱血男兒たる所の、陸軍大臣から時代に適應したる所の御意見を伺ひましたが、昨日に於ける御議論中に於て端なくも軍閥の意味を遺憾なく漏したるが、事實は此問題に於て軍閥の走狗であることを私は見受けるのであります、陸軍大臣に質問します、第一に於ては青少年の軍事教育の財源を如何にして捻出するか、第二に現在の七個師を十四個師團に擴張し、空軍隊を編成することを之れを半減する必要がありますか、第三に國民の最も熱望して止まないのは、民間飛行家の悲惨なる状態は何うであるか、三保の眞崎に於てはあの婦人雲井辰子嬢は何うであるか、悲惨なる運命を呪ひつゝ我國民の爲に萬丈の氣焰を吐いたではないか、第四に於ては、軍隊の編成に關しては量よりも質である、即ち精兵主義を叫びながら一年三ヶ月とか、一年十ヶ月に短縮することを云つておる、第五には退嬰主義を採るのは抑も國民生活を脅威するものであります、なぜなれば諸君、吾々労働階級に於ける悲惨なる状態に於て最も形式的である、一人が陸軍に徵發されるに依つて其家庭は、所謂陸軍に於ける救濟法第十二條を徹底的に行つた家族は今日に於て幾人あるか、第十二條の軍人遺族に關する救濟法が眞に行はれておるや否や、斯かる大問題を棄ておいて只だ軍備の擴張、軍備の補充にのみ汲々として、軍人遺族或ひは負傷者に對する所の

恩給法の規定のないのは、諸君、残念ではないか、吾々はこの意味に於て敢て陸軍大臣を軍閥と稱へて反抗する次第であります、切に御明答あらんことを希望致します。

◎議長（岩邊彌之助君）陸軍大臣大藤直一君。

◎陸軍大臣（大藤直一君）川島議員より數種の質問を受けたことを、本大臣は極めて光榮とするものであります、謹んでお答へ致します……（恐縮致します）……青少年訓練の爲の經費は、現在の中央政府でさえ既に業に支出して本年の春から始めて居ります、現代を超越したる所の我内閣の極めて賢明の大藏大臣は如何にしても、この經費を支出すると云ふことは易々たるものであらうと確信するのであります、又妥協が既に出来ております、民間飛行機の獎勵と云ふか、擴張と云ふか、之れは御同感であります、他は議案が多くなつて説明に時間を要しますから提案を二つにしましただけでありませ、それから多兵主義と云ふことは如何にも矛盾する様に思ひます、先程生産能率のことを云ふたから之れを能く一つお考へを願ひたい、それで二、三の質問に對する答辯の要旨は、先程長時間縷お話しした中にありますから、もう少しお考へ下さつたら解ると思ひます。

◎議長（岩邊彌之助君）奥村重吉君。

◎四番（奥村重吉君）本員は陸軍大臣に尠しく質問のあるものであります、大體に於て陸軍大臣が長い間御懇篤なる御説明をして下さいまして、私は之を承知する一人であります、併し其中の在營年限短縮に就て、徴兵法に甲種、乙種の中から抽籤してとると云ふことは一寸疑問をおいたのであります、甲種に選ばれて入營してさえ尙ほ激務に堪えぬ者が澤山あります、それに對して乙種を加えると云ふことは、非常に矛盾しておると考へるのであります。

◎議長（岩邊彌之助君）陸軍大臣大藤直一君。

◎陸軍大臣（大藤直一君）奥村議員より稍や専門的に亘る所の御質問を受けました、之れに對してお答へ致します……（陸軍大臣悲鳴を揚げるな）……甲、乙、兩種から採用すると云ふと、只今の軍事訓練は甲種でさえ随分骨が折れる、況んやそれより體格の劣れる乙種では之れは堪え得るや、又斯の如き激しき軍事訓練は必要なきやと云ふ様な御質問の様に伺ひます、實にさうであります、さうでありますが悲しいかな我國軍は多くの場合に於て、戰場に於て補充兵を交え國民の大部を交えたものを以て戦はなぐちやならぬ所の状況であります、戰場に於てすらそれでありますから、平時の訓練は復たそれで遣つてゆける考へであります。

◎四番（奥村重吉君）誠に簡単な質問ですから自席で致しますが、甲種、乙種と云ふ見解は誰が選んでするか、そのことを願ひます。

（知らぬかそんなことを）

◎陸軍大臣（大藤直一君）自席からお答へ致します、この現代に超越した青年議會が天下に活躍する時代の國民が任じた所の陸軍大臣が任ずる徴兵官に依つて、検査を致されるように成るのであります。

◎議長（岩邊彌之助君）小澤君。

◎三番（小澤慶一君）私は陸軍大臣に緊急なる質問をする一人であります、但し議題に觸れてゐるや否や解りません……（そんなら降りろ、登壇の必要なし降りろ）……陸軍大臣は航空隊及び在營年限の短縮を叫んで居ります、且つ豊富なる所の財源は大藏大臣より釋明を得ておると云ふことであります、然れども今や松葉杖に携つて居る所の廢兵は如何に待過してやるのである、十字路に衰れな風をして立つて居る所の陸海軍の吾々の先輩の待遇を現内閣は如何なる方法を以て待遇するや、此點に就て質問せんとする一人であります。

◎議長（邊彌之助君）諸君は大分騒がしいのであります、此問題は問題が國事に關す

ることでありますから、特に御静肅に願ひます、陸軍大臣大藤直一君。

○陸軍大臣(大藤直一君) 小澤議員より質問を受けたことを實に喜ぶものであります時間が許すならば私は壇上に立つて、將に涙を流さんとするものであります。

○議長(岩邊彌之助君) 特に陸軍大臣に對して答辯の時間を少し長く與へます。

○陸軍大臣(大藤直一君) 日露戰役從軍者の一人である私が、國家は現在の如く廢兵遺族を棄て置いて、他日日露戰爭が出來ますかと云ふことを、憂ふるもの、第一任者であると云ふことをお答へして此壇を降ります。

○議長(岩邊彌之助君) 小澤君。

○三番(小澤慶一君) 只今の航空隊、陸軍省に關係する質問は、之れにて打切りの動議を提出致します。

(異議なしと呼ぶ者多し)

○議長(岩邊彌之助君) それでは小澤君の動議は異議ないものと認めます、次は海軍に關する補助艦艇補充計畫に關する質問を願ひます、望月傳次郎君。

○四十五番(望月傳次郎君) ……(簡單にしる) ……簡單に致します、總ては先程の議員から質問がありましたから、私は國家財政上に於て軍備は如何なる程度において止

めて宜しきや、最高限度は本員は二割を限度と致しますが……(何う致しました) ……陸海軍大臣が國防に關する經費は如何なる點において其必要を認めるや、それから……(元氣を出せ。忘れたなら降りてもえ、ぜん。云ふことが無ければ降りろ) ……海軍大臣は英米に比して我國は六割に制限されておると云ふことを云ひました、六割では英米に對する戰鬥力がありや否やを伺ひます。

○議長(岩邊彌之助君) 海軍大臣栗原祐治君。

○海軍大臣(栗原祐治君) 只今望月議員より、軍備に充當すべき歳費は凡そ國費の何割で宜しいか、何割を標準として計畫を樹てたか、自分は二割で宜からうと云ふお説を拜聽致しましたが、海軍に對する費用と云ふものは、國費の何割とかと云ふことは一つも考へておかないのであります、凡そ軍備と云ふものは相對的敵があつて始めて起るのであります、其敵の狀況に依つて左右せらるべきものでありますからして、原則として國防は國費の何割を以て適當とすべきかと云ふことは定められないのであります、其國狀其時の狀況に應じて極める問題であります、でありますから原則としてはさう云ふことは一つも考へて居りませぬ、軍備と云ふものは絶対必要のものであります、之れがなければ場合に依れば國家は滅亡するのであります、それが故に國家の

運命に懸かる問題でありますから、五割でも六割でも必要とする時期があるであらうと思ひます、もう一つ英米に對して六割にて可なりやといふお説がありました、之れに就てお答へ致します、本大臣は六割にて國防の保障に任ずることが出来るといふことを言明するものでございます、但し之れには一つの條件が付くのでございます、諸君、考へて御覽なさい、十に對して六の勢力を以て戦捷を得むことは數理上出来るでありませうか、今は幾多の經驗並に研究から割出しまして、六割では何うしてもいかぬのであります……(大和魂を加味せよ)……然り、其通りであります、補助艦も何もかも入れては數理上並に過去の經歷に鑑みて、六割ちや到底いけないのであります、併し乍ら六割じやいかならといつて、補助艦は制限外なるが故に俺は八割を造るといふことになりますと、英米は又之れに對しまして、日本があれだけ造るならば俺の方も造るといふことになるのであります、茲に於て軍備競争が補助艦に於て起つて來るのであります、此場合に於て國力に限りある我國と、國力に限りない程の亞米利加邊りとは到底競争は出來ないのであります、茲に於て不十分乍らも六割といふことにして此案を樹てたのであります、元來この六割は亞米利加が夙に主張する所でありませ、主力艦のみならず補助艦も總て標準で協定したのであります、けれども佛蘭西邊

りは猛烈なる反對があつて遂に補助の問題は成り立たなかつたのであります、日本が六割といふことで満足することに致しますと、英米も之れで承知するのであります、所で私は之れでは數理上は到底いけないのであります、併し乍ら此量の不足は私は此の間中から叫んで居ります、質を以て補はんとする計畫を以ておるのであります。

(拍手起る)

◎三番(小澤慶一君) 本案は委員付托の動議を提出致します、委員は議長に於て指名せられんことを希望致します。

(異議なしと呼ぶ者あり)

◎議長(岩邊彌之助君) 小澤君の動議に異議ありませんか……(異議なし)……御異議のないものと認めます、委員は追つて議長より指名致します、次に建議案に移ります……(議長横暴、横暴ではない。正々堂々)……建議案を之れより付議致します、私娼撤廢案、先づ以て宮下勝平君に提出の趣旨を御説明願ひます。

◎十六番(宮下勝平君) 現在我國に於ける私娼は全部之れを撲滅するが最もよいと思ひます、なぜなれば彼等私娼が社會に流す所の害毒たるや實に大いなるものであります、花柳病は益々蔓延し前途有爲の青年をして益々懦弱に陥らしめるものであります

それのみならず國民保健の上に支障を來す故に、此私娼を徹底的に撲滅することを主張するものであります、それと共に現在の公娼制度を改正して、もつと公娼を擴張すれば私娼を撲滅した影響はないと思ひます、満場の諸君振つて御賛成を願ひます。

○議長（岩邊彌之助君）之れより本案に對する質疑を許します、望月はつ子君。

○二十一番（望月はつ子君）

○議長（岩邊彌之助君）帽子をおとんなさい。

○無任所大臣（岡崎伊勢藏君）洋装は帽子をとらぬのが禮儀であります。

○議長（岩邊彌之助君）演説者が出來ませぬから靜肅に願ひます。

（そうだ〜）

○二十一番（望月はつ子君）十七番より御提案になりました、私娼撤廢案に就きました御説明がございましたが、私は私娼を廢することに就きましては賛成する一人でございます……（不賛成）……私娼を廢しまして、公娼を盛にするといふ御意見に就ては遺憾ながら絶對に反對するものであります、曩に華盛頓會議におきまして、日本の全權より差別撤廢……（手に持つて遣つても差支ありません）……（拍手）……差別撤廢案を提案せられた時に、英國のロイドデョーデが日本の全權に向ひまして質問されたさ

うであります、其質問は差別撤廢といふことは誠に結構なことではございますが、承る所に依りますと、日本には今尙ほ特種部落といふものと娼妓といふものがあるといふことだが、それは事實であるかといはれたさうであります……（事實ある）……其問ひに對しまして、日本の全權は遂に一言も答へることが出來なかつたさうでございます……（湯を飲め）……世界の文明國といはれる國に於て何れの國にも公娼などいふものは無いのであります……（知つてゐるよ）……苟も人間の權利を認め、人といふものを尊重する今日に於きまして、人の自由を束縛し人間を無視して斯かる職業を公然に認めることは今日の時代におきまして、一日も許すべからざることと思ひます……（さうであります）……普通選舉の行はれる今日に於て、矛盾も甚だしいものであると考へるのであります……（さうでございます）……併し斯様な職業を置くといふことは……（眼鏡を進げませうか。黙つて聽いてろ。靜肅）……

（字が解らないか）

○議長（岩邊彌之助君）一寸お待ち下さい、今望月議員が原稿を向ふに忘れて來たからとりに行きました。

（諸君騒ぐなよ、くだらないことをいつて、女は待遇しろ）

◎二十番（望月はつ子君）斯様な職業を置くといふことは、日本人の劣等なることを世界に證明するのではございませんか……（劣等ではないぞ）……（ひや／＼）……又これは日本の國策であると思ひます、一面に於きまして國家が婦人に斯かる賤業を強ひるものであると思ひます、斯の如きは婦人の斷じて忍ぶことの出来ない問題であると思ふのであります、公娼を認めない事となれば、私娼を許さないことは論を待たないのであります、人に依りますと公娼を止めると私娼が殖えるといふ説もございませぬが、これは想ふに今日の取締法の不完全なのであるかと思ひます……（ひや／＼）……詰り私娼の取締法は女子のみ處罰して、男子に對して何等の制裁を加へないといふことが實に大なる缺點であると思ひます……（ひや／＼。拍手）……女子より男子に對しまして嚴罰を加へましたならば、私娼の如きは自然に姿も影も失つて仕舞ふぢやございませぬか……（そんなことはないよ）……私は第一番に公娼を廢しまして、先づ外に對しては國辱を雪ぎ、内に對しては婦人の權利を……（旨いことをいつてゐるね。婦人の權利を何うした。靜かに讀め。靜かに聽け）……認めたいと思ひまする。

（三十一番出口君「餘り議場が騒がしいから靜肅に願ひます」）

◎議長（岩邊彌之助君）靜肅に願ひます、川島肇君。

◎六十五番（川島肇君）只今北遠の麒麟兒宮下君の御提案になりました所の、私娼の廢止に對して私は根本から賛成すると共に、今一步を進めて公娼廢止に論及したかつたです、提出者に對して憐みの意味を表します、宮下君の提案に對して賛成すると同時に、公娼廢止に對する所の望月はつ子女史の最も名論卓説なるお説を聽き得たことを本員は幸福とするのであります……（しつかりやれ）……諸君、なぜなれば日本の歴史は何であるか、日本人の祖先は何であつたか、畏れ多くも大和民族ではないか、靜岡市の近郊に於ける色町は何うであるか、あれは大和民族ではないか、兄弟ではないか、姉妹ではないか、兄弟が彼處に艶を鬻いで居るが悲惨なるものではないか、諸君これ即ち三千年來の男子專制政治の弊害であります、傳統的意識の然らしむる所であると思ふのであります、故に望月はつ子女史の意見には根本的に賛成すると共に、聞く所に依ればこの公娼廢止に對しては、婦人代議士を以てなる所の岩崎女史が反對であるといふことでもあります、故に岩崎氏の發言あらんことを望みます。

◎議長（岩邊彌之助君）岩崎君。

◎二十八番（岩崎田鶴子君）……（拍手。満點だぞ。公娼廢止の徹底的反對意見を述べよ。懲罰／＼）……國民の保健上に於て私は絶対に反對を致しますが、精しい問題に於

ては後程又個人としてお話を申し上げようと思ひます、時間が掛かりますから私は簡単に申上げておきます。

◎議長（岩邊彌之助君）安間半彌君。

◎三十二番（安間半彌君）只今私娼公娼に就て色々の御議論を伺ひました、私は私娼結構、公娼結構、私娼も公娼も大に賛成するものであります、併し乍ら茲に只だ一つの條件とするものは、苟も人間といふものを金銭に依つて賣買することにのみ反対するものであります、人生一代の快樂たる私娼公娼を廢止する必要なし、只だ人間を金銭で賣買するのを廢めればよいと思ひます。

（滿場哄笑）

◎議長（岩邊彌之助君）筒井君。

◎三十四番（筒井政雄君）本員は公娼廢止に賛成する一人であります、貧乏なるが故に富まざるが故に、社會のどん底に沈淪する哀れの婦人を吾々同胞として見るに忍びないものである、今や男女同權、機會均等、普選、女子參政權をも認める時代に至つたのであります……（ひや／＼）……其時に至つて婦人の生命を、婦人の人格を、魂を認めないことは絶対に相容れないものと思ひます、婦人に參政權を與へる迄に時代は

進化して婦人が自覺した、それなのに政府は依然として此矛盾する公娼を廢さないといふのは本員の最も遺憾とする所であります、賣笑婦が跋扈するが故に公娼を廢止しないといふ理由は成り立たない、なぜならば私娼が跋扈するが故に、女子の人格も魂も生命も蹂躪しても宜いといふことはないからである、さういふことを本員は斷言して信ずるものである……（ノー／＼）……時代の進化に伴ひ婦人の自覺ある聲を聽いて本員は痛切に本案の撤廢に賛成するものである。

◎議長（岩邊彌之助君）田島君。

◎四十二番（田島與一君）本員は婦人參政權に關しては反対するものである。

◎議長（岩邊彌之助君）貴方のは問題が違つて居りますから降壇を願ひます、吉村君。
◎五十七番（吉村隆君）私は公娼の廢止に絶対反対であります、なぜなれば公娼廢止に依り道德は廢類し社會は暗黒に成つて、色魔の出没に依つて一般子女の恐怖時代が起るのであります、本員はこれによつて反対するものであつて、若し廢するといふならば婦人の自覺によつて自ら公娼或は私娼といふことを辭するといふことは賛成するものであります。

◎三番（小澤慶一君）討論打切りの動議を提出致します。

(異議なし賛成)

◎議長(岩邊彌之助君) 小澤君の動議に賛成の方がありますから、さう認めます、それでは本案に對して賛成の方は起立。

(起立者多數)

◎議長(岩邊彌之助君) 絶對多數それでは多數を以て可決確定致しました、次に市町村義務教育費國庫負擔法中改正法律案の建議案を付議致します、提案者海野多一郎君に御説明を願ひます。

◎四十番(海野多一郎君) 本員は市町村義務教育費國庫負擔法の第二條を改正したいと思ひまして、茲に其改正法律案を提出する一員であります、第二條前條の規定により國庫の負擔として支出すべき金額は、毎年度六千萬圓を下らざるものとす……(しつかり遣れ)……此法律案は、大正十二年三月二十八日第二十號を以て公布してあるのがあります、其改正の要點は現法律の中に四千萬圓とあるのを六千萬圓に改正したのであります、御承知の通り今や市町村の教育費といふものは非常なる増額を致しまして、尠くとも總費用の二分の一、多きは三分の二といふ様な高額を支出しておるのであります、故に教育費の負擔輕減といひませうか、第一に先づ以て聲を大きく致しま

して、國庫負擔額の増額を叫びまして、教育の振興教育の改善を図ることが必要であらうと思ひます、この教育費國庫負擔額は、全國各小學校を通じて一箇年壹億貳千萬圓であります、それでありますから尠くとも其壹億貳千萬圓の半額、即ち六千萬圓は國庫より負擔して、市町村の經費を輕減する様に茲に賢明なる議員諸君の御賛成を得まして、慎重審議の上此改正案の通過致します様に御賛成を願ひます。

◎議長(岩邊彌之助君) これに就て御異議はありませぬか、佐故君。

◎四十九番(佐故嘉運君) これは曩に私の提出した案と殆ど同一の如く思ひます、此儘可決あらむことを希望致します。

(賛成)と稱ぶ者あり)

◎議長(岩邊彌之助君) それでは即決可決しますが如何ですか……(異議なし)……御異議がないものと認めまして可決致しました、次は市町村消防組合國庫補助に關する件、之は田口義孝君が提出致しました、先づ以て田口君に御説明を願ひます……(居らない)……それでは之は後回しに致しまして、次は肥料及び豆類汽車輸送運賃に關する件、下川君の提出であります、右提出者下川君に御説明を願ひます……(下川君は居りませぬ)……居らなければ後回しに致します、次は國稅課稅額云々の建議案、此提出者

は杉山徳次郎君でございます、先づ以て杉山君に御説明を願ひます。

◎六十一番（杉山徳次郎君）本員は國稅課稅額の制定に關して、陪審制度の設置を建議した一入でございます、其建議案の要旨並に理由は次に述べまして、これより先き前内閣の瓦解した理由を、一寸院の内外に御報告したいと思ひます……（要點を忘れて居る）……即ち其要旨は五十議會に於て、陪審法これが通過致しましたことは諸君も御承知の通りであります、併しこれは刑事被告人に對する所の陪審法であります、然るに國家に對して三大義務の一を帶ぶる納稅者に對する、陪審法は未だ現政府が提案にも成つておりませぬから茲に建議したのであります、其理由は刑事被告人に對する陪審法を設けながら、吾々國民が稅の額を査定する時に當りまして、形式に止つた所の國稅調査委員會でのみ審査することは絶対に吾々國民は信任することが出來ないのであります、即ちこの稅務署が總ての國稅の査定額を決定する時に當つて頗る不公平があるのであります……（ひやく）……それは諸君も御承知の如く稅務官吏、即ち其屬吏が各町村役場に出張せられまして、同時に之れに對しまして其義務者に高壓的手段即ち法を運用する上に於て最小限度に用ゐずして、之れを高い所の上から貧弱なる所の無産階級者に天降り案的に無理に調印させるのであります……（ひやく）……從つ

て之れに不服を唱ふべく調査委員會に持出しまして、無能なる所の委員は何等この點を考慮しないのであります、從つて其調査委員が比較的多額納稅者から出ておる結果からであると私は斷言するのであります……（杉山君しつかり遣れ）……まあ落着いて聽いて下さい、さう云ふ矛盾に甚だ我全國を通じて幾萬の人が泣いて居る結果、之れを見るに忍びず自分は此案を提出したのであります、現内閣は吾々國民の衆望を擔ふて、昨日彈劾を被つて總辭職した後から、吾々の理想を達成さすべく茲に實現したのだから、是非共吾々の建議案に對して宜しく諒とせられ、之れを採用せられんことを望むのであります……（大臣にあらず、議員に權利がある。一寸脱線しましたねー）……

◎議長（岩邊彌之助君）賛否の御意見はありませんか、小城君。

◎十九番（小城保君）本員は杉山徳次郎君の御提案になりました陪審制度の建設案に賛成の一員でございます、杉山君の只今御説明になりました以上に自分は實驗を持つておるものがございますから、一言付け加へておきたいと思ひます、現内閣の三橋文相が御承知のことでございますが、自分も元稅務署に屬をして居つたことがありますが、其時代に實際所得稅の課稅と云ふものは稅務署の机上に於て拵へた、其課稅が現在吏員を罷めて農民となり、農民生活に這入つた以上實際のものに課稅しておつた

が何うだつたと云ふことが直接自分の眼に映るのであります、それで其當時印紙税などに就ても九千萬圓位の實收がありました、けれども其方面の踏査に依ると三億圓を實際は突破する収入がなければならぬ、なぜならば一々貼るべき印紙を貼らずして脱税を黙認して、脱税に依る罰金を自分で初めから用意してかかる奸商人が、幾多東京或は大阪方面、或は名古屋方面の大きな商人の間に實在しておるやうに思つて居りました、其爲に印紙税が三分の一も四分の一も実績が擧がらなかつたと同じく、其轍を踏むと云ふ事柄を實際に自分は承知しております、山林伐採の如き實に杜撰極まる調査であつて、實際調査會に提出されたものは調査委員と、稅務署當局との接衝に依つて、幾多の接衝を重ねた結果が其處に妥協案が成り立つて、初めて調査を終了するが如き有様であります、租税は何處迄も公平にかけなければならぬと云ふ立場の下に、實際納稅義務者それ自身が選出した者以外に、それを審議すべき人間が他から出て來て審議すると云ふ状態においたならば、不公平は全然除かれて公平なる審査の下に、立派な制度が實現すべきものと思ひまして、本員は之に賛成する次第であります。

◎議長（岩邊彌之助君）小川富士太郎君。

◎十五番（小川富士太郎君）本員は杉山徳次郎君の建議案に賛成する一人であります。

杉山君の云はれた如く、五十議會を陪審法が通過したる今日、國稅査定に關する陪審機關の無きことは頗る遺憾の極みであります、徒らに主稅吏が課稅の原則を誤り、義務者に堪えざる高率の稅を課せらるゝことは、到底納稅義務者の堪えられない所であり、斯うした高率課稅は、累進稅率の施行されておる今日であるに拘らず、實は適用せられる者は中等以下の者に限られ、反對に上層階級は巧みなる奸智を弄して脱稅を圖りつゝあるのである、それ故に今日審査委員を課稅者の方からも出し、主稅等の方からも出すのは勿論、納稅義務者からも其陪審委員として決定すべき稅率の立會人を出すべきは當然の歸結だらうと思ひます、此意味に於て杉山議員の建議案に賛成する一人であります。

◎三番（小澤慶一君）即決可決の動議を提出致します。

◎議長（岩邊彌之助君）小澤君が只今即決の動議を出しました、御異議はありませんか……（異議なし）……では即決致します、本建議案に對して御賛成の方は御起立を願ひます。

（起立者多數）

◎議長（岩邊彌之助君）大多數を以て賛成と認めます、可決致しました。

◎三番（小澤慶一君）休憩を宣告せられんことを希望致します。

（未だ々々と呼ぶ者あり）

◎議長（岩邊彌之助君）休憩の動議に賛成の方がありますか……（異議あり）……異議ありと認めます、續いて建議案を付議致します、次に市町村消防組合に國庫補助をなす建議案であります、提案者田口義孝君に御説明を願ひます。

◎三十一番（田口義孝君）市町村消防組合に對する國庫補助に關する建議案であります、簡單にこの要旨を述べておきます、消防と云ふことは之れは火災と云ふものを未然に防ぐのが消防であります、其處でこの灰にする焼れば灰に成ると云ふことは、國家の根本的財産を失ふと云ふことは諸君は御存じのことと思ひます、之れに對して政府は今日迄國庫から補助してゐないと云ふことは、私は憤慨に堪えないのであります……泥棒すれば……（捕まざる）……捕まざります、泥棒しても金を盗んでも、其物品を盗つてもそれは何處かで流用されて居ります、もう焼失するかも知れぬが、先づ以て流用されるのが多いと私は信じます、けれども焼いて仕舞ふと云ふ、灰にすると云ふことは、國家經濟から行くと根本的に國家の財産が減ると云ふことは諸君も解つております、それに就て市町村公設消防費に對して、この國庫の補助をすると云ふこと

は、この國家の財産を殖し、今日この國家の生活、國民の生活を安定する所に私は歸結しはせぬかと思ひます、此點に於て國庫の補助を願ひたいと思ひます、之れに對して全員一致賛成あらんことを希望して此壇を降ります。

◎議長（岩邊彌之助君）本案に對して御意見はありませぬか、川島肇君。

◎六十五番（川島肇君）只今田口義孝君の建議になりました所の、公設消防國庫補助に對しては本員は賛成する一人であります、田口君の御説の通り灰にすることは、即ち無を意味し、國家經濟を消滅する意味になります、此意味に於て之れを未然に防ぐ所の町村に於ける公設消防は、今や自ら生命と財産とを分割して、社會的に奉仕しておることは非常に善いことであるが、無産階級が苦められるのである、故に現政府は税制整理を斷行して、其餘剰にて公設消防に補助あらんことを希望し、滿場諸君の御賛成を希望するものであります。

◎議長（岩邊彌之助君）大川君。

◎四十一番（大川作平君）本員は今の田口君の建議案に賛成するものであるが、國庫補助の金額のなかつたことを遺憾と致します。

◎議長（岩邊彌之助君）田口君。

◎三十一番(田口義孝君)只今大川議員から國庫補助に對する金額がないと云ふ御質問でありましたが、之れは追つて大川議員に書面を以てお答へ致します。

◎三番(小澤慶一君)採決を願ひます。

◎議長(岩邊彌之助君)本案はもう二讀會を終りました、三讀會に移ります……(異議なし)……それでは三讀會に入ります、本案に對して御賛成の方は起立を願ひます。

(起立者多數)

◎議長(岩邊彌之助君)大多數を以て本案は可決致しました、次は豆滿江聯絡に對する建議案であります、先づ以て提案者名倉三郎君に御説明を願ひます、川島議員靜肅に願ひます、

(議長公平。川島議員を懲罰に付せ)

◎六十一番(名倉三郎君)登壇に先立ちまして時間を制限されたことを大變に遺憾に思ひます、私は傍聽者諸君の云はれた様にお土産案でございます、此長い議會の期間に於て初めて此處に出たのでありますから或は脱線するかも知れませんが宜しく御靜聽を願ひます……(謹聽)……事は豆滿江聯絡に關することであり、私は現在大日本帝國が毎年々々非常な勢ひを以て殖えつゝある所の、所謂人口過剩問題に就て最

も憂慮する一人であります……(サンガー婦人を頼め)……前内閣外務大臣が所謂殖民政策に就て、滿蒙開發なる文字を並べてくれました、私はその政策に賛成するものであります、滿蒙の開發なる抽象的の文字に依つて私は滿足の出來ない程この問題を憂慮するものであります、亞米利加へ行つて追ひ返され、南米に行つて追ひ返され、支那に於て尙ほ且つ我移民は追ひ返されようとしておるのであります、之れは我帝國外交の仕方が善いのであるか、悪いのであるかそれは暫く論じませぬが、私共は現在に於て七千萬人宛毎年人間が殖えて居ることは事實であります、衣食の足りない者に禮節を説くのは所謂馬の耳に念佛であります、我日本帝國の如く國が狭い上に山許り多くして、耕す耕地の無い有様で今日私共は何うしてゆくのである、食ふことを以て全生涯とし、而してそれを以て人生の全生涯であるならば、吾々日本人は何處かへ行くより外はないのであります、私共が最も慎重に考へて、さうして最も適當なる方法を講じなければならぬのであります、今眼を世界に轉じまして、吾々のこの過剩に苦む所の人間を何處にやつて何うして之れを成功せしむるか、何うして滿足に食はしむるかと云ふことを考へたならば、それは矢張り滿蒙の地を措いて他に無いのであります、けれども現在政府が執りつゝある政策は、所謂滿蒙開發なるものは、多く滿洲蒙

古而して朝鮮の南部に限られたものでありまして、私の今述べんとする豆満江は之れと餘程趣を異にしておるのであります。豆満江は御承知の如く鴨綠江と共に長白山脈を南北に流れて、さうして日本海の一は南です、即ち豆満江は北に流れて日本海の中心に入るものであります、日本がこの豆満江に對する現在の地位と云ふものは何う云ふ風に成つておりませうか、丁度日本が半圓形狀の形を成して、その中心を成す、向ひ合つて北は北海道から南は關門に到る迄、各約五百哩前後の行程を以て豆満江に達するのであります、金に銀に石炭に非常なる所の寶庫である所の、此滿洲大陸の物産を我日本に最も容易に運輸するには、此日本に近い所の而して日本海に只一つの水運の便は豆満江を措いて他に無いのである、此豆満江の聯絡を圖つて彼の地を開發すれば、我日本の物質を大に潤澤ならしめると云ふことに就て、最も善い策であると云ふことを私は信ずるものである、而してこの豆満江に對する聯絡に對し、私は積年の研究のある相當なる腹案を持つておる所の一員である、併し乍ら既に會議を終らんとする今日に於て、詳細に諸君の前に披瀝する所の出来ないのを頗る遺憾に堪えないのであります、併し乍ら諸君が此問題に就て憂慮されるならば、私に對して其御姓名と宿所とを御通知下さるならば、之れに對して親切なる回答をなすに決して吝かなるもの

でないのであります、私は此案に對して即決可決の如きことは申しませぬ、慎重に審議されまして、皆さんの御意思の在る所を表示して頂きたいと思ひます、何うか御賛成あらんことを偏に希望致します。

◎議長（岩邊彌之助君）小川富士太郎君。

◎十五番（小川富士太郎君）自席に於て一言申し上げます、私は只今の建議案に賛成致します、第一に理由は年々人口過剰の處分問題並に生活の安定、諸外國の排日、斯う云ふ方面から觀察して、豆満江沿岸に於ける國民生活に賛成するものであります。

◎議長（岩邊彌之助君）菊地小太郎君。

◎四十四番（菊地小太郎君）諸君只今名倉氏から提案せられました、豆満江聯絡に關する建議案に就きまして、私は賛成の意を表するものであります、由來政治の過程は貴族政治と、デモクラシーの戦ひであつた如く、東西今古の歴史を見ます時に、國家興廢の歴史は食糧問題に關係する、即ち人口問題を如何に取扱ふかと云ふに存しておるのであります、今や該建議案は議論の時期にあらずして、如何に之れを取扱ふべきかと云ふ時期に際會しておるのであります、諸君大成の前に決心せよ、然らば事業は半既に成就せりと云ふことを云ふております、私は該法案を通過せしめよ、然らば國

家進運の一は茲に成れりと思ふのであります、願くば名倉案に滿場諸君の御賛成を願ひたいのであります。

○議長（岩邊彌之助君）菊地敏治君。

○六十四番（菊地敏治君）私は簡單でありますから議席より申し上げます、此案に對しまして、外務大臣の御意見を承つて私は賛否を願ひたいと思ひます。

○議長（岩邊彌之助君）外務大臣松城兵作君。

○外務大臣（松城兵作君）只今議題に上つております所の、豆滿江方面に對する内務大臣の採つておる政策であります、御承知の通り豆滿江は朝鮮の域に成つておりまして、即ち之れは内地の政策として行ふべきもので、外國でありませぬから外務省所管として外務大臣が之れに答ふことは間違ひではないかと思ひます、却つて内務大臣の所管に屬する様に考へます、左様御承知を願ひます。

○議長（岩邊彌之助君）内務大臣井上剛一君。

○内務大臣（井上剛一君）只今建議案として提案されました所の、名倉君の建議案に對して、外務大臣は管轄違ひの答辯として諸君は之れを容れられました、蓋し管轄違ひは間違つてゐはしないかと思ひますが、只今建議案の趣旨を拜聴致しまして、

我國過剩人口の制限、其他我國の缺乏せる物資の輸入等に於て、必然缺くべからざる重要な建議案と心得まして、此建議案御通過の上は此實現に努むることを此處に誓約致しまして、建議案の趣旨に御同意を表する次第であります。

○三番（小澤慶一君）本議案は三讀會を省略し確定議となさむことを希望します。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○議長（岩邊彌之助君）小澤君の動議に御異議はありませぬか……（異議なし）……御異議がないものと認めまして、三讀會を省略して確定することに致します、この案に賛成の方は起立。

（起立者多數）

○議長（岩邊彌之助君）多數を以て確定致しました。之れより十五分間休憩します。午後八時二十分休憩

同日午後八時四十分開會

○議長（岩邊彌之助君）休憩前に引續き之より會議を開きます、先程豫算に關する委員の指名を保留しておきましたが、只今指名致します、島田卯作君、清水兵一郎君、

鈴木劍之輔君、村田穎一君、望月傳次郎君、望月絹子君、之れで異議ありませんか……(異議なし)……異議なきものと認めます、それから全院委員長から委員會は衆議院議員選舉法中改正法律案、第五條の年齢を二十歳にする可決の通告がありました、右案の二讀會を之より開きます、本案は非常に重大ですから諸君は御靜肅に願ひます、尚ほ本案に對する賛否の御意見を述べらるゝお方は至急通告して下さい、久保田甚作君。

◎九番(久保田甚作君) 本員は衆議院議員選舉法中改正法律案の中、婦人參政權の附與に對し賛成の意を表する一員であります、賛成の意を表することを得たのが本員の欣快とする所であります、凡そ社會生活の上に政治が如何に重大なる役割を果しつゝあるかは言を俟たないのである、政治に對して總ての民衆が自覺を持ち、明確なる要求をすると云ふことは政治的正義を期する爲に必要なこと、思ふのであります、従つて女性も亦その立場から政治に眼覺め、政治をよりよき改善に努力すると云ふことは社會構成の一員として最も大切なる主義を果すこと、思ふのであります、而も迫り來る社會の趨勢と諸種の事情とは、婦人にもその努力を、又協力を要求し其責務を抛擲することは出来ないであります、之れに於てか婦人の明確なる立場を悟らしめ、政治の本質を知らしめて、其主義を盡さしむると云ふことは重要な意義ありと信す

るのであります、今社會構成の道程を申すならば、總て人類の社會生活と云ふものは吾々特有なる天賦の使命に依つて、其使命の完全を期する爲に結合するものであります、所謂男は男の使命を持ち、女は女としての使命を持つて、相共に其生活に必要な要素として保有し、其必要に依つて結合するものである、此集團を以て黨勢が形成されるのである、それが統一的社會意思と成つて、完全なる黨勢の作用を營むのである、此黨勢の作用之れが即ち政治であります、故にその結合に依つて相互ひに相扶け、連帶的責任を以ておる、其社會構成に缺くべからざる婦人をして、此參政權を除外したる政治が何んで完全を期することが出来るでせう、況んや普選實施の今日に於てをやです……(ひや〜)……幾星霜の過去に於ける男子の屈辱と、社會の壓迫に隱忍したる婦人は性の弱き女性よとある言葉に甘んじてゐたのは却つてそれは侮蔑であつたことを悟ると同時に、之れに反抗せんとしておるのであります、而して婦人に對して參政の權利を附與すると云ふことは、當然與ふべき國民の權利であつて、之れが行使はその義務を果すこととなるのであります、與へるとか、與へられぬとか議論する餘地は更にないのであります、社會人類の半數を占むる婦人の聲や如何、婦人亦滅亡せるにあらず、斯くして本員は婦人參政權を即時斷行することを希望する一員であります

……(ひやく)……

◎議長(岩彌彌之助君) 田島與一君。

◎四十二番(田島與一君) 本員は婦人參政權に關しては制限的に反對するものであります、現社會的なり現家族的なりの制度に於ては、家庭の内政を掌り、育兒、内助等往々任務とする所あれどもそれ等の理由の下に、參政權を拒否することは何等の理由を見出すことは出来ないであります、即ち男兒に於ても他に職を有しつゝ、而も國家の選良として議政壇上に立ち得る以上、婦人なるが故にそれを成し能はぬことはいさぎであります、それが故に家庭的に不和を生ずるとか……(遠慮するな)……家族制度を破壊すると云ふ説をなすものはないではない、けれどもそれは選ぶべからざるものを議政壇上に送つた選舉人の罪でなければならぬ、眞に國政に理解あり得る程度の者が焉ぞ家庭のみに理解なからんや、男性と云ひ女性と云ふそれは只だ單に生棲上の方便的區別にして、人間として何等差異はないが、孰れ婦人參政權の附與された當初に於てこそ小さな問題は非難がないでもなかるうが、それは訓練の足りない過渡期の一現象に過ぎないであらう、それ等の比喩を比喩として婦人參政を拒否するのは、婦人を人間的に殺すのであります、其處に婦人が向上の途を求め得られよう、主義に於

ては前に述べた如くに賛成ではあるが、如何にせん未だ吾等に附與された普通選舉の一回も行はれてゐない今日に於て、俄に婦人に參政を許すも如何かと思考致します、仍て婦人は本議會第二回開會まで、家庭に於て參政的智識を涵養し、名實共に相備つた上で、花々しく國政に參與する方が最も穩健なる方策ではなかるうかと思ひます、故に本員は婦人參政權尙早を唱へて、一部反對するものであります。

◎議長(岩彌彌之助君) 望月はつ子君。

◎二十番(望月はつ子君) 私は衆議院議員選舉法中改正法律案の第五條の、帝國臣民にしませして年齢二十五歳以上の者は選舉權を有すとあるのを、それを二十歳と修正せられんことを望むのでございます、日本の民法の規定によりますと、滿二十歳以上で一人前、即ち成年に達したることになるのでございます、以上は尠くとも二十歳より選舉權を與へるのが當然であると思ひます、二十歳では學生も這入るから悪いとおつしやるならば、在學中だけは……(そんなこんでは與へられないよ)……別に與へなくとも差支ないことと思ひます、是等の問題は徹々たることとございまして、當然二十歳とすることが日本の國情に通じてゐると思ひます、二十五歳以上でなければならぬいと云ふ理由がございますならば、此民友青年議會議員中にも二十五歳以下の人が澤

山居るのでございます、是等は完全な人達でございます、帝國議會の議員よりもまだ立派なお方が澤山居るのでございます、事實左様な譯でございますから二十歳は決して差支ないと思ひます、何うぞ皆さんの御賛成を願ひたいのでございます。

○議長（岩邊彌之助君）磯貝大作君。

……(拍手)……世界の大戰が終りを告げまして以來、各國共に思想界は一大變動を來し、起しましたことは、理想論と致しましては誠に結構であります、我が國の現狀を具に考へます時には甚だ憂慮に堪えぬと思ふのであります……(言ひ。ひやく)……古より我國には世界各國に比の無い所の家族制度があります、親子、兄弟俱々に力を合せ心を合せまして一家を形造つて團欒たる生活を營んで來たのであります、この結び合ふ心は應ては愛國の念となり、大和民族の最も誇りとすべき大和魂となるのであります、板垣伯が嘗て家庭は人生の船渠である人々が社會に疲れて晩方に家へ歸るは、丁度船が風浪と戦ふて損傷が出來ると修繕の爲に船渠に這入ると同じことであると、喝破されたことは誠に金言であります、斯様な實に人々が艱難しまして勞働を續け家

に歸りまして、夫に對して反逆せる者あるは甚だ遺憾に堪えない所であります……(然り)……須らく婦人は夫の慰安者であります、子女の家庭教師であります、同情の源泉愛の中心とならねばならぬのであります、然るに最近新らしき思想を其儘受け入れた所の極く僅かなる所の、所謂新らしがりの婦人が盛にん參政權獲得の主張と云ふことは甚だ笑止の至りであります、現今我國の婦人の教育程度を御覽なさい、未だ……選舉權を云々する程度ではありませぬ、もつと……その精神の力を充實して向上を圖らねばならぬと思ふのであります、萬一……に於て婦人に參政權を與へたならば、お互ひの家庭は何うなることであらうか、家庭教育を紊り……(さうだ)……延いては國家に對して一大混亂を惹起する様なことは當然の歸結であります、普選法は布れまして以來未だ一回も實施を見ぬうちに、今又婦人に參政權を與ふるが如きは實に國家を想はざる不明の策と慨嘆に堪えないことでもあります、依つて私は反對の意を表しまして降壇するものである。

(急霰の如き拍手起る) (川島肇君「議長舊套を脱せよ」)

○議長（岩邊彌之助君）海野多一郎君。

○四十番（海野多一郎君）本員は女子參政權に對しまして賛成を致す一員であります。

……(拍手)……女子の現在を見まして、未だ教育が不徹底である、女子教育は振はない、さう云ふ聲の盛な時に……(尙早)……今その哀れの一身を捧げてゆく女子の將來を思つて、茲に女子に參政權を與へて置て、而して女子の進路を認め、教育を大に授くべく女子の振つて女性としての教育に進むよう、先づ以て婦人に參政權を與へることに賛成する一員であります。

○議長(岩邊彌之君) 矢部孝次君。

○五十九番(矢部孝次君) 諸君本員は婦人參政權問題に就ては、時期未だ早きを以て反對する一員であります、諸君……(理想に進むべし)……一昨日鶴澤内閣總理大臣の施政方針演説中に於て、諸君暫くの間靜かに御靜聽を願ひます、本問題は極めて重大なる問題であると考へるが故に、低級なる彌次を以て議場を混亂することはよし給え紳士の態度を以てなすべき所ではありませんか、諸君一昨日内閣總理大臣の施政演説に於て、本案提出の理由並に昨日松本内務大臣の御意見を拜聽致しまして、本員はその内容に於て甚だ貧弱であり、矛盾も甚だしいと云ふことに就て轉た慨歎の情に堪えないのであります、諸君、兩大臣に於ても今日の婦女子が眞に普選と云ふことに對して、何れだけの理解と用意と覺悟とを持つておられるかと云ふ事に就ては、未

だ一言半句も御明答もなかつたことを、只管心細く思ふものであります……(男子專制の罪ではないか)……(議長岩邊彌之助君「川島君靜かに聽いて下さい」)……今日に於て婦人に……(議場喧々囂々たり)……諸君、暫くの間靜かに聽いて下さい、今日婦女子の參政權を認めるや否やと云ふことは、日本の婦人がこの普選に對して實に力があつたりや否やと云ふのが根本の精神であります、諸君、現實に立脚した所の諸君、現實である今の立場を考へて下さい、現實に立脚した所の理想の建設と云ふものは、吾々國民の總ての福利増進の根底となるものではありませんか、兩大臣の此御意見の中に於ても徒に空理空論、殆ど理想論のみを聽くに於ては誠に残念なことであります、本員は之れに於て絶對に今日の婦人の立場を考へて未だ時期が早い、もう少し婦人の實際の立場が向上して、即ち現内閣に於てもさうであります、今日の婦人は斯の如く迄に眼覺めて來て、もう自分の責任を感じさうして婦人としての資格、參政に對する所の實際の價值が認められて來たではないかと云ふ事實の實例を握つて、本案を提出するでなかつたならば、吾々は之れに賛成することは出來ないのであります、英雄を知るは英雄に如かず、若き人を知るは矢張り若き人であると思ふのであります、斯く申上げ來つた時に於て、婦人參政權の前途と云ふものは眞暗な様な感じがするのであります。

す、今少く自重しまして、時期未だ早き故を以て絶対に反対する一員であることを最後迄申上げて止まぬのであります、之れを以て一言反対意見と致します。

○議長（岩邊彌之助君）この問題は非常に重大でありますから、何うか静肅に願ひます、岩崎田鶴子君。

○二十八番（岩崎田鶴子君）登壇。

○議長（岩邊彌之助君）先程から大分私が云ふ通り、本案は非常に重大でございます、今後彌次つた場合には懲罰に付します、其お積りに願ひます、静かに願ひます、且又懲罰に付すには各諸君が動議を出して呉れ、ば、議長はその職権を以て行ひます、其積りで願ひます。

○二十八番（岩崎田鶴子君）何うかお静かに願ひます。

（議長傍聴席の整理を願ひます）

○議長（岩邊彌之助君）今後傍聴者が彌次を飛ばしたら整理を致します。

○二十八番（岩崎田鶴子君）婦人参政問題に就ましては、既に朝野の皆さん方に依つて議論は盡きておりますが、本議會に於ましてこれが実行案を提出されましたことは殊に女子として衷心より喜びに堪えぬ次第でございます……（旨いぞ。拍手）……婦人

が人類生活に於て、男子と同等の地位にあり、政治が國民生活の反映でございます以上……（ひやく）……女子の仕事は政治と密接の關係にございすことは男子と少しも變りはなからうと思ひます、此意味に於まして、男子のみが政治に關係致しましたのでは決して満足なる政治は行へなからうと考へます……（拍手）……如何に婦人の立場を理解し、其擁護に努める方でございます……（拍手）……家庭上の理解、精神上の方面に迄すつかり婦人に成りきつて、代表する資格は無いと申上げて……（ひやく）……矢禮でございますがこれは不可能のことと考へます、従つて女子は徹底的に女子の代表者であり、又最も忠實なる女子の理解者でございますから、女子の範圍だけなりとも女子が行ふべきが當然だと考へます……（ひやく）……拍手）……別に男子と同じ様な考へを持ちまして、同じ様なことを行はふと云ふものではございませぬから、婦人参政權即ち選舉權でございすを興へて宜い、妻として又母としての責任を果し得るや否やと云ふことに御心配をおかれる様な方がございましたらば、それは取越し苦勞で……（拍手）……ございす、全然さう云ふことは必要ないと思ひます、現に憲法を布かれました所の世界の先進國は婦人参政權を實行して、立派にその實を擧げております今日私共は此問題に就まして、最早何んの躊躇も、何んの考慮も致して居る場合には

ございませぬ……(總理大臣は何うした)……此意味におきまして、提案の趣旨に何卒
満場一致を以て御賛成あらむことを希望致します。

○議長(岩邊彌之助君) 吉村隆君。

○五十七番(吉村隆君) 吾々は男として、又社會としても婦人は必要であります、併し婦人參政權と云ふことに對しては私達は反對するものであります、日本の古來より光を以て來ました傳系的の家族制度は、婦人參政權に依つて打破されるのであります我國に於ては良妻賢母なる言葉があります、これを一言にして云ふならばです、柔順を第一とする婦人の總稱であつて、夫に仕へては易々諾々に、母として子女の教育に全生涯を捧げ、吾人は全世界の女子が皆良妻賢母であつて欲しいと思ひます、日本に於てはこの良妻賢母を養ひたいのであります……(洋装婦人のみに參政權を與へよ)……所が如何なる理由か現在の男女は良妻賢母と云ふことを嫌つております、否自重すべき男性等が壇上に立つて、婦人參政權に關しては不可なりと一言にして云ひ去つております、良妻賢母は居るかも知れませぬ、併し日本位傳統的思想から一言の下に貶し付けて仕舞ふ國はないです、家庭を護る婦人は外で働く男は貴ひと云ふ思想に陥つたのであります、それで男女同權でないことは昔も今も渝りません、試みに我家庭は何

うであるか、吾々の母とか父は何うかと考へて見ると、女性の權利は男より大きいと云ふことを知るのであります、さう云ふ様なことを見ながら口で貶すような卑屈な封建時代の思想は取り去りたいのであります、併し參政權を得るのが偉いではありません、世界に比類ない大和民族たる傳統的家族制度の下に、良妻賢母の實を擧げまして母性愛に依り、大偉人を造り揚げるのが婦人の最も國家に對する責任であると私は信するのである、夫れ故に婦人參政權に絶對反對致します。

○議長(岩邊彌之助君) 筒井政雄君。

○三十四番(筒井政雄君) 本議案の如き大問題を茲に論ずる時に當て、私の最も崇拜する松本内閣總理大臣の臨席を望むのを最も光榮とする所であります、大臣は吾々青年の理想實現の爲に終始一貫、名論卓説以て吾々青年を啓發するのであります、吾々は衷心感激に堪えないのであります、謹んで敬意を表します、諸君、靜かにしたまへ不肖は川島肇君の一子分である、その意味に於て所謂……(川島の走狗しつかりやれ)……衆議院議員選舉法中男子の二字削除に、滿腔の誠意と熱烈なる賛意を表する一員であります、我國家の國民を反省せしむる所の婦人の存在を全然無視したる政治は、全國家、全社會の國利民福を増進することを考慮したる善良なる政治と云ふことは云

へませぬ、從來婦人が文明史上に重要な位地を占めなかつた所以は、婦人の天賦の本質の然らしむる所ではない、實に教育の偏重と環境の頑迷の然らしむる所である。本員は信するのである、女性として社會、國家に奉仕する所の精神も亦男子と同等であつて、其間に輕重貴賤の差別のあるものではない筈である、婦人として國家及び法律に對して男子と同等の權利を保有せしめ、婦人に對する不合理なる有ゆる舊來の制度を撤廢して、男子と同等の位地に立たしめるのは人類正義、人道の當然の要求である、婦人の人格を完成する上に於て缺くべからざるものであります、國家民族の基礎を鞏固にする上に於し缺くべからざるものと本員は信するのである、それは取りも直さず國民の福利を増進する所のものであると信する、世界の大戦で慘苦を深刻に舐めた文明國民は茲に覺醒する所があつて、婦人の參政權を認容する動機を以て來たことは又當然なことであると信するものである、健全なる國家、純真なる文化は男女機會均等の協力の基礎の上に初めて建設さるべきものと信する、我國民が有ゆる舊來の因襲を打破して舊套を脱し、更始一新々運命を開拓する時であると云ふことを自覺するならば、國民の全土を占むる婦人を開放して、政治的社會的位地を向上し、ヨリよきヨリ高き生活に此階級を導くと云ふことは最も緊要なことであり、國家の最も大

切なものであると本員は深く信するものである、其實に於ても其量に於ても、斯かる偉大なる幸福を招來し、斯かる遠大なる理想を實現するものは他に無いと信するものである、婦人に參政權を與へると云ふことが當然であるならば、與ふるのが人道の道理であるならば、求めなくとも與へ、戦はなくとも開いてその道に進め自覺あらしむるのが、現代の先覺者たるもの、最も大なる務めであるのであります、人類國家社會の圓滿なる發達は均等協力の基礎の上に立てらるべきものである、國政の圓滿なる發展も又男女の均等協力の上に審議せられるものではないか、諸君、男性も女性も齊しく國家を構成する分子である、天皇の赤子である、忠良なる臣民であるではないか如何にして國家を盛にするか、如何にして國民の福利を増進するかと云ふことに就ては、男性も女性も齊しく人類國家社會の爲に國政に參與するのが當然ではないか、本員はさう信するものである、封建の遺物である階級制度を打破しなければならぬ、男子獨裁政治を打破しなければならぬ、而して可憐なる女子を救ふ爲に、諸君、男女機會均等平等に政治に參與せしむるのが當然である、全國家の婦人の爲に、普迪選舉の大理想實現の爲に、婦人に參政權を與ふことは當然である、幾千萬の血に依つて日本の新文化は組織されるのである。而して此問題に對して賛成もよし、反對もよし、

正義の前に恥づるな、本員は川島肇代議士と共に、この可憐なる婦人議員四名と共に婦人参政権を主張するものである。

◎議長（岩邊彌之助君）近藤三郎君。

◎六十三番（近藤三郎君）本員は婦人参政権に對して反對する一員であります、肉彈相摩する、銜言相摩したる普選問題も、十有七年を経たる本年三月二十九日、樞密院に於て初めて御諮詢されたのであります、併し乍らこの普選案たるものも、十有七年たる非常に長日月を以て漸く通過したと云ふ風に、順序に順序を踏んで成つたものでございませぬ、然るに普選の實施と云ふことに就ては、未だ我政府に於て一度も實施したことはないのであります、然るに普選案が初めて議會を通過したから、婦人参政権に對してそれを通過させようとするのは、非常に時期尚早なるものと本員は考へるのであります、何んとなれば婦人参政権は一部婦人の要求のみにして、我國全體の婦人の要求ではないと思ふのであります、只だ單に新進婦人の要求のみだらうと本員は思ふのであります、此婦人参政権の通過した際は、第一に來るべきものは家庭の破壊であります、何んとなれば獨身者はいざ知らず、夫婦者として家庭に慰安をつけるものは妻子であります、其次に申上げるのは婦人は能力に於ても、又體力に於ても非常

に劣等だらうと思つて居るのであります、何んとなれば體力にして一瞥するに、男子は氣力及び質に於て長時間堪えるものであらうと思ひます、女子に於ては一般の例を引いて見まするに、家庭的に解釋しますれば裁縫にせよ、炊事にせよ、全部其本職たるものは現在社會に存在する男子が全部掌握して居るものと思つておるのであります、カルが故に、本員としてはこの婦人参政権を現在實施すると云ふことは、非常に危険が伴ふものと思ふのであります、それが爲に本員は反對する所以であります。

◎議長（岩邊彌之助君）望月榮子君。

◎四十三番（望月榮子君）私は只今御覽の通り咽喉を大變傷めて居りますので、お聞き取り憎い點があるかも知れませぬが、議員として議場に一度出た以上は、何等その意見を吐かなければ議員としての價値がないと思ひます、依つて私はこの苦痛を忍んで壇上に立つたのであります、悲惨なるこの心事を御諒察下さいまして是非共お静かにお聴取り下さることを切望致します、婦人参政権問題は既に議論の時代ではなくして實行すべき時代であると思ひます、私達婦人は與へられたる法則に對してその不合理なる點を指摘し、飽迄虐げられたる婦人の地位をして、憤然立つて而も眞面目且つ勇敢に戦はなければならぬと思ひます、曩に普選が布かれ、同じく虐げられたる男性

の階級には今や投票権が與へられました、之れに依つて私達婦人は、彼等が嘗てとつたと同じ要求を叫ぶのであります、只だ私達は一葉の投票用紙を行使する権利を要求するものではありません、私達人類過半数の女性の志をして、政治の上に直に反映せしむることを目的として、之れを望むのであります、プラトンは彼が持つ多くの主義の中に社會的的政治的に總て平等であると叫びました、この叫びは確かにスバルタ婦人に照して云つたものと思ひます、男女兩者の智的差異は只だ教育と環境とに依る差異であつて、何等根本的差異でないと思へます、此點に就て婦人の能力を懸念される尙早論者に對して、深く御研究を願ひたいと存じます、私達婦人は自己の悲しい悲惨なる運命の上に只だ哀愁の輓歌を唄ふのみではなくして、憤然立つて其正當なるフューマニズムの傘下に集まり、合法的権利の平等を主張して、正しく強く生きたいと思ひます、此意味に於て賢明なる議員諸君の御賛同を以て、本案の無事通過あらむことを切望して此壇を降るものでございます、私は不幸にして只今非常に咽喉を傷めて居りますので、論旨が徹底しなかつたかも知れませぬが、其點は是非御同情を以て皆さんお聴取り下さいましたことを非常に感謝致します。

◎議長（岩邊彌之助君）佐故嘉運君。

◎四十九番（佐故嘉運君）婦人參政権は最早議論の餘地でなくて、實行の段取りと云ふことをおつしやいました、私は婦人參政問題は未だ議論の餘地でなくて、未だ空理の中に屬するものであると云ふことを申し上げます、先づ女性の現在のこの一般を見渡しますと云ふと、尤も此處にお出でになります御婦人は別段であるかも知れませぬが、吾々が常に見ます所の日本の婦人に選舉權を與へて、立派にそれが行使出來、又自分の意見を其權利に據つて出來ることの婦人が、此日本の婦人の中に幾人ありませうか、此點は諸君も毎日御覽になることゝ考へます、併し曩に賛成者諸君の申される如く、人間は平等である、男女同權であると云ふことは、これは誰も躊躇するものはないだらうと思ひます、神様は人の上に人を造らず、人の下に人を造らずと云ふことを仰せになりました、之れは云ふに便利であつて日本の現在の状態をお考へになつたならば、茲に考へる餘地がありませうと吾々は考へるのであります、曩に前内閣總理大臣鶴澤總明閣下は、選舉は自由であるべきもので、選舉は公正であるべきものであると云ふことを仰せになりましたが、現在の日本の婦人の自由と云ふことが絶對にあるかないかと云ふことを先づ第一に吾々は考へるものであります、日本の婦人は徳川三百年來家族的因襲に囚はれて、未だ開放と云ふ道程を許容される時期ではな

いと私は考へるのであります……(開放するだ)……之れから婦人が最も婦人として自覚ある、最も徹底したる婦人としての自覚を持つてこそ、初めて選挙権を與へられるものであります。現在の日本の婦人の内状を考へ、從來の日本の家族制度の習慣に鑑みて、吾々は今の時期に於て婦人に参政権などを與へると云ふ事は、以ての外のことだと考へるのであります。婦人には婦人として最もヨリ以上の大責任があることを婦人にはなぜ自覚なさらぬかと云ふことを今日茲に痛歎に堪えないのであります。吾々に婦人に對する理屈を云はせるならば、婦人は日本の男兒全部を覆えすが如き大なる権利を持つておる、曩に松本總理大臣が内相の時の演説中に、男子が幾百萬寄つても婦人の一人のなすことに男子は適はないことがあると云ふことを述べましたが、この點は何んであるか、諸君、この女子は育兒と云ふ大任もあり、懐胎と云ふ大任もあるぢやないか、此點を考へて見給へ、輕々に選挙権云々と云ふことは以ての外の考へではなからうか……(男兒は兵役の大任がある)……婦人が此男兒と同じ様に選挙権を與へられたいと云ふことは、色々之れ迄婦人参政権反對論者の演説の中にあつた如く恰も婦人が婦人の自殺に等しいものであると云ふことを度々聽きました。全くその通りであります。日本の國內の容子を熟ら見るに、婦人は家庭にあつて最も有力に、

最も有益に國力の充實を圖るべき手段は幾らもあると考へます。現在婦人参政権獲得運動などと云ふものは、全體日本の中に幾らあるかと云ふことを考へて御覽なさい、日本の女子全體を代表する婦人が幾人日本國內におりますか、此點を考へても全部の婦人が自覺してゐないと云ふことは、火を暗るよりも明かな點であります。此處に百人の婦人があります、之れが全部壇上で堂々と意見を吐くものがありや否や、此處に百於て立證するのである、然るが故に、吾々は未だ考慮の裡において、時期が早いと云ふものであります。全然反對はしませぬ。

◎議長(岩邊彌之助君) 宮下勝平君。

◎十六番(宮下勝平君) 何故に人間社會は斯くも男尊女卑の弊があるかと思へば、人類愛の爲に吾々は歎かざるを得ないのである、眞の立憲政治は女子に参政権を認めることに於て、初めて其處に眞に意味を濟すと思ひます、私は此意味に於て双手を擧げて賛成致します。

◎議長(岩邊彌之助君) 川島肇君。

◎十八番(神田繁雄君) 議事の進行に就て私は前以て通告してありますが、川島君に發言を許すのは何う云ふ譯でありますか。

◎議長（岩邊彌之助君）川島君は曩に通告してありました。

（此時議席を離れて議長席に迫る者多し）

◎六十五番（川島肇君）私は婦人参政権反對者に對して謹んで哀悼の辭を申し上げます。私が婦人参政権に賛成する理由を、今條文的に話して、それから徐々に論調を進めませう、諸君、靜かに聽いて下さい、第一に於まして近視眼的良妻賢母の意味を打破せよ、第二に現代國家の家庭生活の不安は何處から來るか、第三に婦人は從屬的動物と思ふ偏見を打破せよ、第四に於て子守り歌迄政治的意味のものを唄えよ、第五に於て男性的專制政治の獨裁を打破せよ、第六に於て婦人文化の建設の爲に男子は努力せよ、第六に於て是れ即ち人類愛の第一歩であると斷定するのであります、本員が一項に於きまして、近視眼的良妻賢母に對して一矢を酬むるべからざる理由は斯うであります。嘗て英國に於て最も物價の昂騰したる時に於て、英國内に於ける婦人は斷々乎として團結しました、さうして勞働賃銀の値上げよりも、要するに國家閣員に迫つて而して物價を下落することに依つて、彼等は生活の安定を得ようとした、之れに於て何うしても彼等は家庭内に住んで居つては、新時代に處する良妻賢母は成り立たぬです、此意味に於て現代の日本に於ては何うである、勞働問題は何うである、聽て鬨争の烽火

は各地に揚つております、聽て之れが家族内に於ける勞働の分業と關係して來ます、朝早くから妻は工場に行き、父も亦朝早くから工場に行く、取殘された小供等は何うであります、父母の愛すらも解し得ないです、此弊害は何うである、要するに現代に於ける婦人に参政権を與へず、政治教育を與へない所の最も近視眼的良妻賢母に囚はれたのである、第二項に於ては現代家庭内の生活の不安は前述べた如くに、男子の專制的獨裁的政治が然らしめたのであつて、其間に於て帝國議會に於て、婦人代表者は居らぬ、吾々は特權階級者は之れを打破せんとするのである、而して吾々勞働階級なるものは、政治的意味を持つた力は最も穩健に最も公平にゆくと思ふのであります、第三項從屬的動物とは如何なることであるかと云ふと、民法に於て然り、我國に於ては婦人を從屬的動物にして、一面に於て世界的國粹とも云ふべき家族制度の時代は、駁々乎として吾々に向つて大なる烽火を揚げておる、それは即ち單なる條文上の抑壓からである、茲に不徹底極まる男性的の偏見を打破しなければならぬと私は思ふのであります、吾々が呱呱の聲を揚げてさうして母の乳を齧ぐ時に於ては無理もないが、新時代に浴して政治的に生て居るなら、政治は斯うであると若し靜かに唄つて呉れたならば、諸君、吾々は現代に於て大理想家と成つたであります、惜むらくは傳統的

に三千年來ネンネコせよと云ふ歌は知つておるけれども、然し如何にせん父は政治的に眼覚めず、母は全然盲目で、家庭に於ける起居動作は暖き愛に依つて成長して居るが、其間に於て政治的に吾々は育てられたならば既に大なる政治家に成つたかも知れないぢやないか、諸君よ諸君、舊套を脱しなければ駄目です、苟も新時代に棹す所の婦人を、家庭内に押籠ようとする所の函庭的主義に囚はれてはいかぬです、憲政の済美を期するには、尠くとも婦人に参政権を與へなければ人類の平等、人類の奉仕は出來ないと斷言するのである、願くば大なる所の犠牲を拂つて、諸君少數黨の婦人の叫びに切に賛成あらむことを切望するのであります。

◎議長（岩邊彌之助君）望月傳次郎君。

◎四十五番（望月傳次郎君）本員は婦人参政権に反対するの光榮を有するものであります、諸君、政治は如何なる點に於てもその神聖に語ることを得なければならぬのであります、政治は實際生活を離れて語ることを得ないのであります、而して我三千年の光輝ある大日本帝國の歴史を語るに於て、私は茲に婦人参政権を今叫ばんとするのであります……（三千年の歴史が微が生えるぞ）……我 明治大帝の言を聽けよ、諸君、家君の平和は何に依つて之れを保持するか、婦人は婦人の責に依つて、男子は

男子の責に依つて家庭を保持しなければならぬ、日本の家庭を保持するには日本の事實に立脚して、之れを語らなければならぬのであります、婦人参政権に諸君は頻りに外國の例を引いて、日本の政治を語らんと欲して居る様であります、之れが根本に於て吾々の反対する所であります、本員は婦人参政問題に就ては多々益々辯ずるだけの研究を持つて居るのであります、貴重なる時間を唯だ一人壇上に登つて、獨占する譯にいかないものであります、而して議論の餘地を存して、後の便利に之れだけのヒントを與へて降壇するのであります。

◎議長（岩邊彌之助君）望月絹子君。

◎二十六番（望月絹子君）婦人参政権に就きまして、先程六十五番議員より賛成の御演説がございましたから、最早私の彼是れ申上げます所はないと思ひますが、婦人参政に對し反対なさる方々の御意見の多くは、絶對根本的の反対でなくて、時期が早いとか、晚いとか云ふことの様でございますが、之れは是れ迄婦人と云ふものを政治から引離して取扱つた方が悪いので、婦人なるが故に政治上の能力がないと云ふことは何處にも見出すことが出來ないのであります、國民生活の根本を定むるのである以上は、女子には又女子の主張がございます、この主張を述べしめる機會を與へて、男

女平等の平和の世界を建設するには、時代の要求として是非共婦人の参政を第一條件としなければならぬ、私はその意味に於て本案に賛成を致す次第でございます。

(拍手起る)

◎議長(岩邊彌之助君)菊地敏治君。

◎六十四番(菊地敏治君)併し昂奮して居るものですから、私は各議員が交々立ちまゝして大分名論を吐かれたのでありますから、私の意見を申上げる必要はない様に思ひます、簡単に本案に就て批判するものであります、私は此問題を論議され第一に原案を提出されたことを非常に不思議に思ふのであります、何んとなれば民友國は民友議會に於ては、既に婦人参政権を認めておるのであります、婦人参政権を認めて婦人代議員が此中に僅かではございますけれども、選出されて議席に出られて居るのでございまして、斯く認めて居つてこの議會が組織されておるに拘らず、本案を提出されたる現總理大臣、前内務大臣松本君平氏の眞意を疑ふものでございます、松本總理大臣は婦人参政権に對して絶對なる賛成論者である、非常なる同情者と思ひきや、斯の如き矛盾極まる原案を出すに於ては婦人を侮辱するものであります、少數なる彼の可憐なる僅か許り議席を有してゐない婦人を更に虐げんとするものである、私は各議員諸

君が立法するに際しまして、婦人が參與すると云ふことを認めておつて列席されて居るのでありますから、最早議論の餘地がないであるに拘らず、反對論者のあることを實に不思議と思ふのであります、私は政府が更にこの議案を出すには、婦人参政権を認めておつたけれども、何うも反對したくなつて諸君に反對意見を求めんとするものであると思ふのである、故に私は諸君の御賛成を得て此案を否決されると同時に、總理大臣の不信任を可決されんことを望むものであります。

(拍手起る)

◎議長(岩邊彌之助君)靜かに願ひます、杉山徳次郎君。

◎六十一番(杉山徳次郎君)只今菊地代議員の賛成だか反對だか薩張り譯の解らない後を引受けて、吾々は登壇したのであります、自分としましては絶對に之れに對する反對を叫ぶ一員であります、それで只今迄賛成論者の意見を伺ひますると云ふと、人類愛云々、尙ほ又女子の動物的扱ひ云々と云ふことがございましてけれども、吾々反對論の家庭にはさう云ふ扱ひをするものはないのでありませう、若しありとすれば今迄多數の方々が無所屬と共に、此壇上で御名論を吐かれた方々の家庭にあるかの様に思ひます、さうして絶對に反對と云ふではなく將來に於ては之れは對反ではないが

女子に向つて何處迄も男子と同じ様に、この參政權を與へる時期は尠くも吾々の小供の時代、吾々の小供を満足に教育して然る後に與へむと欲するものであります、若し之れを女子が欲するならば順序としまして、先づ以て自分は不幸にして主人を失つた所の女戸主、所謂自分に子女を教育せんとして、男と共にこの荒い社會に立つて行く所の、所謂熟語で申しますれば後家さん、是等の者には男子と共に自分としては參政權を與へても宜しいかの様に思ひます、先づ以て今日迄我國で行つて來た所の、此選舉權の歴史を見ますと、徐々に擴張して來た様に思はれまするし、尙ほ又此院外に澤山お出でに成つて居る所の傍聽者諸君、其中に普通選舉權を與へられた者が居りますけれども、未だ一回も之れに參與しておりませぬのでございます、是等の人等に御遠慮しまして、順次に先づ第一に女戸主なる者に與へて、一般の女子に與へると云ふことは私は絶對反對を叫んで降壇するものであります。

◎議長（岩邊彌之助君）名倉三郎君。

◎六十番（名倉三郎君）私は婦人參政權附與に反對する所の一人であります、古いことを云ふから、頭が古い斯う云ふ風に解釋される方もありませうが、眞理は萬古に不滅であります、私はこの點に就きまして、徹底的に反對意見を申し上げたいと思ひます

が、弱き女性が自分達の爲に壇上に立つて叫ばれた其愛しい態度に同情を寄せまして少し許り申して自分の責任を果したいと思ひます、此婦人參政權問題に對しまして、吾れに權利を與へよ、婦人に權利を與へよと申さるゝ婦人諸君の主張の根本は、男女は平等であるから平等の權利を與へよと云ふのに立脚しておるのが多い様に考へます男女は同等であります、或は女の方が偉いかも知れませんが、私共は女と云ふものに對して少くも自分を産んで呉れた母に對して非常なる敬意を表しておるものであります、であるから私共は少くも婦人は吾々より劣つておるが故に權利を與へてはいけません、云ふのではないのであります、凡そこの世の中に男性と女性と二つが出来たことは之れは何う云ふ譯である、之れは各異る使命があるが故に二つのものが出来たことなのである、均しく同じ仕事をするならば初めから男だけで宜しいのである、或は女だけ宜しいのである、それを二つのものが出来たと云ふのは、二つの使命があるからである、選舉權が男子に與へられた特權と若し假に致しますれば、婦人には婦人に限つて與へられたる所の子女教養の、所謂吾々に何うしても出来ない所の、最も重い最も重大なる所の特權があるではありませんか、婦人が政治を研究されることに就ては私は最も之れを歓迎する、之れは第二の貴き國民を造るべき、所謂賢母としての資格

の上に之れを私共はお願ひもするのでありますが、一步進んでその婦人に對して選舉權を持つて頂くと云ふことは、之れは少し考へなければならぬのであります、婦人は特に婦人に與へられましたる所の仕事をしないで、政治に關係すると自分の重大なる任務を或は粗末にする虞れがあるのであります、斯う云ふ意味に於て私は婦人達は參政權を持たなくても、參政權より以上の大きな務めがあると云ふことを自覺せられてさうして子女の教養に所謂家庭夫を内助して、圓滿なる家族主義の徹底に努力せられんことを最も切望するものであります。由來婦人參政權なるものは、何う云ふ人々に依つて叫ばれたかと思ひますと、夫が待合入りに日も足らざる有様であつて、妻が何も仕事が無くて其日／＼を送つて居る所謂上流家庭の婦人である、尠くとも我國の中堅を以て任ずる所の中産階級にある家庭の婦人は、現在子女の教養に満足して居るものであります、故に私は婦人參政權には反對であります。

◎議長（岩邊彌之助君）菊地小太郎君。

◎四十四番（菊地小太郎君）諸君、今回政府より提出になりました、衆議院議員選舉法中改正法律案に對しまして、本員は滿腔の敬意を表するものであります、その賛成の意見を述べる前に、反對の爲め登壇せられた諸君の意見を一々辯駁するのが順序で

ありますが、何れも辯駁する程の價値なきことを頗る遺憾と思ふのであります、苟も諸君は何んと云はれましたか、時期尙早、或は知識が足りない、體質が虚弱、或は家庭の紊亂等を挙げました、諸君、時期尙早は之れは五十歩百歩ちやありませんか、體質の虚弱、知識の淺學は男子にもあるではありませんか、諸君、古來我國は夫唱婦和、此夫唱婦和の家庭に紊亂の事實が起りませうか、敢て反對せんが爲に反對致しましては、本員等は辯駁する必要なしと信するのであります、諸君由來普通選舉は吾れは人なり禽獸にあらず、生命と財産とを擧げて彼の生殺興奪を一任した所の專制治下の奴隸人でなく、生命と財産を自己自ら支配する権利を有するものであると云ふ一大思想から出發したことである、果して然らば此大思想は男女に依つて區別されることが出来ませうか、諸君、我民友青年議會に於ては萬綠叢中紅四點の婦人代議士を擁して居るではありませんか、實に我立憲政治をして有終の美を濟さしむるのは、民友青年代議士六十五人の諸氏は實に中外に對して、此女流代議士を有することを最も誇りさせなければならんではありませぬか、然るに此純真なる政治家諸君の一部にこの改正法律案に反對せんとするのは、私は斯う云ふ即ち諸君は實に立憲政治を茶毒し自ら自殺をなすものであると信するものであります、女は人間であるか物品であるか、之れ

を貨物として取扱ふべきか、今日常識ある人であれば何人と雖も人の人格を認め、人格を有するものであると取扱ふべきは如何なる反對者諸君と雖も否定せざる嚴然たる事實であらうと思ひます、國民の全半數を占むる即ち三千五百萬の可憐なる婦人の爲に正義人道より立脚致しまして、婦人に參政權を附與すると云ふことは、吾々青年政治家を以て任ずる者は頗る妥當なりと信ずるものであります……(さうである)……諸君、心靜かに社會の實相を御覽なさい、その昔ブルヂヤ階級に對して虐げ來りたる所の無産者の仲間、彼も人なり吾も人なりと云ふ思想が澎湃として起るや、さしも強大に誇つた資本家も孤城落日の運命に逢着せんとしつゝあるではありませんか、之れと同じく婦人の間には、吾れも人なり彼れも人なりと云ふことが胸に迫つて來て、有ゆる規範を脱して社會の實務に舞臺は轉換せられ來つたのであります、而して其事業たるや實績に於て頗る否蹠的の効果のあるを見ます時は、私は婦人をして實に參政の權を附與し、行詰れる内事外交の刷新をしたならば、聽て國難を福と化する之れ要諦なりと信ずるのであります、諸君、今や普選は布かれて生氣横溢せる青年が國家の代表に立つたではありませんか、此新進有爲の新婦人に對し參政の權を附與するのは、實に國家進運の大極より當然なりと信ずるものであります、諸君、憲法發布は明治文

化の花となり、婦人參政權の附與は之れ大正の實となると信するのであります、此意味に於て何卒この改正法律案に對し、滿場一致御賛成あらんことを望みます。

◎議長(岩邊彌之助君)小澤慶一君。

◎三番(小澤慶一君)本員は茲に三千萬人の婦人を代表して感謝の意を表する一員であります、本民友青年議會に衆議院議員改正法律案の提出されたことは、誠に吾々として賛成する一人であります、今日普選を布かれて吾々に參政權を與へ、而して女子に參政權を與へないと云ふのは大に不均衡ではないか、諸君、靜かに聽いて呉れ給へ、廣く民衆に參政權を與へると云ふのが參政權の意味であります、舊來の陋習を破り、而して日本の改革に努めんとするものは、宜しく婦人に參政權を與へる必要があらうと思ふのであります、諸君、家庭なり國家なりは不平では遣つて行けないのである、所謂一家に於て一婦人が不滿を懷いたならば、其家は凋落の氣味が生ずるのであります、婦人は一家の一員として而して良妻賢母ではないか、婦人參政權に賛成して宜しく諸君がそれを相扶けて、而して政治の道程に進めむことを望みます、諸君よ諸君、米國は一千九百十八年に婦人に參政權を與へたのではないか、米國は一千九百二十年

に於て婦人に大統領の選舉權を與へたのではないか、而して我國は五大強國の一として其覇を東亞に握らんとする時、我帝國の婦人に參政權を與へない、之れ社會不均等の結果ではないか、斯うして諸君よ諸君、婦人に參政權を與へるのは目下の急務である、彼の兩翼ありて宇宙を飛ぶ鳥を御覽なさい、片方の羽が落ちたならば、鳥が飛ぶことが出来ないと同様ではないか、婦人が國民でなくて何んであらう、電氣は暗夜に依つて輝く、國家は國民に依つて繁榮する、共存共榮の先覺者として、吾々は婦人に參政權を與へないと云ふのは、最も不均等なる最不可解なる所の事實であります、諸君、願くば此民友青年議會を第一の土臺として、而して日本の國を革新するには婦人に參政權を與へるのが最も必要であります、而して貧民の爲に參政權を與へないと云ふ様なことは、最も之れは憐れむべき状況ではないか、今や公私の爲にその救助を受けて居る者は非常なる生活の苦痛を與へられておるのであります、之れも矢張り不平不満があつては社會政策上宜しくない、諸君よ諸君、斯う云ふ者を憐れむのが愛の根本ではないか、諸君よ諸君、冀くば此國家の道程として婦人に參政權を與へることに對して賛成を希望するものであります。

◎議長（岩邊彌之助君）星野勝議君。

◎三十二番（星野勝議君）私は今迄各多數の賛否兩論の意見が岐れて交々熱辯を振ひました後に出まして、未だ賛成者諸君の中に、婦女子の賣買の撤廢を叫んで然る後に婦人參政權云々を云はぬのは、之れは甚だ矛盾と云はざるを得ないではないか、考へて見給へ、同じ人間であり、同じ生存權を認められる人間であるならば、何が故に此問題を先決問題としないか……（建議案が出ておる）……（それを認めた）……何が故に此移民問題を決議したりと雖も、此ことに就て言及する餘地無きかと云ふことは、甚だ疑ひを懷くものであります、何んとなれば婦女子賣買の撤廢は……（脱線）……建議案に於て決議したりと雖も、此實例は果してありや否や、私は此點に於て大に疑ふのであります、先づ以て此問題を先決問題として然るべきと思ふ、而して婦人參政權問題を論じたいと思ふのであります……（もういゝよ）……時間も澤山無いと云ひますから之れで失禮致します。

◎議長（岩邊彌之助君）小澤慶一君。

◎三番（小澤慶一君）討論を打切り三讀會に移す動議を提出致します。

（異議ありと云ふ者あり）（異議なしと云ふ者あり）

◎議長（岩邊彌之助君）總理大臣松本君平君。

◎總理大臣（松本君平君）本議會に政府より提出致しましたる、衆議院議員改正法律案中に於て、婦人參政權の議事を終始諸君の御議論を傾聴致して居つたのであります。誠に諸君の熱心なる御議論と又深淵なる論鋒に對しては敬意を表せざるを得ないのであります。御承知の如くに此議會は、既に婦人參政權を認めて、さうして議員中にも既に數名の婦人代議士が居る譯であります。圖らざりき今夕此議會に於て尙ほ力強く婦人參政に反對する所の青年諸君のあることに驚かざるを得ないのであります。時代は既に過去の夢と去つて、今日の世界に於て尙ほ婦人參政權の早きを唱えるものは恐らく世界の何れの隅に行つても見出すことが出来ず、恐らく日本と南洋の奥に居るホツテンドット若くはシンベバルと云ふ野蠻民族より外にはないと思ふ、若し諸君が世界に於ける文化の三大國民の一としてその誇りを持つならば、諸君は何んの顔色あつて今日の世界の文明に對することが出来るのであります。か、世界の既に文化は諸君を遙に數百年後に押し流しておるのであります。今日茲に新らしき青年議會が組織されて此理想を以て國民を率ゐ、此理想を以て帝國の運命を決せようとする時に於て、諸君が尙ほ此議案に反對せらるゝことは、甚だ奇怪なる時代錯誤の議論と云はねばならぬのであります。諸君、帝國議會は諸君が理想を以て導かむとする所の議會であります。

其第五十帝國議會に於て、既に婦人參政權の建議案は通過して、國民の意思は之れに於て達成せられておると云ふことは、諸君が承知でなければならぬのであります。若し諸君がこの議案に反對せられて、若し此政府案を否決する様なことがあつたならば、恐らく後世に笑ひを遺すことになると思ひます（議長岩邊彌之助君「簡単に願ひます」諸君、何うぞ此案はこの議會に於ける所の最も大切な議案であり、且つ此議案は政府の運命に關する問題であります。殊に此議會に於て婦人代議士諸君が論ぜられた所の議論は、正々堂々として誠に男性の諸君の議論を凌駕する所の議論と雄辯であります。此事柄は時代が既に婦人參政權を認め、此事柄は時代が既に優秀なる婦人の明白なる雄辯に語るものであらうと思ひます。願くば諸君は重大なるを感じられ、青年議會の責と貴き運命とを考へられて、實に此案に諸君の満場の賛成を以て通過あらむことを本大臣は茲に希望を述べて、諸君の御考慮を煩はすのであります。

◎議長（岩邊彌之助君）本案は曩に、小澤君より動議のありました如く、議長に於て之れは一任されました、それ故に議長は之れより投票を致します故に、皆さんは青いのと白のがありますから、反對のものは青、賛成のものは白を御使用下さい。

（之れより投票をなす）

◎議長（岩邊彌之助君）投票洩れはありませぬか、ないと認めます、之れから投票函を閉鎖致します、之れより開票致します、只今普通選舉法中婦人參政權に關する所の投票をいたしました結果、議長より發表します、總數五十五票、白が二十八票、青が二十七票、結局一票の差を以て賛成が勝ちました、故に原案は可決致しました、只今の問題は第三讀會を省略して、可決確定して御異議はありませぬか……（異議なしと呼ぶ者多し）……それで之れは可決確定致しました、次に清水港に關する建議案を付議致します、之れに就て提出者清水兵一郎君に説明を願ひます。

◎三十七番（清水兵一郎君）私の提案致しました清水港の設備は、之れを擴張して東洋の中樞の、貿易港たらしむる必要があると云ふ提案でございます……（簡單に願ひます）……理由を説明致します、清水港は東海中樞に位しまして、天下の景勝地三保の松原が自然に防波堤となりまして、其處に存しております所の天然の良港であります此清水港は明治三十二年に開港場に指定せられて以來、静岡縣に於ては其修築費として、相當多額の費用を出しまして修築致したのであります、又目下内務省に於ましては、岸壁の築造中でありまして、之れが完成致しましただけでは、何うしても未だ横濱、神戸等の港としての設備が及ばないことが遠いのであります、御承知の通り清水

港は東海の中樞にありまして、そのみならず日本の中心であります、而も産業の最も發達せる静岡縣にある良港であります、これが設備を擴張致しまして、大貿易港となすことは、我國産業の發達上最も大なる關係があります、故に私はその設備を速に完成致しまして、大貿易港とせむことを切に望む次第であります、尙ほ此案に就ては内務大臣に序に御意見を伺つておきます。

◎議長（岩邊彌之助君）望月傳次郎君。

◎四十五番（望月傳次郎君）只今清水兵一郎氏から提案になりました、清水港擴張に關する建議案は、地勢の關係から見まして、或は將來の國策上の問題に就きましても頗る有意義にして且つ必要なることを痛切に感ずるのであります、故に諸君は慎重審議の結果、滿腔の敬意を表して御協賛あらむことを切望する次第であります。

◎議長（岩邊彌之助君）内務大臣井上剛一君。

◎内務大臣（井上剛一君）只今清水築港に關しまして、此建議案の提案者である、清水兵一郎君より内務大臣の意見を聽かれましたに就て、簡單に所見を申し述べます、清水港は提案者より御説明の如く、明治三十一年でありましたか、特別輸出港にされ明治四十一年に静岡縣會と致しまして、四十一年度の追加豫算として、浚渫船、曳船

泥除船等を購入されて、爾來埋立にその事業の遂行上一大努力を傾注し、後又國庫補助の下に清水築港の企をしておりますことは、諸君の御覽の通りの次第であります、従つてこの清水港は我東海の中樞に致しまして、物資の輸出入に至大な關係を有するものなるが故に、政府は努めて提案者の趣旨に添はむことを茲に言明するを憚らざるものであります、現に静岡縣知事より政府に對しまして、曩に縣の豫算編成に當りまして、内務大臣に稟議せられました結果として、承る所に依れば静岡縣會に於ける目下議案中特別會計と致しまして、静岡市より江尻間の國道改修に關する豫算が提案されておる様であります、その豫算は二百五萬圓でありまして、十二間幅の國道改修に關する費用であります、今や清水港の現状を見ますのに、材木は積んで山の如く米國より輸入されます所の、杉、檜等今日は等は積んで山を成しておる、然るに静岡と清水との間に於ける交通機關と致しまして、此省線の外に地方鐵道に依る電車が開通されて居りますが、此電車の線路は國道を横斷して居る様な次第でありまして、其運搬の不便實にこれに過たるはなしと見て、政府は目下静岡縣會に於て提案せられておる、二百五萬圓の豫算に對しては、三分の一の國庫補助を與へると云ふ迄に、此清水港に向つて一大注意を拂つておるものである、故に諸君の滿場一致の御賛成に依

りまして、此建議案が通過せられ、議長より政府に回付されましたならば、政府は大考慮を拂つて、多數各位の御期待に添ふて以て輸出入貿易港として、他の神戸、横濱等に對して遜色なきを期せむとするものであります、これを言明致します。

○議長（岩邊彌之助君）本案に對する賛否の御意見はありませぬか。

○三番（小澤慶一君）緊急動議を提出致します、本案はこれを以て即決可決あらむことを希望致します。

○議長（岩邊彌之助君）小澤君の動議に御異議はありませぬか……（異議なし）……それでは御異議のないものと認めて、之れを即決致します、小川富士太郎君。

○十五番（小川富士太郎君）昨日來委員付托に成つております、政府案は協議の結果委員長より私の手元迄参りましたから、全院委員長が各委員長に代りまして御報告致します、府縣制中改正法律案、これは通過しまして第二讀會に廻つております、市制中改正法律案、これも同様であります、町村制中改正法律案、これも同様であります、大學特別會計法中改正法律案、これも同じであります、陪審法中改正法律案、これは大正十七年度後に於て實施さるべきに就き、來議會迄保留研究する事に成つて、殖民法中改正法律案、これも通過して第二讀會に廻つております、以上御報告申し上げます。

○議長（岩邊彌之助君）只今全院委員長小川君より、昨日來委員會の経過並に結果を報告されました、これを第二讀會に廻すことに就て御異議はありませぬか……（異議なし）……それではこれを一括して確定致しますが、御異議はありませぬか……（異議なし）……御異議のないものと認めまして確定致します、大藏大臣岡崎伊勢藏君。

○大藏大臣（岡崎伊勢藏君）各省大臣から色々請求のありました豫算に對しまして、財政上の缺陷を補充すべく、又本政府の最も重要案件と致しております、地租及び營業税法の廢止に伴ひまして、一億三千万圓許り財政上に缺陷を生じまするので、所得税法中改正法律案、並に相続税法中改正法律案を提出致しました次第であります、其内容に就ては茲に議案に記載してあります通り御承知を願ひます、此説明を致しますると長くなりますから總て省略致しますが、只だ相続税法に就ては免稅點を參千圓と致しまして、相続税法に就ては免稅點を壹萬圓としまして、それ以上は累進率に依つて課稅を致しまして、最高率は二分の一迄徵收する決心であります。

○議長（岩邊彌之助君）岡崎大藏大臣より説明されましたことに就て質問を許します、質疑はありませぬか……（質問なし）……それでは讀會を省略して可決確定して差支ありませんか……（異議なし）……それでは之れは確定致します、次に小川君。

○十五番（小川富士太郎君）先程差上げました、友部議員、小澤議員の提出になつております、國立育兒院及び教育院設置に關する件、之れは即決可決を望みます。

○議長（岩邊彌之助君）今の小川君の動議に對して、御異議はありませぬか……（異議なし）……それでは即決確定致します、次に民法中改正法律案の建議案であります、之れは提出者鈴木久作君に先づ以て説明を願ひます。

○五十一番（鈴木久作君）私は民法の改正建議案を提出致しまして、私が日常の業務に携つて居る間に痛切に不備を感じた點に就て、これを建議案と致し諸君の慎重審議を経て、而してこれが通過を切望して止まぬものであります、併し乍らその建議案たるや非常に多かつた爲に、時間の關係上これを削減しまして、遂に其内の最も重要視されておる所の問題の一つだけに止めることに致しましたのであります、従つて時間を制限された爲に、私の意見を十分に發表すると云ふことが出來得ないと云ふことを遺憾とするものでございます、併し乍ら説明の中にこれに關聯しております關係上幾らか精しく申し上げたいと思ふのであります、それは現行民法第三十一條第二項の改正案であります、これは目下法制審議會に於て、民法改正案と云ふことは非常に避けたいと云ふ風であります、私が日常業務に携はる間に最も深くこれが痛切に感じたの

でございます、それは何う云ふ譯だと云ふと、現行法には死亡したる子に直系卑屬ある場合に限つてこれを認知し得ることが規定してあります、それが爲に母子の上に及ばず影響が甚だしいものがあるのでございます、これはその直系卑屬が在る場合に限らずして、死亡した子に對して、總て認知を許すと云ふことの改正を私は絶叫するのではありません、なぜなれば直系卑屬があるが故にこれを認知し、而して直系認知の理由は何等見るべきものがないと云ふことを感ずるのであります、これに就ては事實の問題として澤山起るのでございます、それで私は事實の問題として起るのは何ふ云ふ點であるかと云ふと、茲に日本古來の慣習と致しまして、三三九度の杯事に依つて婚姻が成立致します、併し乍ら法律が許した所の婚姻でない爲め、現行法はこれが効力を規定されておりませぬ、即ち婚姻は届出がされてない爲に、法律はこの婚姻と云ふものを認めないが爲に、其實上夫婦間に生れた所の小供が、民法の解釋から云ふと、婚姻後三百日以内に生れた小供は、矢張り其夫婦の子であると云ふことになるので、事實婚姻後生れたる所の小供は、これは若し婚姻成立なき期間に於て生れたのだからこれを認めることが出来ない状態に成つております、従つてその事實上の夫婦間に生れた所の小供が、婚姻成立後三百日以内に生れて、而もそれが出生届をすることなく

して死亡したる時は生れた小供に對し認知する規定が設けられてゐない、直系卑屬がある場合に於てこれを認めると云ふことは、私はこれを改正しまして、第三十一條第二項を父又は母が死亡したりと雖もこれを認知することを得、斯様に改正せられむことを切望するものであります、何うか本建議案は諸君におかれましても、慎重審議なさいまして、御賛成あらむことを望む次第であります。

◎議長（岩邊彌之助君）只今鈴木君の建議案に對して、御異議はありませぬか……（異議なし）……御異議のないものと認めて可決確定致します、尙ほ多數の建議案は、これを時間の都合上一括して可決確定致しますが……（異議なし）……それでは御異議がないと認めましてさう致します、次は書記官をして多數の建議案を朗讀させます。

一、茶業振興に關し國庫補助の建議案

を附議し提出者合藤八君の説明、村田穎一君の賛成あり即決可決

一、賣藥印紙税を廢止し化粧品印紙税を以つて替ゆるの建議案

（提出者吉村隆君）

一、富士山國立公園設置に關する建議案

（提出者土屋淺次郎君）

- 一、拓殖政策の確立に關する建議案
(提出者星野勝隣君)
- 一、肥料及び豆類汽車輸送賃金に關する建議案
(提出者下川善藏君)
- 一、身延線貨物輸送賃金に關する建議案
(同)
- 一、富士身延鐵道全通に關する建議案
(提出者矢部孝次君)
- 一、甲府市川間政府施設線速成に關する建議案
(同)
- 一、中産階級以下の商工業者救済に關する建議案
(提出者宮下勝平君)
- 一、縣稅雜種稅制限法律案の設置に關する建議案
(提出者小城保君)
- 一、町村補習學校卒業者に對し中等學校卒業程度の學力認定試驗證書附與に關する建

議案

- (提出者神田繁雄君)
- 一、民法中改正に關する建議案
(提出者望月榮子君)
- 一、勞働時間制限に關する法律案
- 一、婦人及幼年勞働者保護に關する法律案
- ◎議長(岩邊彌之助君) 本建議は今讀んだ通りであります、これ等は御異議はありませぬか……(異議なし)……確定して差支ありませんか……(異議なし)……それでは可決確定致します、次は政府提出にかゝる勞働組合及び勞働案を一括して付議致します、可決確定して御異議はありませぬか……(異議なし)……御異議がないと認めまして可決確定致します、次に未だ富士身延鐵道に關する建議案があります、これを議題に供します、この建議案に就て矢張り即決可決を願ひたいです……(異議なし)……それでは即決可決確定致します、これにて議案全部議了致しました、之より閉院式をやりま

閉院式

◎民友新聞社長(岡崎伊勢藏君) 只今より閉院式を行ふに當りまして、一言御挨拶且

つお禮を申し上げます、民友青年議會開催の趣旨は豫め申し上げましたる如くでありました所、諸君は遠近より選出せられて、既往三日間に亘りまして、純真なる青年の意氣を發揮せられまして、名論卓説を議場に反照せしめ、さうして眞に民友青年議會の精神を發揮せられまして、議會の名譽を擧げられたことは勿論であります、又主催者となりました新聞社に對しましても、非常な光彩を與へられましたことは、主催者として非常に諸君に感謝する次第でございます、茲に諸君連日御苦勞の御禮を申上げて閉院式の御挨拶に代へる次第であります。

◎議長（岩邊彌之助君）僭越ながら全議員を代表して、一言御挨拶を申し上げます、三十日以來主催者民友新聞社、各位の懇切周到なる御配慮と諸般に亘る御高教に依つて今日あるを得たことは、吾等議員の衷心感激に堪へない處であります、吾等六十五名の議員は協調一致、青年の誇りとする純真さと研究的態度を以て、今後の國民生活と政界の革正に向つて直往邁進し、一は以て各位の御高志に報ひ、一は以て青年の任務を盡したいと覺悟しておりますから、御高教を祈つて止まないものであります、最後に各位の御指導と議員諸君の御後援に依つて、不肖岩邊が議長の職責を大過なく終了したことを深く感謝します。

同日午後十一時二十分閉會

終

民友青年議會速記錄

定價貳圓

大正十五年九月十五日印刷

大正十五年九月二十日發行

著作兼
印刷人並發行所
森田喜代作

靜岡民友新聞社內
靜岡市七間町二丁目廿三番地
印刷所
靜岡民友新聞社

發行所
靜岡民友新聞社內
民友青年議會
速記錄刊行會

終

